

2015

九州共立大学研究紀要

第6巻 第1号

研究論文		
石坂 庸祐	組織双面性としてのダイナミック・ケイパビリティの構想	(3)
大谷 美咲, 森江 由美子	教育現場におけるスポーツ事故に関する損害賠償責任の法的根拠② —安全配慮義務についての考察—	(13)
成富 勝, 千々和 九州男	九州共立大学「ビオトープ自由ヶ丘」の環境特性と絶滅危惧野生生物の保護	(23)
日高 和美, 高橋 佳代, 白石 忍, 野田 耕, 小屋 菜穂子, 四方田 健二, 久保田 もか	教職実践演習の取り組み(2) —教育実習事前事後指導と関連させた授業方法の開発—	(29)
水戸 康夫, 八島 雄士, 進本 眞文, 権 純珍	教科書購買と単位取得数との関係	(35)
粟谷 健礼, 篠原 純司, 辰見 康剛, 中村 奈菜	九州共立大学リコンディショニンググループにおける学生トレーナー教育と学生アスリート サポートの充実化に向けた医療機関との連携方法の検討	(43)
研究報告		
篠原 純司, 成富 勝, 辰見 康剛, 中村 奈菜	九州共立大学におけるスポーツ事故の防止と緊急対応計画導入の取り組み	(49)
研究論文		
長谷川 伸, 船津 京太郎	野球投手の身体における深層筋と浅層筋の形態的特性	(57)
研究報告		
樋口 行人, 大下 和茂	健康運動指導士認定試験対策としてのeラーニング講座の教育効果	(63)
研究論文		
古市 勝也, ブストス・ナサリオ, 山下 陽平	大学が「COC」(地域コミュニティの中核)となる活動推進プログラム開発に関する研究 ～「学生消防隊」の結成と「地域防災講座」の開発～	(67)
研究報告		
辰見 康剛, 篠原 純司, 有吉 晃平, 粟谷 健礼, 中村 奈菜	2014年度リコンディショニンググループ活動報告と今後の展望	(75)
研究論文		
高橋 啓太	現代高齢社会と戦後の小説—安岡章太郎「海辺の光景」	(79)
論 文		
永松 美保	スカイプを用いた英語個別指導の学習効果と学生の反応	(87)
研究論文		
包 阿栄	内蒙古大学日本語学部の学生の学習ストラテジーについての—考察—	(95)
包 賀喜格図, 包 阿栄	「満洲国」の日本語教育についての—考察—「満洲国語研究会」を中心に	(101)
研究報告		
原口 誠, 池本 友洋	九州共立大学における100円朝食キャンペーンはどのように利用されているか —2014年度の利用実態分析—	(109)



九州共立大学の開学50周年記念号に寄せて

九州共立大学は1965年4月に福原軍造理事長・学長のもとに開学し、今年で50周年を迎えました。開学2年目の1966年2月には『九州共立大学紀要』が創刊されました。創刊号の「発刊の辞」で福原軍造先生は次のように述べておられます。

「私共は1963年夏パリで開催された第10回家政学国際会議（10th International Congress of the Home Economics）に出席し、つづいて欧米各地の私学教育の実態を見学調査して帰りましたが彼の地に於ける私学、特に大学教育の進歩していることを見聞し、昨年4月九州共立大学経済学部を開学することになったのであります。」

1964年には東京オリンピックが開催されて海外旅行の自由化が開始されましたが、福原軍造先生が渡欧された1963年は渡航手続に多大な労力を要し、渡航費も相当なものであったことが推察されます。このような労苦を厭わず、九州共立大学における教育研究の進展に挑まれていた福原軍造先生の崇高な志が感じられます。

九州共立大学は半世紀の伝統を礎にして教育研究を充実させながら、あわせて我が国の高等教育の発展に貢献し日々深化しなければなりません。そのひとつとして今後も『九州共立大学紀要』は掲載論文を介して、優れた学術情報を本学から広く国内外へ発信し続けるものと確信しております。

開学50周年に寄せて、福原軍造先生をはじめとして本学先駆者の皆様に対して敬意と感謝の念を表しつつ、九州共立大学がさらに大きく飛躍するよう、教職員一同、未来への希望と意思を新たにする次第であります。

2015年9月30日

学校法人福原学園
理事長 福原 公子

九州共立大学の開学50周年記念号に寄せて

九州共立大学は今年創立50周年を迎え、『九州共立大学紀要』も、おかげをもちまして、今年50周年の記念号を刊行することとなりました。これもひとえに、創立・発展のために惜しまないご支援・ご協力を賜りました皆様のおかげと深く感謝の意を表すとともに、ここに衷心よりお礼申し上げます。

福原学園の建学の精神である「自律処行（自らの良心に従い、事に処し善を行う、の意味）」は本学の学是でもあります。本学はこの学是を教育の基本理念とし、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成することを目的としています。さらに、社会に適応できる自立した職業人を養成する大学を目指し、教育活動の充実や学生支援の充実を基本目標に掲げ、各学部の教育課程編成方針に対応した教育活動を展開しています。

近年、我が国の高等教育機関を取り巻く環境は、大きく変化しています。本学は幅広い職業人を養成することを目的とし、各学部の特色を明確にして、学生と教員が共に立ち、教職員が一丸となってサポートしてまいります。また、来る創立100周年に向けて、これまでの伝統を確実に継承し、九州共立大学の名称に込められた「学生と教員が共に立つ」という原点を忘れることなく、教育体制を充実させていく所存です。

本紀要には、各専門領域における教育研究の成果が多く投稿されています。その一編一編が本学の教育の発展に貢献していくものと確信しております。今後も本紀要の掲載論文を介して、本学の職業人養成に寄与し続けることを祈念しております。

2015年9月30日

九州共立大学
学長 奥田 俊博

[研究論文]

組織双面性としてのダイナミック・ケイパビリティの構想

石坂 庸祐*

Designing the Conceptual Framework of Dynamic Capability from the Viewpoint of Organizational Ambidexterity Perspective

Yousuke ISHIZAKA*

Abstract

In this paper, we try to design the conceptual framework of dynamic capability from the viewpoint of organizational ambidexterity perspective. The concept of Dynamic capability (DC) refers to the capacity of an organization to purposefully create, extend or modify its resource base in response to (radical) environmental change. Organizational ambidexterity (OA) refers to the ability of an organization to both explore and exploit, but especially much of the ambidexterity literature seeks to identify ways to help firms enhance their capacity for exploration without sacrificing their exploitation abilities. We show that the protection and enhancement of exploration for the central issue of OA is an important function of management-level DC. Then, we point out that a strategy of the probability maximization to raise frequency and precision of exploration is effective to perform this function. In addition, we suggest that the implementation of internal and external environmental monitoring (environmental surveillance and capability monitoring) plays an important role as a means to increase the probability of successful exploration, and improvement of its skills greatly enhance the effectiveness of DC. We show the strategic transformation of FUJIFILM Holdings Co. as a successful example of this type of DC. Finally, we state some implication for future research.

KEY WORDS : dynamic capability, organizational ambidexterity, exploitation and exploration, probability maximization, environmental monitoring

1. はじめに

本稿は、企業組織が環境変化に対してダイナミックに自身を変化させて適合することを可能にする能力、いわゆる「ダイナミック・ケイパビリティ (dynamic capability: 以下、DCと表記)」の概念とそれに基づく戦略アプローチについて、今後の理論的・実証的研究における一つの基礎となりうる統合的なDC理解を構想・提示しようとするものである。

その際、われわれはDCを論じる‘補助線’として「組織双面性 (Organizational Ambidexterity: 以下、OAと表記)」のアイデアを採用することによって、ある特定のタイプの(興味深い)DC理解の構想が可能であると考えている。OAの概念は、組織(学習)活動における新規領域の‘探索(exploration)’と既存領域の‘活用(exploitation)’の適切なバランス化の必要性和有効性を示唆するが、実は多くの場合に「活用を犠牲とすることなく、いかに企業が探索を高めるか」すなわち、‘探索の保護・強化’が企業組織にとって重要な戦略課題であることを強調している。

本稿において、われわれはそうした探索の保護・強化が特に経営者レベルのDC (Dynamic Managerial Capability: 以下、DMCと表記)の重要な機能となりうることを指摘し、その機能遂行にあたって、探索の(総体的)‘頻度’と(個別的)‘精度’を高めてその(事前の)成功確率を最大化する戦略が有効であることを示す。そして、特に探索の精度を高める「(内外の)環境モニタリング」という行わないし仕組みが、MDCの中核的機能(ミクロ的基礎)となりうるものであり、その機能向上が、DCの有効性を大いに高めうるものであることを主張する。

2. DCアプローチの基礎的理解

(1) DCアプローチの意義と現状

DCアプローチは、現代の経営戦略論における2大学派、すなわちMichael E. Porter (cf. Porter, 1980)の「戦略ポジショニング論 (strategic positioning approach)」,そしてJay .B. Barney等(cf. Barney, 2002)によって展開された「資源・能力ベースの見解 (resource/capability-based view)」などに続く(直近では最後の)‘ビッグ・アイデア’の一つである。それは、1990年代後半に登場して以来、特に資源・能力ベースの戦略の‘限界’を文字通り「ダイナミックな視点」から乗り越えるアイデアを示すことで「経営学を延命

させた」と指摘されるほどの影響力を持つに至っている(菊澤, 2015: 60-62.)。

一般にDCの概念は、「急速に変化する環境への適合のために内外の能力を統合、構築、再編する企業の能力」(Teece et al., 1997: 516),あるいは「組織が意図的に資源ベースを創造、拡大、修正する能力」(Helfat et al., 2007 [邦訳] 2010: 2)のように定義される。いずれにしるDCは、「企業組織に(ラディカルな)環境変化への適合を可能とする組織変化を保障」するものであり、それが資源・能力ベースの戦略が直面した、いわゆる「コア・リジディティ (core rigidity) 問題」(環境変化によって従来の強みが一転して弱みに転化する現象)のダイナミックな超克を可能にし、またその結果としての企業組織の持続的な成長ないし存続の実現が期待されたのである。

そして、こうしたDCアプローチには、後の展開の出発点となった、いくつかの重要な業績が存在する。まず、前出の定義とともに同概念を初めてこの世に送り出したTeece et.al. (1997)がある。また、市場ダイナミズムの程度に注目してDC概念を拡張し「市場変化に適合、あるいは変化を創造するために資源を統合し、再配置し、獲得し放出する組織プロセス」(1107)と定義したEisenhardt and Martin (2000)がある。そして、メタ能力としての組織的な学習メカニズムに注目し、DCを下位ルーティンの変化を誘導する「学習された、安定した集合的活動のパターン」(340)と規定したZollo and Winter (2002)がある。これらの業績は、まさにDCアプローチ発展の土台を形成したのであり、その上でDCの概念とそのアプローチは、(狭義の)経営戦略領域の境界を超えて広く議論の対象となり、言及がなされてきた。

しかしながら、その発展状況はけして一枚岩だったとは言い難い。そもそも、上記の重要文献の間に解消困難な‘意見の相違’を含んでいたこと、またその重要性が広く認識され浸透する一方で、様々な(学問的)立場からの多様な解釈が生じたこと、さらには同概念がその質・量の問題に関わりなくあらゆるレベルの組織変化と結び付けられる、いわば‘DC概念の乱用’等によって、DCアプローチの現在は、かなりの‘混乱状態’にあると言われている(Easterby-Smith, Lyles and Peteraf, 2008; Di Stefano et al., 2014; Fukuzawa, 2014)。その結果、現時点においても、たとえばDCは1つの組織能力である限りにおいて、「ルーティンといえるのか(また、それ以上の‘何か’を含むのか)」、また、DCが適用されるべき(市場)

環境は「ラディカルな変化の存在を必須とするのか(変化の少ない安定期にも機能するのか)」、そして、DCそれ自体は単独かつ直接的に「(持続的)競争優位の源泉となりうるのか(なりえないのか)」等、多くの‘争点’が残されたままであり、アプローチ内部ですら相互交流が困難な状況がある。

本稿は、こうしたDCアプローチの‘混乱状態’を前に、われわれ自身の今後の理論的・実証的展開の基礎となる‘立ち位置’を確立することをも一つの目的としている。次節では、「組織双面性としてのDC」の構想を展開する基本的前提となる、われわれ自身のDC理解(仮説)を提示する。

(2) 基本的前提としてのDC理解

本節では、本稿の目的である「組織双面性としてのDC」の前提となる、(われわれの)基本的なDC理解を示しておきたい。本来であれば、個々の争点に関して十分に吟味すべきだが、(紙片も限られているため)ここでは、いくつかの「前提」とその要点のみを提示しておく。

【前提①】(本稿で扱う)DCは、いわゆる「ダイナミック・マネジリアル・ケイパビリティ(DMC)」を指す。

DCの内容あるいは所在については、例えば全社戦略を担う経営者・経営陣の(担うべき)能力として以外にも、研究開発やクロス・ファンクショナル・チーム、あるいは買収(M&A)など組織の部分的機能に注目するケース(cf. Eisenhardt and J.A.Martin, 2000; Helfat et.al, 2007)がある。しかし、本稿では、典型的な経営者の役割に該当する「組織の資源ベースの創造・拡大・修正を実行する経営者の能力」を表す、いわゆる‘DMC’を前提としている(Adner and Helfat, 2003)。

このDMCとしてのDC理解は、同アプローチの提唱者であるTeece(2007, 2009)のDCを‘経営者の(個人的な)能力’とする見方に整合的なものである。ただし近年Teece(2012)は、DCが経営者個人の能力以上のもの、すなわち、「(高度に)パターン化された組織的ルーティン」として現象する可能性を示唆している(1400)¹。われわれは、こうしたTeece(2012)の示唆を受け入れ、(一部機能が)組織的に遂行される可能性を含んだDMCを前提とする。

【前提②】DCは、「(経験的)学習」を通じて獲得した能力の一部として‘ルーティン性格’を帯びる。

DCが一回限りのアドホックな試みでなく、繰り返し利用可能な組織能力(の一つ)である限りにおいて、ルーティン的な性格を帯びると考える論者は多い(cf. Zollo and Winter, 2002; Winter, 2003)。

ただし一方で、DCのDCたる所以が‘リジディティ化’した既存能力とそれを支えるルーティンをダイナミックに変化させることにあるならば、「DC=ルーティン」という理解は、論理的に矛盾しているという異議も存在する(cf. Schreyögg and Kliesch, 2007)。しかしながら、われわれはそうした論理矛盾については、むしろ現実的な「DCの限界」として受け入れるべきだと考える。そしてそれは、以下の【前提③】でも指摘するように、われわれがDCの存在を環境適合あるいは必要十分な組織変化を究極的な意味で保証することができない、「それ自体が(状況に合わせた)変化を必要とする能力」と理解していることを意味する。

【前提③】DCは「オペレーショナル・ケイパビリティ」(Operational Capability: 以下、OCと表記)を変化させることにより、‘間接的’に競争優位の創造・持続に作用する。

たとえばZollo and Winter(2002)あるいはWinter(2003)は、DCを「現時点での収益の実現を担う能力」としてのOCが何らかの環境変動に対して有効に対処しうるように、その変化を誘導・支援する役割を担う、すなわち「オペレーショナル・ルーティンの生成・修正を体系的に実現する」(2002: 340)ものと捉えている。そしてこのとき、DCと競争優位の関係は、あくまでOC(の変化)を介した間接的なものであり、それはDCそれ自体が競争優位の源泉にはなりえないことを示唆している。われわれは、こうしたWinter他(2002, 2003)の見解に準じた立場を採る。

また、われわれはTeece他(1997)の初期の定義とは異なって、DCが(持続的な)競争優位を究極的な意味で保証することはできないと考えている²。それは、われわれがDCをOCの変化対応面での有効性を高める(あるいは高めようとする)一つの‘企て’に他ならず、それ自体が(結果次第で)自身の有効性を問われ、状況に応じた変化を余儀なくされる存在として理解しているからである。

【前提④】DCの有効性は、「環境ダイナミズムの程度」と「DCを創造・維持するためのコストの程度」から影響を受ける。

DCが主に(OCの)‘変化’に関わるものである限りにおいて、一般に、変化の規模ないし頻度がより大

きな環境下にある場合ほど、その存在価値（＝有効性）は高まると考えられる。もちろんDCが変化対応を究極的な意味で保証するものではないとしても、変化機会が多ければ、その貢献（に対する期待値）は高まることが想定されよう。

しかし、その最終的な貢献（に対する期待値）は、DCというメタ・レベルの能力を創造・維持するための‘コスト’との相対的な比較によって増減すると考えられる³。すなわち、たとえばWinter（2003）が指摘するように変化が少ないケースでは、DCのコストが相対的に高ければ（一回限りの）アドホックな対応が魅力的な打ち手となるかもしれない。あるいはTeece（2014）が言うように、企業はDCを自ら保有することなく、必要に応じた‘変化対応専門のコンサルタント’の利用を選択するかもしれない。

いずれにしろ、企業がDCの有効性を認め、それを自ら保有するという選択は、環境ダイナミズムの程度とDCの創造・維持コストの相対的な高さへの考慮（比較考量）によって決まると考えられる。

3. ‘組織双面性’としてのDC

(1) 組織双面性（OA）アプローチとDC

本章から「組織双面性としてのDC」という本題に入るが、ここではOAの概念とそれに基づく戦略アプローチの概要、およびDCアプローチとの関係性に言及しておく。

まずOAの概念が示唆するのは、組織が「探索」と「活用」という（学習）活動を（同時に）適切なバランスを持って両立するプロセス、ないしそれを遂行する能力の存在である。このとき、「活用」は改善、選択、生産、効率、選別、道具、実行といった特性において捉えられる行為を指し、それは「既存の能力、技術、そしてパラダイムの改善と追求」を示唆する。一方「探索」は、調査、多様性、リスク・テイキング、実験、遊び、柔軟性、発見、イノベーションといった特性において捉えられる行為を含み、それは「新規の能力、技術、そしてパラダイムの更新」を示唆するものである。そして、この2つの区別された要素は共に必要不可欠な行為群を形成しており、その適切なバランス化を達成することが、組織の長期的な生存と繁栄にとって重要な戦略課題となる（March, 1991：71）。

しかしながら一方で、その両立は特有の困難を抱えており、組織は探索／活用のどちらか一方に‘過剰に’注力する傾向がある（March, 1991；Levinthal &

March, 1993）。そして、組織が陥りやすい問題としては、‘活用過多’すなわち「活用が探索に対して過剰に優先される」ケースがより典型的であるといわれる。その理由は、両者が組織の稀少な資源を巡って競合する関係にある中で、それぞれの行為の‘成果’に関する特性が異なることにある。すなわち、「活用」の本質は既存能力の追求と改善にあるが、通常それに対する成果は、ポジティブで、近接的（proximate）で、予測しやすい。一方、「探索」の本質は、新たな選択肢の創造を伴う実験的行為にあるが、その成果は不確実で、表出に時間がかかり、しばしばネガティブなものである。ゆえに一般的傾向として、組織には探索より活用を優先させる‘自然な圧力’が生まれやすいと言える。そして、こうした活用過多の傾向は、探索的要素を排除すること（過少な探索）によって、環境変化に対する組織の適応・変革を阻害する、いわゆる「能力の罠」（あるいは‘成功の罠’）を引き起こす。

OAアプローチは、こうした本来的なジレンマ状態にある活用と探索の適切なバランス化を実現することによって能力の罠を克服し、競争優位の持続化を可能にする方法を追求する試みとして捉えることが可能であり、DCと同様に変化と不確実性の度合いを増す競争環境における一つの有力な組織・戦略的対応として注目されてきた。そして、その発展過程においてはDCアプローチに劣らず多様なバージョンが生み出されてきたものの、その議論の中心には（能力の罠の克服を可能とする）「活用を犠牲とすることなく、いかに探索を高めるか」という問いが存在し、強調されてきたのである（Hill and Birkinshaw, 2014：1900）。

では、こうしたOAアプローチは、DCとどのような関係性を持つと言えるだろうか。まず、OAアプローチの代表的論者であるO’Reilly III & Tushman（2007, 2008）は、「DCとしての組織双面性」⁴というアイデアを提示しているが、彼らはOAが「シニア・リーダーシップの学習に埋め込まれた特定の能力であり、変化する環境に適合するために繰り返しの形で、既存の組織資産と能力を再配置する能力を通じて表現される」（2008：200）、すなわちOAがDC（の機能）をまさに体現するものに他ならないと主張し、またこのときシニア・リーダーシップは、双面的形態を正当化し、探索的努力の保護者として振る舞う必要があることを強調している（2007：35）。

そしてこうしたOA側の見立ては、一方のDCアプローチにおけるTeece（cf. 2009, 2014）のバージョンとの相性が良いようである（けしてすべての点で整合

的ではないとしても)。まず Teece (2014) は、非常に直接的な形で、DCが「長期的な企業成果」を説明するための学際的なフレームワークとして発展してきたものであり、その枠組みにおいてOAがDCの「tailored version」(変種ないしは亜種)として認識可能であることを示唆している(328)²。また、DCの効果を最大限発揮するためには、その担い手である経営者が市場ニーズを感知し、その機会を巧妙かつ迅速に(かつ協働的に)ものにする、すなわち「企業家的」に振る舞う必要があることを特に強調している(Teece, 2009 [邦訳], 2013: xiv)。そして、DCが環境(変化)に対してどれだけ適合しているか(よって企業収益をどれだけ創出できたか)を表す「進化的適合度」の基準は、最終的に上記の企業家的行動によって担保される「企業家的適合度」と一致すると主張している(Teece, 2009 [邦訳], 2013: 8)⁶。

われわれは、DCの代表的論者である Teece (2009, 2014) に見られる、こうした「企業家的要素」の強調が、OAアプローチの中心的課題、すなわち「長期的な企業成果」を念頭においた「活用を犠牲にすることなく、いかに探索を高めるか」という問いが指し示す方向性ときわめて整合的であると考えている。

(2) 探索の「確率最大化」戦略

「組織双面性としてのDC」は、(前節までの議論から)OAの中心的な問いに対する適切な解となりうるものであり、また最終的に長期的な企業成果に貢献するものでなければならない。われわれは、(積極的にOAの看板を掲げているわけではないが、おそらく確実にその「流れ」の中に位置する)原田(2014)の「イノベーション確率最大化」を目指す「イノベーション戦略の論理」が、まさにわれわれが想定するタイプのDCの基本戦略として大いに参考になると考えている。

まず、原田(2014)の「論理」の前提となるのは、イノベーションが企業の(長期的な)成功にとってきわめて重要である一方で、その成功確率がきわめて低いという現実である。それは、事前に確率分布を正確に予測できない「真の不確実性」を意味する「ナイト流の不確実性」の存在を意味しており、そのとき(通常の経営学・経済学で取り上げられる)予測可能な結果を前提とした利益最大化やコスト最小化といった合理性の基準は意味を為さない。そして、そうした状況下においては唯一、「結果によって判断するのではなく、事前の成功確率の最大化によって「現在の」戦略を評価する」、「イノベーション確率最大化」こそが、プロ

セス合理性の適切な基準となりうるのである(原田, 2014: v, 15)。

ただし、こうした「論理」の遂行が生み出す結果は、あくまで大数の法則を前提とした確率に依存するものであり、どのような企業努力によってもイノベーションの成功確率が(合理性が業績に直結する)100%に近づくことはあり得ないために「短期的に業績が優れたものになる」という保証はない。ゆえに、それはあくまで「長期的」な成功(確率の向上)に貢献するものであり、ひいては企業組織の高い(変化)適応力の構築を目指すものである(原田, 2014: 15)⁷。

そして、こうした原田(2014)の「論理」は、それが「探索(の成功確率)を高める」ことの必要性和重要性を主張するものである限りにおいて、OAアプローチの議論と整合的なことは明らかであろう。また、実はその論理構造は、(第2章で示した)われわれのDC理解の【前提③】、すなわち「DCはOCを変化させることにより、「間接的」に競争優位に作用する」という仮説と整合的なものである。すなわち、探索の成功確率を高めようとする試みは、たしかに(たとえば新規事業の創出などを通じて)企業組織のOCを変化させるが、それはけして短期的な意味での成果(競争優位)の獲得と結びつくことはなく、あくまで(大数の法則を介して)長期的成果に貢献するものとなる。

しかしながら、この「論理」を現実に遂行するためには、「探索の成功確率をいかにして高めるのか」、その方法論が必要となる。原田(2014)はこの点でも緻密な議論を展開しているが、(紙片の限られた本稿では)さしあたり最も重要な基準となりうる探索の「頻度」と「精度」(の向上)に注目しておきたい。

まず、そもそも探索(の結果の)不確実性がきわめて高いものである以上、一定のレベルの「数を打つ」、すなわちその「頻度」を上げることは、必要かつ有効な手段となりうる。実は、こうした形の探索の保護・強化については、OAアプローチにおいても、たとえば「経営者のトップダウンによる探索の保護」や「失敗を許容する文化の醸成」など、すでにそれなり解が提案・整備されてきている(cf. O'Reilly and Tushman, 2013)。

しかし、大数の法則に依存した単に「数を打つ」戦略は、大変なコスト高になりうる(あるいは必要な「活用」を圧迫する)可能性があると同時に、実は純粋な市場機構によっても代替可能であり、企業組織がDCを保有してそれを遂行する必然性は低いと考えられる。ゆえに、DCがコストに見合う有効性を持つ(高める)

ためには、探索機会の頻度を増加させるだけでなく、個々の探索の成功確率、すなわち‘精度’を高めるような手段が同時に用意される必要がある。そして、実はこうした探索の‘精度’という課題については、(活用との対比が重要であるがゆえに注目されやすい)‘頻度の問題’と比べて、OAアプローチが比較的手薄な領域であり、逆にDCアプローチとの統合が重要な意味を持つ領域であるとわれわれは認識している。よって、この問題については章を改めて言及することとしたい。

4. 中核的機能としての‘環境モニタリング’

(1) 環境モニタリングという方法

われわれが構想する「組織双面性としてのDC」は、探索の確率最大化の論理に従って機能すべきものであり、またその成否は、探索(的行為)の(総体的)頻度に加えて(個別ケースの)「精度」に依存するものとなる。ここでは、精度を高める有効な手段としての(組織内外に対する)「環境のモニタリング」という行為とその機能向上の重要性について言及する。

まず、われわれが想定する「環境モニタリング」の原型は、Schreyögg & Kliesch (2007) の見解に求められる。彼らは、いわゆる資源・能力のリジディ問題の回避策として、環境変化の予兆を捉えるようデザインされた注意深い「環境監視 (environmental surveillance)」と自社の実践あるいは能力の盲点や不適合の早期発見を可能にする「能力モニタリング (capability monitoring)」の有効性を強調している。それは、環境変動(による現行資源・能力の不適合)に対する「リスク補償 (risk compensation)」となるものであり、その仕組みはいわゆる「ダブル・ループ学習」などと似たメタ的な機制をもつものであるとする (Schreyögg and Kliesch, 2007: 926-928.)⁸。

こうした環境監視と能力モニタリング、いわば組織内外に対する「環境のモニタリング」という行為は、その機能向上による個別案件の客観的評価を実現することによって、探索精度の向上に大きく貢献することが期待される。そして、こうした環境モニタリングのいわば‘巧拙’のレベルは、DCとしての有効性にも重要な影響を与えると考えられる。すなわち、一般に(自社の内部環境ですら)環境の解釈は個人や組織ごとに大きく異なる可能性があり、そうした認識の差が組織成果に大きく影響することは当然予想されうる。それは(環境変化対応を前提とした)DC使用の際に

も当てはまりうるものであり、DCによって遂行される資源ベースの創造・拡大・修正のあり方は‘経営者がどのように資源・能力をとらえるか’に大いに左右される (Helfat et.al, 2007 [邦訳] 2010, 108)。そして実際、少なからぬDC研究において、組織が環境変化に対応できずに危機に陥ったケースの問題が、必要な資源・能力の不足にではなく、むしろ経営者(あるいは組織)がその環境認識を変えることができなかった点にあることを指摘しているのである (cf. Gilbert, 2005)。

また、こうした環境モニタリングという行為は、実はわれわれの「DC理解」とも一致するものである。すなわち、こうしたモニタリングは一定の制度化が可能であり、またある程度ルーティン化された組織能力の重要な一種とみなすことができるゆえに【前提②】を満たす(次節「事例」を参照)。また、それはSchreyögg and Kliesch (2007) の見解を踏まえるなら【前提③】の含意する、競争優位に間接的に作用するメタ能力としての条件を満たしている。そして、こうした仕組みを介した能力は、【前提④】が示唆する環境のダイナミズムが高まるほどその存在価値が高まることが予想される一方で、(内部環境/外部環境のいずれにしても)モニタリングの範囲を拡張したり、それ自体の‘精度’を高めれば、その分導入・維持コストは高価なものとなることが予想される。それは、たとえばTeece (2009) が強調しているように、経営者個人に宿る、いわゆる‘目利き’と呼ばれる個人によって遂行される可能性もあり、ほぼ無コストで実行されるケースもありうるだろう。しかし、これもまたTeece (2014) 自身が言うように、(多角化等によって複雑化した)大企業のようなケースではそれが組織的に行われる可能性は高まり、結果それにかかるコストは相応のレベルとなるだろう。

そして、これらの‘符合’が意味するのは、こうしたモニタリングの行為ないし‘組織的な仕組み’が、いわゆる‘DMC’としての「組織双面性としてのDC」(【前提①】)を実現する「中核的機能」、あるいはきわめて重要な‘ミクロ的基礎’ (の一部)を担いうるということである (cf. Teece, 2007)。

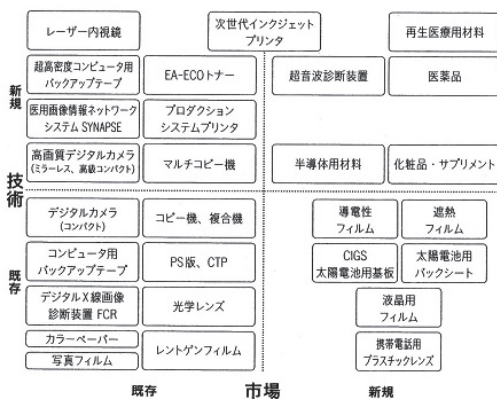
(2) 事例：富士フイルムHDのDC

最後に、環境モニタリングという行為が中核的機能を果たし、その上で「組織双面性としてのDC」が(やや例外的と言えほど)十二分に機能したと思われる「象徴的な事例」を紹介しておきたい。それは、富士

フィルムHD（株）において、現会長兼CEOの古森重隆氏の社長就任（2000年）以降10数年余にわたって実行された大胆な戦略転換のケースである。

過去の成功を支えてきた‘本業’であり、今も社名にその一部を残す写真フィルム事業が、デジタル・カメラの普及等によって完全消滅の危機に直面するに際し、同社は大型M&Aをも駆使しながら、フィルム事業で培った技術力をテコに大胆な事業の多角化展開を実行した。その結果、今ではデジカメから液晶用フィルムなどの高機能材料、複写機、さらには医療機器・医薬品から化粧品までを扱うヘルスケア領域まで、実に多様な事業領域を内包する、旧来とは‘全く異質な企業’へと生まれ変わっている。そしてその雄姿が、かつての目標でありライバルであり、最終的に破綻した米コダック社の状況とあまりに対照的なものだったために、同社の変革事例は非常に大きな注目を集めた。

〔図表4-1〕富士フィルムの「四象限マップ」



〔出所〕古森（2013），61頁より，引用。

このように富士フィルムは、本業喪失という危機（的環境変化）をダイナミックに乗り切った象徴的な事例と言える。そして重要なことは、同社が‘危機’に直面した際の最大の課題が、（写真フィルム事業＝）「活用」の衰退をカバーする探索（＝新規事業）の育成・強化にあったということである。そして、その変革を主導した古森氏自身が‘変革の起点’として大いに強調するのが、同社の強みを確認する徹底的な「技術（シーズ）の‘棚卸し’」とそこで見出された技術と市場ニーズとの慎重な適合性評価の試みであった。上の（図表4-1）は、その結果として作成された既存／新規の区別を軸に同社の持つ技術と市場の組み合わせが一望できる同社の「四象限マップ」である。

古森（2013）曰く、たとえば、このマトリクス上

のマップの検討を通じて、同社の技術が医薬品や化粧品、液晶フィルムなどの高機能材料といった、今後の市場拡大が見込める分野で十分応用できることが明らかになったと言う。また、実際の事業領域の選択に際しては、「商品が作れる／作れない」あるいは競合に「勝てる／勝てない」といった基準ではなく、富士フィルムの基盤と基礎技術を生かすことによって「勝ち続ける」ことが可能かどうかというより厳しい基準によって見当が重ねられたという。それは、「新規事業の読み違えが、まさに改革全体の失敗に直結する」からであり、（結果論的ではあるが）われわれの観点からは、‘探索の精度’を上げるための必要かつ重要なプロセスだったと言えるだろう（古森，2013：60-67.）。

われわれは、こうした「内外環境のモニタリング」を通じた新規事業選定のプロセスが‘そのみ’によって、富士フィルムの変革の成功を導いたなどと言うつもりはない。しかし、こうした試み、しかも良質な試みが富士フィルムの変革をよりよい方向へと導いた‘起点’としてきわめて重要な役割を果たしたことは間違いないように思われる。また、こうした技術－市場のモニタリングは、変革初期のアドホックな試みにも思われるが、近年の同社の展開をみると、領域横断的な技術者交流によるシナジー創出を目指す「先進研究所」のあり方や外部組織との多様な接点を生み出す「オープン・イノベーション・ハブ（OIH）」のような取り組みを通じて、むしろ継続的かつ組織的に実行されているように見える。

ゆえにわれわれは、（より詳細な検討が必要であることは認めるとしても）こうした同社の一連の試みを「組織双面性としてのDC」（のミクロ的基礎）が有効に機能した象徴的事例とすることがきわめて妥当であると考えている。

5、おわりに－残された課題－

以上、われわれは「活用を犠牲にすることなく探索を高める」ことを主眼とした「組織双面性としてのDC」を構想し、またその始点であり中核的機能の一部を担う「環境モニタリング」（とそれに基づく決定プロセス）をDCの中核的機能あるいは重要なミクロ的基礎として言及してきた。ただし、たとえば Teece（2007）は、DCのより具体的な機制を明らかにする‘ミクロ的基礎’として、① 感知（Sensing：機会と驚異の感知・具体化）、② 捕捉（Seizng：機会の捕捉）、③ 再配置ないし転換（Reconfiguring or Transforming：

企業の無形資源・有形資源の強化・結合・保護と再配置」という一連の行為連鎖を提示しているが、本稿で取り上げた「モニタリング」の問題は、その一部である「感知」への言及にとどまる。実はOAアプローチには、「捕捉」や「再配置」に該当すると思われる議論もある。たとえば、探索と活用の両部門間の協力関係を促す「経営陣に対する運命共同体的なインセンティブ・システムの導入」や「活用（事業）から探索（事業）への資源の適切なレバレッジ」などの施策は、「感知」により見出された機会の捕捉、またそのための資源の再配置に貢献する施策となり得よう。そして、こうした側面への言及を欠く以上、結果として、われわれは「組織双面性としてのDC」の全体像をいまだ示していないことになる。この点は、本稿の明らかな限界である。

また、特にDCとコーポレート・ガバナンスの関係についても検討する必要がある。たとえばTeece (2009) は、いわゆる「エージェンシー問題」をはじめとした「経営者の裁量」の悪用は、DCアプローチにおいては「副次的問題」に過ぎないとし、事実上、コーポレート・ガバナンスの問題を過小評価している（〔邦訳〕、2013：xxxiv）。しかしながら、特に「組織双面性としてのDC」が短期的かつ容易には結果の出ない探索の強化を核として、あくまで「長期的」な意味での企業の適応力に焦点を合わせたものである以上、その適切な遂行は、企業あるいは経営者を取りまく利害関係者がそうした「長期的視点を持った経営行動」を許容するか否かに大きく依存するはずである。そして、実際、前出の富士フイルムHDと破綻に追い込まれた米コダック社を比較した場合、その盛衰を分けた重要な原因の一つが「対株主政策」の違いにあるという興味深い指摘もある（伊藤、2014）。

いずれにしろ本稿は、われわれ自身の現在のDC研究における立ち位置を示す「組織双面性としてのDC」の構想の「あらすじ」を示したに過ぎない。上記の課題を含め、為すべきことは多いが、今後、この「構想」をさらに精緻なものとするべく、より一層の検討を重ねていきたい。

¹ Teece (2012) は、企業のDCがパターン化されたルーティンによって媒介されるか否かの決定因の一つが「企業規模」にあることを示唆している。典型的には大企業は高度にパターン化された試みを行いやすいが、より小さな企業は、組織スラックの欠如によって継続

的に潜在的機会を評価することは難しいかもしれない由、指摘している（1400）。

² DCが（持続的）競争優位を究極的な意味で保証できないとする見解を採用すべき理由の一つとして、競争優位の究極的な源泉の所在に関わる、いわゆる「無限後退（infinite regress）」問題がある（cf. Collis, 1994）。この問題の解決は一般に困難であるといえるが、【前提③】のように扱うことで少なくとも問題を回避することが可能となる。また、同様の立場を示すものとして、渡部 編／ティース（2010）を参照のこと。その中で渡部は、DC保有の有効性が偶然性と組織メンバーの限定合理性等により、あくまで「蓋然的」なものにとどまらざるをえない由、指摘している（85）。

³ 実は、「DCのコスト」に対する考慮も「無限後退」問題への一つの解となりうる。すなわち、究極的な優位の源泉が仮に存在したとしても、それを構築・維持するコストを当該企業が負担できないのであれば、企業はそれ（DC）を採用しない（できない）だろう。

⁴ O' Reilly III & Tushman (2008) の「DCとしての組織双面性」は、われわれのテーマである「組織双面性としてのDC」とは両概念の位置が逆になっている。われわれは、これが両者の本質的な違いを意味するものではなく、DCとOAのどちらに重心を置くか、その違いを反映したものと考えている。

⁵ ただしTeece (2014) は同時に、OAを含めた他の関連アプローチに対して、たとえばDCが「模倣可能性」と「専有性」（による経済的利得）を考慮に入れている点等において異なっていることを指摘している（348）。

⁶ このような文脈において、Teece (2014) は今後のDCを含む能力アプローチの展開が、企業家の役割に注目する「オーストリア学派」の経済理論とのリンケージを模索すべきであると主張している（347）。

⁷ この点で、原田（2014）は自身の主張する「論理」が、業績が短期的には芳しいものではないことがありうる言う意味でエクセレントな企業ではないかもしれないが、逆境に強く、高い適応力、生命力をもつ「レジリエント（resilient）」な企業を目指すものである由、指摘している（原田、2014：vi）。

⁸ ただし、Schreyögg and Kliesch (2007) は、DCをルーティンとして見ることに異議を唱えており、その点でわれわれの立場とは異なる。われわれは、こうした環境監視と能力モニタリングの行為も（その限界を認めた上での）一定程度の制度化（ルーティン化）が可能であると考えている。

(主要参考文献)

- 1) Adner, Ron and Constance E. Helfat (2003) ,Corporate Effects and Dynamic Managerial Capabilities, *Strategic Management Journal*, Vol.24. (1011-1025.)
- 2) Barney, Jay B. (2002) ,*Gaining and Sustaining Competitive Advantage 2ed.*, Prentice hall, New Jersey.
- 3) Collis, David J. (1994) ,How Valuable are Organizational Capabilities?, *Strategic Management Journal*, Vol.15. (143-152.)
- 4) Di Stefano, Giada, Margaret Peteraf and Gianmario Verona (2014) , The Organizational Drive-train: A Road to Integration of Dynamic capabilities Research, *The Academy of Management perspectives*, Vol.28 No.4. (307-327.)
- 5) Easterby-Smith, Mark & Isabel M. Prieto (2008) , Dynamic Capabilities and Knowledge Management: an Integrative Role for Learning, *British Journal of Management*, Vol.19. (235-249.)
- 6) Eisenhardt, Kathleen M. and Jeffrey A. Martin (2000) ,Dynamic Capabilities: What are They?, *Strategic Management Journal*, Vol.21. (1105-1121.)
- 7) Fukuzawa Mitsuhiro (2015) , Dynamic Capability as Fashion, *Annals of Business Administrative Science* Vol.14 (83-96.)
- 8) Gilbert, Clark,G. (2005) , Unbundling the Structure of Inertia: Resource Versus Routine Rigidity, *Academy of Management Journal*, Vol.48, No.5. (741-763.)
- 9) 原田勉 (2014) 『イノベーション戦略の論理』中公新書.
- 10) Harreld, J.Bruce, Charles A. O' Reilly III and Michael L. Tushman (2007) , Dynamic Capabilities at IBM, *California Management Review*, Vol.49 No.4. (21-43.)
- 11) Helfat, C.E., Finkelstein,S, Mitchell,W., Peteraf,M.A., Singh,H., Teece,D.J. and S.G.Winter (2007) , *Dynamic Capabilities: Understanding Strategic Change in Organizations*, Oxford: Blackwell. (谷口和弘・蜂巢旭・川西章弘 訳『ダイナミック・ケイパビリティ：組織の戦略変化』勁草書房, 2010年.)
- 12) Hill, Susan A. and Julian Birkinshaw (2014) , *Ambidexterity and Survival in Corporate Venture Units*, *Journal of Management*, Vol.40 No.7. (1899-1931.)
- 13) 伊藤友則 (2014) 「最適資本構成は「最適」か」『一橋ビジネスレビュー』 Winter. (110-124.)
- 14) 菊澤研宗 (2015) 『ビジネススクールでは教えてくれないドラッカー』祥伝社新書.
- 15) 古森重隆 (2013) 『魂の経営』東洋経済新報社.
- 16) Levinthal, Daniel A. and James G.March (1993), *The Myopia of Learning*, *Strategic Management Journal*, Vol.14. (95-112.)
- 17) March, James G. (1991) , *Exploration and Exploitation in Organizational Learning*, *Organization Science*, Vol.2 No.1. (71-87.)
- 18) O' Reilly III, Charles A. and Michael L. Tushman (2008) , 'Ambidexterity as a Dynamic Capability: Resolving the Innovator' s Dilemma' , in B.Staw and A.Brief (eds) , *Research in Organizational Behavior*, Vol.28, JAI Press, Greenwich, CT. (185-206.)
- 19) O' Reilly, Charles A. and Michael L. Tushman (2013) , *Organizational Ambidexterity: Past, Present and Future*, *Research Paper No.2130*, Stanford Graduate School of Business. (1-31.)
- 20) Porter, Michael E. (1980) , *Competitive Strategy: Techniques for Analyzing Industries and Competitor*, New York, Free Press.
- 21) Schreyögg, Georg and Martina Kliesch-Eberl (2007) , How Dynamic Can Organizational Capabilities Be? Towards a Dual-Process Model of Capability Dynamization, *Strategic Management Journal*, Vol.28. (913-933.)
- 22) Teece, David J., Pisano, Gary and Amy Shuen (1997) ,*Dynamic Capabilities and Strategic Management*, *Strategic Management Journal*, Vol.18, No7. (509-533.)
- 23) Teece, David J. (2007) ,*Explicating Dynamic Capabilities: The Nature and Microfoundations of (Sustainable) Enterprise performance*, *Strategic Management Journal*, Vol.28, Issue13. (1319-1350.)
- 24) Teece, David J. (2009) , *Dynamic Capabilities & Strategic Management: Organizing for Innovation and Growth*, Oxford University Press. (谷口和弘・蜂巢旭・川西章弘・ステラ・S・チャン 訳『ダ

イナミック・ケイパビリティ戦略』ダイヤモンド社,
2013年.)

- 25) Teece, David J. (2012) , Dynamic Capabilities: Routines versus Entrepreneurial Action, *Journal of Management Studies*, Vol.49 No.8. (1395-1401.)
- 26) Teece, David J. (2014) , The Foundations of Enterprise performance: Dynamic and Ordinary Capabilities in an (Economic) Theory of firms, *The Academy of Management Perspectives*, Vol.28 No.4. (328-352.)
- 27) 渡部直樹 (編) (2014) 『企業の知識理論：組織・戦略の研究』中央経済社.
- 28) Winter, Sidney G. (2003) , Understanding Dynamic Capabilities, *Strategic Management Journal*, Vol.24. (991-995.)
- 29) Zollo, M. and Winter, S.G. (2002) , Deliberate Learning and the Evolution of Dynamic Capabilities, *Organization Science*, Vol.13 No3. (339-351.)

[研究論文]

教育現場におけるスポーツ事故に関する損害賠償責任の法的根拠②
—安全配慮義務についての考察—

大谷 美咲*, 森江 由美子*

Legal foundation of the liability for damage concerning the sports
accident in the educational front ②
-Conception about obligation of security-

Misaki OTANI*, Yumiko MORIE*

Abstract

The purpose of this article was to study State Redress Act, Tort, Default used as basis of the liability in the cases concerning the sports accident in the educational front.

KEY WORDS : sports accident, State Redress Act, Tort, Default

1. はじめに

教育現場におけるスポーツ事故に関する判例において、学校設置者に損害賠償責任を認める法律上の理論構成は、国公立学校等における事故である場合は、国家賠償法により、私立学校等における事故の場合は、民法上の不法行為責任あるいは債務不履行責任に基づき損害賠償請求がなされることが通常である。

国公立学校におけるスポーツ事故において、国家賠償法1条により学校設置者に損害賠償責任を負わせるための理論構成は、裁判所により様々である。その法的根拠として、指導教諭および学校管理職の注意義務違反による過失を用いる場合と安全配慮義務違反を用いる場合とがあり、裁判所の立場は一致していない。

また、近年は、国公立学校の事故でありながら、民法上の債務不履行に基づいて学校設置者に損害賠償責任を課した事例も散見される¹。かかる裁判例の中には、国家賠償法に基づいて損害賠償責任を負わせることが可能であったにもかかわらず、債務不履行を適用した事案も存在し、これら使い分けの根拠が見えてこない。

他方、私立学校におけるスポーツ事故については、民法上の債務不履行または不法行為（使用者責任）に基づいて学校設置者に損害賠償責任を課すことになるが、いずれの法律構成を採ったとしても安全配慮義務違反が問題とされる。

不法行為（使用者責任）においては、安全配慮義務を被用者である指導教諭の義務と捉える判例も少なく、この見解によれば、国家賠償法に基づく裁判所の立場と概ね一致すると解される。他方、債務不履行における安全配慮義務は、使用者である学校設置者の義務として理論構成されており、国家賠償法および不法行為（使用者責任）と大きく異なるところである。

国家賠償法、債務不履行、不法行為、いずれの法律構成を採るにしても、「安全配慮義務」がキーワードとなるのであるが、かかる義務が誰に対して課される義務であるのか、また、いかなる義務であるのかということについて、いまだコンセンサスを得ていない。

学校におけるスポーツ事故において、いかなる法律構成をもって学校設置者に損害賠償責任を負わせるかということについては、一義的には国公立学校か私立学校かにより、二義的には、きわめて実務的な観点であるが、請求権の消滅時効や証明責任等の問題により選択適用されていると思われる。

現在、民法の改正作業が進められており、請求権の

消滅時効に関しても改正予定であるが、改正後も、実務的な観点により法律構成が選択適用されることについて、解消される可能性は低いと思われる。また、過去においては、民法改正に際し、安全配慮義務の条文化を検討された経緯があるが²、今回の改正においても見送られるようである。

今後も、学校設置者に損害賠償責任を負わせる法的根拠は、明確にされないまま、裁判所により様々な見解が示されることとなるであろう。したがって、請求権の消滅時効や証明責任等の問題とは別して、国家賠償責任や債務不履行責任、不法行為責任の本質論として安全配慮義務の構造を明確にしておくことは有益であると考えられる。よって、本稿においては、まず、国家賠償法、債務不履行、不法行為、各々における安全配慮義務概念についての考察を試みることにする。

II. 私立・国公立学校の在学関係における安全配慮義務確立の背景

安全配慮義務は、最近の判例では学校事故による損害賠償請求の際、たびたび用いられるようになっていく。そもそも「安全配慮義務」が判例上定着したと思われるのは最判昭50年2月25日の自衛隊員の事故に関する判例であるとされている。この事例は、自衛隊員が自衛隊駐屯地で車両整備に従事していたところ、後進してきた大型自動車の後輪に頭部を轢かれて死亡した件につき、両親が自衛隊員の死亡後4年3ヶ月ほど経過してから国に対し損害賠償請求の訴えを提起したものである。第1審では、不法行為による損害賠償請求権はすでに時効により消滅しているとして請求を棄却、その後両親は、国は使用者として隊員に対し安全保障義務を負い、その債務不履行による損害賠償責任があるとの主張を追加した。最高裁は原審を破棄差戻し、以下のように判示している。

「国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理または公務員が国もしくは上司の指示の下に遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命および健康を危険から保護するよう配慮すべき義務（以下『安全配慮義務』という）を負っていると解すべきである。もとより、右の安全配慮義務の具体的内容は、公務員の種類、地位および安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべきもの」である。本件事例では、確かに不法行為に基づく損害賠償の時効を経過しているため、安全配慮義務違反による債務不履行を認め、損害

賠償の時効である10年を適用したものである。そして、この安全配慮義務は「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるものである」としている³。

この判例以降、「特別な社会的接触の関係に入った当事者間」の付随義務として認められる使用者の安全配慮義務は主として、労働契約関係における使用者の安全配慮義務の問題として取り上げられるようになった。職業性疾病型の労働災害の事例、セクシャル・ハラスメントの事例などで積極的に肯定されるようになっていく。

このように、主として労使関係における信義則上の義務として発達してきた安全配慮義務が、私立・国公立学校の在学関係において問題とされるようになってきている。リーディングケースとして県立高校のラグビー部員が社会人チームと練習試合中に受傷した事案がある（福岡地判S62…）。裁判所は、「県立学校における生徒の在学関係は、私立学校におけるように契約によって生じるものではなく、行政主体である県の行政処分（入学許可）により生ずる公法上の法律関係であるとしながらも、県立高校においても生徒は特別な社会的接触の関係にある以上、学校教育の場において当該生徒に対し、その生命・身体・健康についての安全配慮義務を負う」⁴と判示し、債務不履行責任を肯定したのである。あくまでも下級審ではあるが、国公立学校における学校事故に関して、債務不履行による損害賠償を請求し、それが肯定される例があるのである。

つまり、国公立学校の在学関係を「特別な社会的接触」と捉え、一種の契約関係類似の状態であるとみることによって、私立学校の在学関係である在学契約とは違う公法上の法律関係であることを前提にしながらも、高校設置者である公共団体に安全配慮義務を認めるのである。つまり、学校と生徒とが、特別な社会的接触にあることから導かれる信義則上の義務として安全配慮義務を認め、学校側に義務違反があった場合には債務不履行として、損害賠償責任を認めるものである。

Ⅲ. 国家賠償法1条における安全配慮義務

国公立学校における学校事故・教育活動は、国家賠償法上の「公権力の行使」に当たるかに関しては、判

例は、概ね公立学校における教師の教育活動は非権力的作用であるが、国賠1条1項の「公権力の行使」に含まれるとする広義説を採用している。確かに昭和30年代までは教育の非権力性からこれを否定する事例も多かったが、現在においてはこの点につきほとんど争いはない。即ち、学校事故は、国家賠償法1条による損害賠償の対象となり、公務員の過失、注意義務違反が要件となるというのが通説的見解である。

(1) 安全配慮義務を問題にしている判例の動向

近年、学校事故関連訴訟で学校・教師・学校設置者の「安全配慮義務」が問題になっており、安全配慮義務違反による債務不履行に基づく損害賠償請求事件が多く見られるが、安全配慮義務に関しては、その使用法が統一されておらず、いくつかのパターンがあると思われる。

① 安全配慮義務を国家賠償法1条の過失の1要件と捉え、学校設置者の安全配慮義務違反を認めた事例

町立中学校1年の生徒が教室内において授業開始前の時間帯に他の生徒が投げた箒が右目に当たり受傷した事故につき、加害生徒とその親権者および学校設置者（町）の責任が認められた事例において、加害児童に対する損害賠償と、その親権者に対する親権者としての監督義務違反を認め、さらに学校設置者に対しても、加害生徒が本件事故までにも授業妨害をしたり他の生徒にちょっかいを出したりしていたにもかかわらずなら適切な指導・注意をせず本件事故を誘発した点に安全を保護すべき義務の懈怠すなわち安全配慮義務違反があるとしている。さらに、加害生徒の精神的未熟さおよびそのこと由来する自己抑制力の乏しさは、校長、担任等にも認識されていたものであり、加害生徒がその自己抑制力の乏しさによって他人の生命・身体に危害を及ぼす危険性を具体的に認識しえる状態にあったことを説示し、加害生徒に対する適切な指導を行わなかった過失と本件事故により生じた損害との間に相当因果関係があるものとして、責任を認めた⁵。

本件においては、加害生徒には709条の不法行為責任、その親権者には709条または714条1項の監督義務違反を認定し、学校を設置管理している町には国家賠償法1条1項ないしは715条1項に基づいて損害賠償を認めている。つまり、安全配慮義務は本件においては過失の1要件とされており、国家賠償法1条1項の過失が認定されているのである。

② 安全配慮義務を国家賠償法1条の過失の1要件と

捉え、被用者である教諭個人の安全配慮義務違反が認められた事例

市立中学校の柔道部の練習において、未熟な女子生徒を指導的立場の男子生徒が払い腰で感情的に数回にわたり投げつけ重傷を負わせたことにつき指導教諭の安全配慮義務違反を認め、市に国賠法1条に基づく損害賠償責任を、県に費用負担者としての損害賠償責任を認めた事例を見てみる。柔道部の指導教諭が、原告女子生徒が以前、柔道の練習中に頭を打ちその際、頭の中に出血がありそのことを医師から説明されており、軽い練習から始めてほしいとの要望を受けていたにもかかわらず、特別の配慮をしなかったこと、事故当日の練習にはほとんど立ち会わなかったこと等から、教諭個人に安全配慮義務違反が認定され、これを放置した同中学校の管理職にも監督責任を認め国賠法1条を根拠として損害賠償責任を認めている⁶。

③ 民法415条の債務不履行としての安全配慮義務違反を認定している事例

被告東京都設置の区立小学校の6年生の児童である原告が体育の授業中に運動会の種目である組体操の練習をしていたところ、原告のグループの他の児童がバランスを崩し、二人の児童の上に乗っていた原告が転落して前歯3本を損傷した事故につき、指導教諭・学校設置者らに債務不履行（安全配慮義務違反）があったとして被告に対し損害賠償を認めた事例（東京地判平成18年8月1日）である。本件では、東京都は、小学校の設置・運営者として学校教育の際に生じうる危険から児童らの生命・身体の安全の確保のために必要な措置を講ずる義務を負い、被用者である指導教諭がそのような安全配慮義務に違反した場合には、東京都は賠償責任を負うとしている。公立小学校の体育授業中の事故に対し国賠法の適用を行わず、民法415条の債務不履行（安全配慮義務違反）による損害賠償を認めているのである⁷。

④ 国賠法1条に基づく損害賠償請求と債務不履行（安全配慮義務違反）に基づく損害賠償請求が選択的併合関係にあるとされる事例

原告は県立高校2年でテニス部に所属していた生徒で、テニス部の練習中に突然倒れて心停止に至り、低酸素脳症を発症して重度の障害が残ったのは同校のテニス部顧問の教諭や校長の義務違反によるものとして、国賠法1条1項または在学契約に付随する安全配慮義務違反による損害賠償請求訴訟を提起した事件である。いわゆる熱中症対応に関する部活動顧問の教諭らの義務、学校長の義務が問題となった事例である。

本件テニス部においては、顧問教諭が練習メニュー、練習時間等を各部員に支持しており、各部員が習慣的にその指示に忠実に従い、練習を実施していた。このような場合には顧問教諭には健康状態に支障をきたす具体的な危険性が生じないよう指示・指導すべき義務があると解するのが相当であると判断され、この義務違反に基づく過失を認定し国家賠償を認めている。その上で、国家賠償請求と選択的併合関係にある在外契約に付随する安全配慮義務（債務不履行）による損害賠償請求については、仮に、債務不履行責任があるとしても、それによって生じる損害額は国賠法1条で認められた損害額を上回ることではないからこれについては判断しない、と判示されている。この事例では、損害賠償を認めたのであるから、法的根拠はどちらでもよいと考えられていると思われる⁸。

以上①～④から、裁判所は、安全配慮義務を、さまざまなケースで用いており安全配慮義務とは何か、安全配慮義務の根拠は何なのかを読み取りづらい。即ち、安全配慮義務は、使用者の義務なのか、被用者・履行補助者の義務なのか明らかになっていないし、安全配慮義務違反があったとき国賠法による損害賠償請求を行うのか債務不履行による賠償請求を行うのかどちらが適当なのかも明らかになっていない。

(2) 国賠法1条の過失の解釈

国賠法1条の損害賠償責任は、公権力を行使する公務員の故意・過失・違法性をその要件としている。そして、過失に関しては、本来主観的な事情にかかわるものであるが、近年は客観的に捉えられるようになってきている。即ち、客観的な注意義務違反と捉えられている。そして、過失の有無の判断基準は、損害が発生することについて、予見可能性があるか、さらに結果可能性があるかにかかってくる。予見可能性と回避可能性がある場合に回避義務が生じるのである。言い換えれば、通常的判断能力を持つ公務員が注意をすれば予見可能な損害である限りこれを回避することが可能であると考えられるのである。

そして、公務員の注意義務に関しては学校事故の場合、二段階の注意義務が考えられる点に注意が必要である。具体的注意義務と抽象的注意義務である。クラブ活動において事故の危険性が具体的に予見される場合には顧問の教員は練習に立会い、またしかるべき措置を講ずることが要求される。この義務を怠った場合には具体的注意義務違反の過失が認定される。それに対して、突発的な事故に関しては（瞬時の事故）、予

見可能性・回避可能性が認められないこともある。このような事例で、過失が認定されないのであれば損害賠償義務が発生しないと割り切ることが困難な場合も多い。学校においては、事故の危険があるからといって体育の授業をしない、クラブ活動を行わないという訳にはいかないものであり、教育活動には大なり小なり危険が内在しているのである。この抽象的危険を予測し、回避のために措置を講ずることが求められることになるのである。たとえば、熱中症の危険があるのであれば事前に研修を受け熱中症防止の対策を知り、実践することが要求されるのである。そして抽象的危険回避のためのシステムを形成する責任を怠れば、抽象的注意義務違反となり、過失（抽象的過失）があることになる。そしてこの抽象的注意義務は教員個人というよりはむしろ、組織全体の義務であると考えられるのである。このように、特に学校教育の分野では注意義務の二重性が認められているのである⁹。

(3) 抽象的注意義務と安全配慮義務

上記の判例の動向、注意義務の二重性を総合して考えてみると、教員個人の過失が問われる場合には具体的注意義務違反の有無が問題となり、安全配慮義務が問題となるときは抽象的注意義務違反が問題となると考えられるのではないだろうか。上記事例の①は、抽象的注意義務が学校側にあったこと、そして、必要な対策がとられなかったことに抽象的注意義務違反があったと考えられる。これは、使用者としての安全配慮義務が尽くされなかったといえる事例であると思われる。次に事例②は、教諭個人に安全配慮義務違反を認定し、これを放置した中学校の管理職にも監督責任を認定するものであり、教員の具体的注意義務を認定したものである。③の事例では、体育の授業中の事故であるが、不意の事故であり、東京都の使用者としての抽象的注意義務違反いわゆる安全配慮義務違反が問題とされていると思われる。したがって、債務不履行による損害賠償が認められているのである。④に関しては、テニス部顧問の教諭の安全配慮義務違反の過失を認め過失を認定しているが、本件では教諭の具体的注意義務違反が認められるものである。

確かに、判例は安全配慮義務という用語をさまざまな局面で用いておりそこに明確な違いが見られないのであるが、事例ごとに検討してみると、教諭の具体的注意義務違反があることが明確な場合と教諭、管理職を含めた学校側及び使用者としての国、公共団体の責任を認める（抽象的注意義務違反を認める）ものとのに

わけることができる。この点に関しては、そもそも安全配慮義務とは、使用者が労務の人的・物的環境の管理行為をおこなうに当たって、そこから生ずる危険を防止するためにおこなうべきことであり、使用者の管理の下において、現場で被用者がなすべき注意はこれに含まれないともいえる。使用者の安全配慮義務と被用者の安全配慮義務とは明確な区別がなされないまま用いられることが多いが、被用者は履行補助者としての義務を負うのであり、むしろ注意義務違反が問題となると考える¹⁰。

IV. 債務不履行における安全配慮義務

私立学校におけるスポーツ事故の場合、下級審ではあるが、判例上、債務不履行に基づいて学校設置者に損害賠償責任を認めることがある。また、近年、国公立学校の事故でありながら、この法律構成により学校設置者に損害賠償責任が課されることも珍しくない。

債務不履行責任が成立し、債務者に損害賠償義務が負わされるためには、当然のことながら債務不履行がなければならぬ。いかなる場合に債務不履行とされるかについては、わが国の民法は、「債務の本旨に従った履行をしないとき」と規定し、具体的には①履行不能、②履行遅滞、③不完全履行という三分体系が解釈により導入されている¹¹。さらに、債務者の帰責事由が必要である。

私立学校におけるスポーツ事故の場合、通常、③の不完全履行が問題になると考えられている。学校と生徒の関係を在学契約関係にあるものとして捉え、その債務には付随的に安全配慮義務が伴っているとす。すなわち、当該義務が伴っているにもかかわらず事故が発生したということは、学校設置者による義務の不完全履行に該当するといえるものである¹²。この債務不履行責任は、契約上の義務違反から生じた損害についての賠償責任制度であり、契約責任の一種であるとされる。

はじめに、安全配慮義務とは何かということであるが、当該義務は、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務である……」¹³と解釈されている。これは、先に述べた¹⁴最高裁昭和50年2月25日第3小法廷判決にて定立された概念であ

るが、国が公務員に対して、その生命・健康などを危険から保護するよう配慮する義務、すなわち、安全配慮義務を負うことを初めて明らかにしたものである。

その後、安全配慮義務は、上記最高裁判決文言から、国と公務員間にとどまらず、雇用・労働関係¹⁵、在学関係¹⁶などにおいても認められることが明らかにされてきた。これを受けて、平成20年3月施行労働契約法は、第5条において、労働契約上の付随義務として当然に使用者が当該安全配慮義務を負うことを明示したが、民法上は、いまだ具体的明文規定が置かれていない。そこで、雇用・労働関係ではなく、在学関係においても安全配慮義務は存在するののかということについて疑問が生じる。この点、学校教育法においては、安全配慮義務を定めた明文規定が存在しないため、当該義務の根拠は明らかではない。しかしながら、学校教育法の内容ないし立法趣旨、学校教育の条理、また、信義則に従えば、その根拠を求めることができると解されている。

つぎに、安全配慮義務の性質についてであるが、契約上の責任であるのか不法行為責任であるのか、あるいは、これら以外の信義則を根拠とした第三の責任なのかという点をめぐって、これまでに様々な議論がなされてきた¹⁷。この点につき、安全配慮義務は一種の「契約責任」であり債務不履行に準ずるとの考えを、最高裁は明確にしてきている¹⁸。そこで、以下では、安全配慮義務を契約上の責任であると捉えて、債務不履行に関する要件整理を試みたい。

債務不履行責任を判断するには、その前提として、契約に基づき当事者に課される債務の内容について確定させる必要がある。しかしながら、安全配慮義務の内容は、その性質上、個々の事案ごとに異なったものとならざるをえない。在学関係における安全配慮義務は、使用者（学校設置者）の負う債務であると考えられるが、当該債務は、現実に履行されなければならない。その内容は、物的環境を整備する義務・人的配備を適切に行う義務、安全教育・適切な業務指示を行う義務などであるといわれている。

また、安全配慮義務の内容確定と密接な関わりを持つのが、使用者（学校設置者）の安全配慮義務と被用者（指導教諭など）の注意義務についてであるが、これについては、判例上いまだ統一見解に至っていない。指導教諭は、学校設置者の負う安全配慮義務の履行補助者として捉えられている。したがって、使用者自身

の安全配慮義務と被用者の注意義務とは区別されるが、区別された上で、使用者自身の過失、履行補助者としての指導教諭の注意義務違反は、ともに使用者の安全配慮義務違反の帰責事由として位置づけられるという解釈が一般的であるように見受けられる¹⁹。しかしながら、判例の中には、使用者の安全配慮義務と被用者の注意義務について区別してはいるものの、被用者の注意義務も安全配慮義務と表現していることから、安全配慮義務は使用者と被用者共通の義務であるように見受けられるものも存在する²⁰。

この点につき、安全配慮義務を契約上の責任であると捉えるならば、在学関係における安全配慮義務は、使用者である学校設置者の義務であり、その履行補助者である指導教諭の注意義務とは区別されるべきであると考えられる。これについては、学校事故の事例ではないが、使用者の安全配慮義務と被用者の注意義務とを区別して説示した最高裁昭和58年5月27日判決に根拠を見出すことができる。本判決は、自衛隊の自動車の運転者が運転上の注意義務を怠ったことにより生じた同乗者の死亡事故と国の当該同乗者に対する安全配慮義務違反の成否が争われた事例である²¹。本裁判所は、国が公務員に対して負う安全配慮義務は、「国が公務遂行に当たって支配管理する人的及び物的環境から生じうべき危険の防止について信義則上負担するものであるから、国は、自衛隊員を自衛隊車両に公務の遂行として乗車させる場合には、右自衛隊員に対する安全配慮義務として、車両の整備を十全ならしめて車両自体から生ずべき危険を防止し、車両の運転者としてのその任に適する技能を有する者を選任し、かつ、当該車両を運転する上で特に必要な安全上の注意を与えて車両の運行から生ずる危険を防止すべき義務を負うが、運転者において道路交通法その他の法令に基づいて当然に負うべきものとされる通常の注意義務は、右安全配慮義務の内容に含まれるものではない」と判示した。すなわち、使用者自身の安全配慮義務は、人的・物的環境の管理行為をなすにあたりそこから生ずる危険防止に努める義務であり、当該管理のもとに現場で被用者が負うべき注意義務は、安全配慮義務の内容には含まれないとの見解であると解される。これは、在学関係においても同様に、使用者である学校設置者には、管理する物的設備の安全を確保し、また、適切な人材の確保及び配置を行い、安全上の注意を与えることによって危険を防止するという安全配慮義務が課されており、被用者である指導教諭の具体的な注意義務とは

区別されるべきであるということが導き出せよう。

V. 不法行為（使用者責任）における安全配慮義務

私立学校におけるスポーツ事故の場合、判例上、不法行為（使用者責任）に基づいて被告に損害賠償責任を求めることも認められている。

民法715条は、事業執行中に被用者が起こした事故について使用者が賠償責任を負う旨を定めている。被用者の不法行為をなぜ使用者が責任を負うのかについては、使用者は被用者を使ってその活動により利益を得る反面、その被用者が損害を第三者に与えた場合、その損失も負担すべきであるという、報償責任の法理に根拠づけられる。また、他人を使わなければ本人だけの活動に伴う危険であるところを、他人を多数使うことによりそれに伴う危険を社会に拡大することになり、危険の原因を作った者がその危険のリスクを負担すべきであるという、危険責任の趣旨にも求められる²²。なお、715条1項ただし書で、使用者に選任監督の義務違反がなかったならば責任を免れると規定されているが、スポーツ事故において、免責の主張が認められることは少ないといわれる²³。また、学校設置者に使用者責任が生じるためには、教諭あるいは指導者個人に民法709条に基づく不法行為責任の要件が備わっていないなければならない。すなわち、「自己の行為であること」、「故意または過失」、「違法性」、「損害の発生」、「行為と損害との因果関係」がその要件²⁴とされている。

ところで、不法行為（使用者責任）に基づいて被告に損害賠償責任を認める判例においても、安全配慮義務ということばがたびたび登場する。それでは、不法行為責任（使用者責任）における安全配慮義務とは、どのように定義づけられるのであろうか。また、債務不履行責任上の安全配慮義務との違いはあるのであろうか。先に検討したとおり、債務不履行責任における安全配慮義務について、裁判所は、使用者である学校設置者の義務と捉えて理論構成しているが、他方、不法行為責任における安全配慮義務については、被用者である教諭の義務と捉えている判例も下級審においては散見される²⁵。安全配慮義務のリーディングケースに鑑みると、当該義務は、使用者（学校設置者）の負う義務であるということについて自明の理であるはずである。然るに、何故に安全配慮義務を被用者の義務として位置付ける必要があるのであろうか。以下では、

不法行為構成における使用者の安全配慮義務と被用者の注意義務についての考察を試みる。

不法行為（使用者責任）に基づいて被告に損害賠償責任を認めた最高裁判決として、最高裁平成4年10月6日第3小法廷判決が挙げられるが、本判決は、使用者の安全配慮義務と被用者の注意義務との区別に触れた最高裁判決である。これは、私立大学の応援団員が上級生から暴行を受けて死亡した事故につき学校法人の使用者責任が認められた事例である。当該応援団では、気合入れの名の下に、下級生に対する度を越した違法な暴力行為が恒常的に公然と行われていた。しかも、他の新入団員からの苦情があったことから、学生部長が大学の各部長を構成員とする執行部会議の決定を受けて応援団幹部に注意をしたが、その後も応援団では従前と同様の暴力行為が続けられた。しかしながら、学校法人の被用者である執行部会議等の構成員は、これを直接是正させる措置をとらなかったところ、本件死亡事故が発生した。

原審²⁶は、「応援団活動は、大学の教育活動そのものであるとはいえないが、大学の管理する学園におけるクラブ・サークル活動として少なくとも大学から容認されていたといえるから、前記のとおり大学の管理の権限及び義務に伴い、これに参加している学生の活動に関しても大学の安全配慮義務が及ぶということが出来る」大学生のクラブ・サークル活動については、原則として大学当局が容喙すべきものではないが、本件のように「違法な暴力行為が恒常に行われ、大学当局がそれを承知している場合に、当局がこれに関与し、是正のために前記のような措置をとることは、学生の主体性、自主性を無視したことにはならず、教育者が行使すべき当然の権限であり、義務である」と述べて、損害賠償請求を認容した。

これに対し、最高裁は、「右事実関係の下においては、上告人の被用者である前記執行部会議、教授会等の構成員たる職員は、原判示の具体的な作為義務を負うに至ったものであり、かつ、このような措置をとることは上告人の事業の範囲に属するものと解されるから、上告人には民法715条1項に基づく責任があるというべきである。上告人の責任を肯定した原判決の判示中には、学校法人自身の在学契約上の義務と当該学校法人の被用者の不法行為上の注意義務とを混同しているかのような部分があって、その説示において必ずしも適切でない憾みがあるが、以上の趣旨をいうものとしてこれを是認することができる」として、学校法人の

上告を棄却した。

本判決は、「学校法人自身の在学契約上の義務」という表現と、「当該学校法人の被用者の不法行為上の注意義務」という表現から、債務不履行構成との請求権競合に関する問題は残るものの、安全配慮義務は使用者の義務であり被用者の注意義務とは区別して考えていることが分かる。

不法行為における安全配慮義務とは何か。本来、法律構成によって安全配慮義務の内容が異なるということは、決して望ましいことではないはずである。そうであるならば、法律構成とは別して当該義務がどのような義務であるのかについて検討することが有益である。そうすると、安全配慮義務は、人的・物的環境の管理行為をなすにあたりそこから生ずる危険防止に努めるべきであるという使用者である学校設置者の義務ということになり、被用者である指導教諭等の具体的注意義務とは区別されるべきである。

それでは、学校設置者の使用者責任を問うためには、どのような要件事実が必要であるのか。上平成4年10月6日最高裁が説示するように、被用者の不法行為上の注意義務違反が必要ということになり、やはり、これを安全配慮義務と表現する下級審には疑問が残るといわざるをえない。

VI. おわりに

在学関係におけるスポーツ事故において学校設置者に損害賠償責任を認める法律上の理論構成として、国家賠償法1条、不法行為（使用者責任）、債務不履行、いずれの法律構成を採ったとしても問題となる安全配慮義務概念に関して、本稿では若干の考察を行った。

安全配慮義務の性質論としては、当該義務は「契約上の責任」であり、債務不履行責任に準ずるとの考えが判例上明確にされてきているにもかかわらず、国家賠償法1条および不法行為（使用者責任）においても問題とされる。

国家賠償法1条において安全配慮義務を使用する場合、学校設置者の抽象的注意義務という意味において用いられる場合と、指導教諭等の具体的注意義務を安全配慮義務と称している場合に大別される。また、不法行為においても同様のケースが見受けられる。

本来、安全配慮義務とは誰に対するどのような義務

であるのかということであるが、学校設置者に対する抽象的注意義務という見解が、判例・学説ともに多数説であると思われる。したがって、これとは内容を異にする指導教諭等の具体的注意義務についても安全配慮義務と称されること、あるいは構成されることにこの問題の本質があると思われる。

なお、学校設置者の安全配慮義務と指導教諭等の具体的注意義務が区別されたとしても、安全配慮義務の性質論から請求権競合の問題は残される。したがって、この観点から、安全配慮義務の構造論について検討を行うことを今後の課題としたい。

¹ 例えば、静岡地方裁判所平成元年12月20日判決判時1346号134頁、大分地方裁判所平成23年3月30日判決、東京地方裁判所平成18年8月1日判決判時1969号75頁。なお、国公立学校におけるスポーツ事故について、債務不履行により学校側に損害賠償責任を課した最高裁判例は見当たらない。

² 山本豊・松岡久一・潮見佳男・平野裕之・高橋眞(2010)：民法（債権法）改正問題の検討。私法，p.104。

³ 高島淳子 安全配慮義務—陸上自衛隊八戸車両整備工場事件：ジュリスト労働法判例百選[第8版] p.110参照

⁴ 福岡地裁昭和62年10月23日

⁵ 仙台地裁平成20年7月31日判例タイムズ第1302号253頁

⁶ 福島地裁判決平成21年3月27日判例時報第2048号79頁

⁷ 東京地裁平成18年8月1日判例タイムズ第1243号248頁

⁸ 大阪高裁平成27年1月22日

⁹ 室井力・芝池義一・浜川清[編著]：コンメンタール行政法Ⅱ行政事件訴訟法・国家賠償法pp.525-526。

¹⁰ 奥田昌道(1990)：安全配慮義務。「損害賠償法の課題と展望」，日本評論社，pp.9-10。

¹¹ 平野裕之(2007)：民法Ⅱ債権法。第2版，新世社，p.79。

¹² 濱野吉生(1988)：体育・スポーツ事故に関する判例の動向分析。早稲田大学人間科学研究，1(1)，p.4。

¹³ 最高裁昭和50年2月25日第3小法廷判決民集29巻2号143頁

¹⁴ 本稿，Ⅱ。私立・国公立学校の在学関係における安

全配慮義務確立の背景参照。

¹⁵ 例えば、最高裁昭和59年4月10日判決民集38巻6号557頁。

¹⁶ 例えば、私立学校におけるスポーツ事故（横浜地方裁判所平成13年3月13日判決）、国公立学校におけるスポーツ事故（東京地方裁判所平成18年8月1日判決、大分地方裁判所平成23年3月30日判決）など。

¹⁷ 高橋眞（2013）：続・安全配慮義務の研究，成文堂，p.156.

¹⁸ 例えば、本判決および最高裁昭和56年2月16日判決民集35巻1号56頁，最高裁昭和55年12月18日判決民集34巻7号888頁など。

¹⁹ 例えば、大分地裁平成23年3月30日判決。県立高校の生徒が、水泳実習の自由練習中にスタート台からプールに飛び込んで、プールの底に頭部を衝突させて頸髄損傷し、後遺障害が生じたのは、担当教諭に指導上の注意義務違反があったとして、被告に対し、安全配慮義務違反（債務不履行）による損害賠償を認めた事例（過失相殺あり）である。なお、本判例は、国公立学校でありながら国家賠償法1条の適用を採用していない事例である。

²⁰ 東京地裁平成18年8月1日判決。本判例も国公立学校でありながら、国家賠償法1条の適用を採用していない事例である。小学校における体育授業中の組体操の練習中に発生した事故につき、指導担当教諭らの安全配慮義務違反を認めた事例（過失相殺なし）。

²¹ 自衛隊の会計隊長が、同隊の自動車を運転し、隊員輸送の任務を終了した帰途、路面が雨で濡れ、かつ、アスファルトが付着して極めて滑走し易い状況にあることを看過し、急に加速した等運転者として道路交通法上当然に負うべき通常の注意義務を怠ったことにより、自動車を反対車線に進入させて対向車に衝突させ、その衝撃によって当該自動車に同乗を命ぜられた者を死亡させたとしても、それだけでは国に同乗者に対する安全配慮義務違反があるとはいえないとした判決である。

²² 平野：前掲書pp.457-458.

²³ 濱野：前掲論文p.86.

²⁴ 平野：前掲書p.396.

²⁵ 例えば、大分地裁平成20年3月31日判決。私立高校二年の女子生徒が学校のバスケットボール部の練習中に熱中症を発症し記憶障害が残ったことにつき、指導教諭の過失によるものであるとして教諭および学校側に対して求めた損害賠償請求が認容された事例。高松高裁平成20年9月17日判決。私立高校の生徒が課外の

クラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により負傷した事故について、学校側の不法行為責任が認められた事例。

²⁶ 大阪高裁昭和63年6月29日判決

[研究論文]

九州共立大学「ビオトープ自由ヶ丘」の環境特性と
絶滅危惧野生生物の保護

成富 勝¹⁾, 千々和 九州男²⁾

Protection of the endangered species of Kyushu Kyoritsu
University "Biotope Jiyuugaoka"

Masaru NARITOMI¹⁾, Kusuo CHIJIWA²⁾

Abstract

Precious species are suddenly disappearing around an urban area, and importance of maintenance and the reconstruction of the growth environment increases now. We created the biotope of the natural crowd expectation type that we left to a transition process of nature for the purpose of creation of the biological diversity space in study in Kyushu Kyoritsu University from 2004. By the main subject, we discuss it about "Biotope Jiyuugaoka" of this university and the habits of endangered species (*Rana japonica*) inhabiting there and the protection.

KEY WORDS : biotope, environment, endangered species, biodiversity

1) 九州共立大学経済学部
2) 西部ビル管理株式会社

1) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Economics
2) Seibu Building Management Co.

1. はじめに

現在、都市部を中心に貴重な野生生物が急激に姿を消しつつあり、その生育環境の保全と復元の重要性が増している。本学では平成16年度（2004）より、学内で遊休地となっていた場所において、生物多様性空間の創出を目的として、自然の遷移プロセスに任せた自然群集期待型のビオトープ創造を行ってきた。ビオトープとは、一言でいうと「生き物が生息する空間」のことである。

本学の「ビオトープ自由ヶ丘」はボタ山一帯を造成したもので、「ボタ山ビオトープ」として平成16年度に雑木林18,000m²の整備に着手し、ススキやメダケ群落、広葉樹などは保全し、約4,000m²のビオトープを造成した。現在もこのビオトープ内で絶滅危惧野生生物の保護を行っており、様々な団体や各種学校からの見学があり、環境教育の場としても活用されている。

本論では、本学のビオトープ自由ヶ丘とそこに生息する絶滅危惧生物の生態とその保護について述べる。

2. 本学及びその周辺の土地利用の変遷

本学がある折尾の地は元来丘陵地帯で溜池が点在していた。図1は、昭和45年（1970）の福原学園全体の空中写真である。この図の左上端にこんもりとした山があるが、これがビオトープ自由ヶ丘の「ボタ山」である。このボタ山は「闘魂山」と呼ばれ、福原学園の創設者である福原軍造先生が名付け親だと伝えられている。図を見ると本学内には、その後建設される施設の用地が広がっており、大学前の道路がまだ2車線で、周囲には利用されていない土地が広がっていることが分かる。

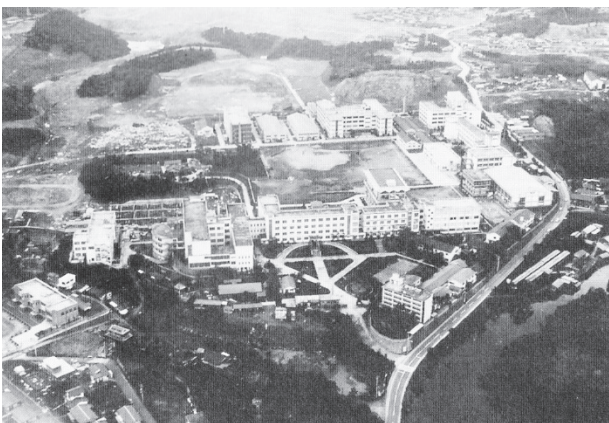


図1 福原学園とその周辺の空中写真（昭和45年）

ところで、ボタ山の“ボタ”とは、石炭を採掘する際、一緒に採掘されるが石炭としての利用できないもので、それを捨てて高く山のようになったのが“ボタ山”である。ボタ山は、まさに廃棄物の山である。この地域の足元には、明治時代の産業革命の主役である石炭層が横たわっていたわけで、日本の発展に大きな貢献を果たした。今ではそれら炭鉱の遺構を目にすることはできないが、以前は浅川にも炭鉱の立坑が残されていた。

図2は、平成4年（1992）の本学園とその周辺の空中写真であるが、学園内の整備が進むとともに周辺の大規模な開発が行われ、道路や住宅地が整備された。その結果、折尾地域の環境は大きく変化し、平成13年（2001）には、北九州学術研究都市が開設されるとともに大規模な商業施設が進出するなど、この折尾は今なお学園都市として発展している地域である。



図2 福原学園とその周辺の空中写真（平成4年）

図3は、平成24年（2012）の学園とその周辺の写真であるが、図1及び図2と比較すると、大学正門前の緑地には戸建て住宅やマンション群、商業施設等が建設されている。また、図中左上のボタ山は、崩壊による災害防止のための造成が行われ、時間とともに草原の状態から少しずつ木々が茂り、緑の山となりつつある。このように草原から樹林帯へと植生は遷移し、やがてはスダジイやタブノキが群落をなす北九州の植生である常緑広葉樹林となるのであろう。過去の写真を比較することによりこの地域が時代とともに大きく様変わりしていることが分かる。地形を変えることになる造成工事により、溜池などの止水域が埋め立てられ姿を消してしまい、地域の自然環境は大きく変化してしまった。そしてその後を追うように、次第に水辺の生物を見かけなくなった。自然環境の変化に伴い姿

を消していった生物を本来の生息空間に呼び戻すことは、生物多様性の観点からも重要なことである。



図3 福原学園とその周辺の空中写真（平成24年）

3. ビオトープ自由ヶ丘の概要

図4に本学の「ビオトープ自由ヶ丘」を示す。本学の周辺には昔は里山や雑木林が多く分布していたが周辺の宅地化や商業化により都市化が進んだ。その意味では、本学内の緑地帯は貴重なビオトープゾーンである。この図の中心部の緑地がボタ山で、その周辺の草地を含めたゾーンをビオトープとして保全活動を行っている。倒木処理や草地の管理、遊歩道の整備などビオトープの維持管理は当然であるが、絶滅危惧野生生物の保護活動を長年行ってきた。



図4 ボタ山を中心とした「ビオトープ自由ヶ丘」

図5に、ビオトープ造成を始めるにあたって作成した完成概要図を示す。造成時は概ね図のように整備したが、年月が経つにつれてその形態は変化していった。例えば、メダケの群落は消滅してしまい、池について

も、その水深は池周辺の土砂流入によりずいぶん浅くなってしまった。水田については、土が痩せてしまったため休止している状況である。

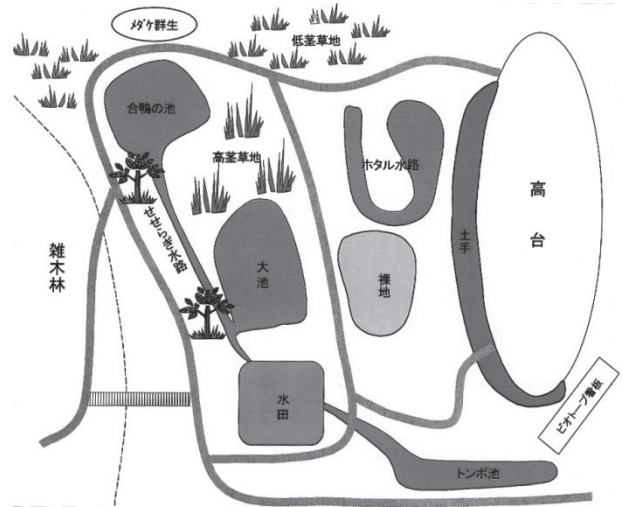


図5 ビオトープ完成概要図

この場所をビオトープとして整備する前は、様々な不用品が廃棄されており、ゴミ捨て場のような状況であった。また土中にはコンクリートのブロックなども埋まっており、人力での作業は負荷が大きいため、図6に示すように、小型建設機械を使って造成を行った。過去の地図などを見るとこの一帯は、湿地帯で草原が広がっていたことが分かる。



図6 小型建設機械による造成作業

図7に示すように、ビオトープ造成の際、雑木林の樹木の伐採を行ったが、伐採した木々を組み合わせ、生物の棲み処となるエコスタックの材料として活用した。また、大小の岩石についても同様に積み上げてエコスタックとして活用した。

ビオトープに池が完成した後は、ニホンアマガエル

が確認された。このカエルは、国内の最も広い地域で確認されるカエルで、体長20～45mm、体の色は背中が緑色であるが、この種は、身を潜ませるために周囲の色彩に合わせて体の色を変化させることができる。また、低気圧が近づくとときにグエッグエッグエッと連続して鳴く。これが、「雨鳴き（あまなき）」で、アマガエルの名前の由来となっている。



図7 エコスタックとして活用される伐採した木々

このビオトープに生息する生物も年々増加し、特に水田には、豊年エビやカブトエビなどが確認され、それらを餌とするトンボ類のヤゴも生息するようになった。トンボ類は、赤とんぼと呼ばれるアキアカネやウスバキトンボ、オニヤンマやギンヤンマ、シオカラトンボなどが繁殖池として飛来するようになった。

図8に現在のビオトープを示す。このビオトープにおいて絶滅が心配される絶滅危惧野生生物が生息していることが確認された。



図8 ビオトープ自由ヶ丘

4. 絶滅危惧野生生物とその保護

このビオトープにおいて生息する絶滅危惧野生生物の代表格の一つが、「ニホンアカガエル」である。

4.1 ニホンアカガエルについて

ニホンアカガエルは、「ニホン」と名前がつくように日本産アカガエルを代表するものである。その生息域は平野部から丘陵地までで、生息数については地域差があるものの年々減少傾向にあり、福岡県では絶滅危惧Ⅱ類に指定されている。体の大きさは、オスが35mm～65mm、メスが45～70mmで、メスがひと回り大きく、色は成長の度合いや生息環境により異なるが、黄土色から赤褐色で、キョッ、キョッ、キョッ……と鳴く。繁殖期は地域性があるが、一般的に1月から3月の早春の寒い時期に田んぼなどの止水域で産卵する。

図9にビオトープで確認された個体を示す。2月初旬の寒い時期に産卵にやってきたオスのカエルである。図10に示すようにオスの親指には大きな「タコ」があり、この太い指でメスをしっかり抱え込むことができる。また、図11に産卵を控え腹部が大きく膨らんだメスの個体を示す。このメスは、石を積み上げたエコスタックの中で確認された。



図9 ニホンアカガエル（オス）



図10 オスの太い前足と親指のタコ



図11 ニホンアカガエル（メス）

4.2 ビオトープにおける繁殖

本ビオトープにおいては、毎年1月初旬から3月中旬ごろまでの寒い時期に繁殖行動である「抱接」を行う（図12）。ただし、この写真の抱かされているメスは溺死したものである。図13は、葦が茂る浅い水たまりの産卵場所の写真である。この寒い時期に繁殖を行うのは、天敵が少ないなど繁殖に有利な条件が揃っているからであろう。ただし、冬の寒い時期には水辺は氷点下になり氷が張ることもあり、卵塊は凍ってその中の卵は死んでしまう。水辺に氷が張った日は、陽が昇るにつれて水温が上がり、凍った卵塊が融けて白く濁っているものを確認することがある。



図12 抱接中に溺死したメス（下のカエル）

図14は生みたての卵塊で、生んですぐの卵塊はゼリー状で弾力性があり透明である。昨年はこのような卵塊が300個以上、ビオトープの4つの水辺で確認された。特に今年は、卵塊の数が700個を超え、水深の浅い水たまりまでも産卵していたため、繁殖期間中は、これらの卵塊を繁殖条件のよい水辺へ移動させな

ければならず、卵塊の数が例年の2倍以上となった。この卵塊の数はほぼメスの個体数を表し、メスの個体数が増えた要因については、まだよく分かっていないが、気候の影響が大きいと考えられる。なお、一つの卵塊の卵数は500～3,000個であるが、多くは1,500個程度である。



図13 ニホンアカガエルの産卵場所



図14 ニホンアカガエルの卵塊

4.3 卵から幼生への変態

卵塊の中の卵は細胞分裂を繰り返し、オタマジャクシから幼生へと成長していく。図15は、まだ卵の中で時折体を動かしている胚の状態である。図16はビオトープの水辺におけるオタマジャクシの写真で、この頃になると食欲は旺盛でなんにでも食らいつく食欲があり、動きは非常に俊敏である。早春の寒い時期は餌が少ないので、先に生まれたオタマジャクシは孵化していない卵や後から生まれたオタマジャクシを食べて大きくなる。同じニホンアカガエルでも子孫を残すためには仲間も餌となる。このように生態系は絶妙のバランスの上に成り立っている。また、図17はオ

タマジヤクシから幼生になったばかりのカエルで、オタマジヤクシの名残である尾がわずかに残っている状態である。



図15 ニホンアカガエルの卵の中の胚



図16 ニホンアカガエルのオタマジヤクシ



図17 ニホンアカガエルの幼生

5. まとめ

ニホンアカガエルは本州から九州までの広い範囲に生息している。しかしながら、その産卵地は水田や水深の浅い湿地帯や溜池であるため、環境が変わると大きな影響を受ける。特に産卵時期である冬場の乾燥や水を張らない水田の増加、あるいは圃場整備などにより、その産卵地は急激に減少しており、絶滅危惧種に指定されている。そのため本学においては、4つの水辺空間において冬場に水が枯れないように維持管理を行っている。

本学のビオトープでは、このニホンアカガエル以外にも絶滅危惧野生生物が生息しているが、これらとのバランスも大事で、ニホンアカガエルだけが急激に増えることにより、他の種が急激に減少することないよう十分配慮する必要がある。今後、卵塊数の変化に着目するとともに、ビオトープ全体の生態系の遷移を見守っていききたい。

最後に、本ビオトープの維持管理に当たり、物心両面のサポートをいただいた故・福原弘之学園長、本学・大淵和幸事務局長はじめ、お世話になった事務局の皆様感謝の意を表したい。

【参考文献】

- 1) 福原学園 (1997)：福原学園50周年記念誌
- 2) 奥山風太郎 (2002)：日本のカエル，山と溪谷社

[研究論文]

教職実践演習の取り組み（2）

—教育実習事前事後指導と関連させた授業方法の開発—

日高 和美¹⁾，高橋 佳代²⁾，白石 忍¹⁾，野田 耕³⁾，小屋 菜穂子³⁾，
四方田 健二⁴⁾，久保田 もか³⁾

Practical training for teachers (2) -Developing a teaching method for teaching practicums-

Kazumi HIDAKA¹⁾，Kayo TAKAHASHI²⁾，Shinobu SHIRAISHI¹⁾，
Koh NODA³⁾，Nahoko KOYA³⁾，Kenji YOMODA⁴⁾，Moka KUBOTA³⁾

Abstract

The state of teaching practicum for students aspiring to become teachers was investigated and problems and results of teacher-training course were discussed. The teaching practicum for teachers is a compulsory subject that has been held in the latter term of the fourth grade since fiscal 2013. It is the final training for trainee teachers, which is designed to allow trainees review their four year course, as well as to provide practical teaching skills. One of the tasks of teacher-training courses for university juniors is to develop teaching skills required for teaching practicums. We developed a teaching method that combined pre-guidance for the teaching practicum with practical training for teachers. Juniors and seniors were required to conduct joint trial lessons designed to improve their practical skills by interacting with each other. In-service teachers were invited to give lectures, and teach students practical skills. Furthermore, juniors and seniors were expected to learn from each other by discussing from different perspectives. It is suggested that there is a need to examine teacher training curriculums and discuss concrete guidance methods, in order to improve the quality and abilities of students aspiring to become teachers.

KEY WORDS : Practical training for the teaching profession, pre-guidance for practice teaching, teacher-training course

1) 九州共立大学経済学部
2) 鹿児島大学大学院臨床心理学研究科
3) 九州共立大学スポーツ学部
4) 名古屋学院大学スポーツ健康学部

1) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Economics
2) Kagoshima University, Graduate School of Clinical Psychology
3) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Sports Science
4) Nagoya Gakuin University, Faculty of Health Sports

I 課題設定

本研究は、昨年度に引き続き平成25年度に開講した必修科目「教職実践演習」における取り組みと学生の学びの状況を検討し、同科目及び本学教職課程全体の成果やカリキュラムの改善点等を確認することを目的としている。

教職実践演習は、平成18年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」において提言された教職を取るうえで必須の科目である。教育職員免許法施行規則においては第6欄に位置づけられている。同科目設置に当たり、それまで教職に関する科目の必修科目であった「総合演習」を廃止し、新設された経緯がある。

これまで、本学においては3年後期「総合演習」—4年前期「事前指導」及び「教育実習」という流れがあった。総合演習では、科目の趣旨に沿った内容を講義しつつも教育実習前の仕上げの意味での事前指導の内容を含めて展開していた。本学においては、教職実践演習を立ち上げるにあたり、この仕上げの科目に到達するまでの過程に穴があくことがないように、教職課程委員会等で議論を重ねた結果、これまで4年前期に行ってきた事前指導を一部前倒しして3年後期から行うこととした。

また、担当者間の会議において事前指導において4年生の模擬授業を見て、自分の状況と対比しながら考察させたい、などの意見が出され試行的に昨年度の教職実践演習において一部合同の集中講義として授業研究会を実施した。授業研究会では、卒業生教員を招聘して各教室を担当してもらい、①4年生による模擬授業（3年生が生徒役）、②卒業生教員による指導、③座談会等を行った。在学学生は卒業生という気安さから様々な率直な質問を行い、卒業生教員も自身の内面の葛藤や動揺も含めた様々なエピソードや事柄を報告してもらい、学生にも非常に好評であった。他方で運営している中で3年生から、自分たちも授業をしたかったという声もあった。多くのことを学び取れる機会ではあるが、体験しながら、実際に様々な機会での指導を受けながら学びたいという希望をどのような形でかなえることができるかという課題が生まれた。

このような状況から、今年度の課題として、教育実習までの総仕上げである「事前指導」と、教育実習を経て教職課程の総仕上げを行う「教職実践演習」に関連を持たせ、学びある時間にすることが挙げられることとなった。

そこで、本稿においては、昨年度と同様に4年生の教育実習での成果とそれに応じた実践演習のカリキュラム内容の精査に加えて、事前指導と関連させた指導方法の開発及び有効性について考察していきたい。

II 平成26年度 教育実習における学びの把握

1. アンケート調査の目的および調査対象

「教職実践演習」実施前に教育実習における学びについてのアンケートを実施した。これは、教育実習において学生が捉えた自己課題について把握し、学生の現状とニーズに合致した教育内容を提供することを意図したものである。調査対象者は平成26年度前期に教育実習を行った本学の学生121名であり、記入ミスなどを除いた104名（男性73名、女性31名）を分析対象とした。また、比較対象として、平成25年度前期に実習を行った本学の95名（男性64名、女性31名）のデータを用いた。

2. 調査方法

教職課程オリエンテーションの際に調査の目的と個人情報保護を明記したアンケート用紙を配布した。後期に実習に行った学生は、実習から戻り次第教務課でアンケートを配布し記入させた。

3. 調査時期

平成26年9月～平成26年11月

4. 調査内容

(1) 教育実習における活動内容および充実度

教育実習中の活動として「進路指導」「担当クラスの学級運営」「保護者の対応」「生徒からの相談対応」「生徒指導」「学校行事」「部活動の指導」の7項目に加え、「教育実習は充実していたか」という問いに対して「まったくあてはまらない（関わらなかった）」から「とてもあてはまる（関わった）」までの5件法で評定を求めた。

(2) 教育実習の成果に関する項目

実習で成長した能力として「教材研究をする能力」「教科を教える能力」「指導案を作成する能力」「教科に関する専門知識」「コミュニケーション能力」「自己表現する能力」「困難な事態を処理する能力」「教師としての規範意識」「学級全体の生徒を指導する能力」「生徒一人一人を指導する能力」「適切な板書をする能力」「生徒の興味・関心をひく能力」「授業の流れに応じて

Table1 実習の活動および充実度に関する項目平均値および標準偏差

	26年度 (n=104)		25年度 (n=96)		F値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
担当クラスの学級運営に関わった	4.28	0.94	4.59	0.75	6.30 *
部活動の指導に関わった	4.20	1.10	4.41	0.87	2.17
学校行事の指導に関わった	4.15	1.03	4.29	0.84	0.99
生徒からの相談に関わった	3.87	1.07	4.23	0.91	6.73 **
生徒指導に関わった	3.48	1.17	3.57	1.16	0.28
進路指導に関わった	2.91	1.38	2.97	1.18	0.09
保護者の対応に関わった	2.01	1.23	1.98	1.27	0.03
充実していた	4.80	0.55	4.76	0.61	0.24

** $p < .01$, * $p < .05$

発問する能力」「適切な言葉遣いをする能力」「設定した時間通りに授業を進める能力」の15の力量を挙げ、各項目がどの程度高まったのか、「とても高まった」から「全く高まらなかった」までの5件法で評定を求めた。質問項目は櫻田(2013)¹の調査を参考に作成した。

5. アンケート結果

(1) 教育実習における活動内容および充実度

教育実習における活動内容について各項目の評価点の平均値を算出し整理した。平均値の高いものから「担当クラスの学級運営」「部活動指導」「学校行事指導」であった。これらの活動は多くの学生が実習中に経験する活動であることが示された。一方で、教育実習中には「保護者対応」および「進路指導」に関わる機会は少ないことも示された。以上の傾向は平成25年度も同様であった。

「教育実習は充実していたか」という問いに対して、101名(97.1%)の学生が「充実していた」もしくは「とても充実していた」と回答しており、ほとんどの学生が教育実習に対して充実感を感じていることが明らかになった。各項目の平均値および標準偏差をTable1に示す。項目は平均値の高い順番で並べ直している。

平成25年度と平成26年における活動内容を比較するため、各年度を独立変数とし、実習中の活動内容および充実感を従属変数とした一要因分散分析を行った。そのところ、「担当クラスの学級運営に関わった ($F(1,197) = 6.73, p < .01$)」「生徒からの相談に関わった ($F(1,197) = 6.30, p < .05$)」の得点は平成25年度の方が26年度より有意に高かった。

(2) 教育実習の成果

各項目の評価点の平均値を算出した。実習経験を通して成長を感じる技量として、平均値の高いものから

「コミュニケーション能力」「教科を教える能力」「教師としての規範意識」「教材を研究する能力」であった。これらの技量は実習という現場体験を経て成長を感じやすい項目である事が示された。一方で平均値の低いものは「適切な板書をする能力」「困難な事態を処理する能力」「適切な言葉遣いをする能力」「授業の流れに応じて発問する能力」であった。これらの技量は実習という短期間では成長を感じにくい項目であり、現場に出るまでに補完が望まれる項目である。以上の結果は、概ね平成25年度の傾向と合致している。それぞれの平均点と標準偏差をTable2に示す。

平成25年度と平成26年における活動内容を比較するため、各年度を独立変数とし、実習経験を通して成長する技量15項目を従属変数とし1要因分散分析を行った。その結果、「授業の流れに応じて発問する能力 ($F(1,197) = 3.61, p < .05$)」「困難な事態を処理する能力 ($F(1,197) = 4.32, p < .10$)」の得点において、平成25年度に教育実習を行った学生の方が平成26年度に実習を行った学生より有意に高いことが示された。

6. アンケート結果から教職実践演習へ

学生は、教育実習中に「担当クラスの学級運営」「部活動指導」「学校行事指導」に多く関わっており、「コミュニケーション能力」や「教科を教える能力」の成長を感じているということ明らかになった。一方で「保護者対応」および「進路指導」には関わる機会の少ないことおよび「適切な板書をする能力」「困難な事態を処理する能力」「適切な言葉遣いをする能力」「授業の流れに応じて発問する能力」等は成長を感じにくいことが示された。これらの傾向は昨年度と同様の傾向である。教職実践演習においては、板書や言葉遣いなど教員としての基礎的能力の補完に加え、「授業に応じて発問する能力」など授業を行うにあたっての実践

Table2 実習の成果に関する各項目の平均値および標準偏差

	26年度 (n=104)		25年度 (n=96)		F値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
コミュニケーション能力	4.50	0.67	4.59	0.56	0.81
教科を教える能力	4.37	0.58	4.23	0.75	2.01
教師としての規範意識	4.35	0.72	4.35	0.86	0.00
教材を研究する能力	4.34	0.62	4.33	0.71	0.01
教科に関する専門知識	4.23	0.67	4.13	0.85	0.65
自己表現する能力	4.20	0.67	4.15	0.79	0.27
生徒一人一人を指導する能力	4.11	0.70	4.06	0.78	0.25
指導案を作成する能力	4.10	0.82	4.07	0.82	0.04
学級全体の生徒を指導する能力	4.10	0.69	4.10	0.89	0.17
生徒の興味関心をひく力	4.07	0.74	4.15	0.81	0.27
設定した時間通りに授業を進める力	4.03	0.85	4.11	0.75	0.29 *
授業の流れに応じて発問する能力	3.89	0.81	4.05	0.82	3.61
適切な言葉遣いをする能力	3.89	0.90	3.94	0.91	0.11
困難な事態を処理する能力	3.83	0.82	4.05	0.80	4.32 *
適切な板書をする能力	3.72	1.01	3.79	1.09	0.21

* $p < .05$

力を身につけられるような取り組みが必要である。

また、昨年度との比較においては、「担当クラスの学級運営」および「生徒からの相談への対応」に関わりが少なく、さらに「授業の流れに応じて発問する能力」および「困難な自体を処理する能力」に関する成長を感じている割合も低かった。当然ながら年度により対象学生の状況や実習校の状況も異なるので、本アンケート結果から教育実習の成果を単純に比較することはできない。しかし、教育実習における活動内容をより充実させるために、学生の学びの状況を常に意識しつつ事前指導内容を柔軟に検討していく姿勢は必要である。以上より、教育実習における学びをより充実させ実践演習につなげられるよう、教育実習事前指導と教職実践演習と関連させ、2学年合同での指導を行う。双方の学年における学びの状況とその成果について検討する。

III 教育実習事前指導と関連させた授業の展開

1. 3年生教育実習事前指導および4年生教職実践演習の授業概要

前述のように、本学では、教育実習に向かう心構えを持たせ一貫した指導を行うため、4年生科目である「教育実習事前指導」の内容を一部3年生の後期の必修と位置づけ授業を行っている。

4年生後期の「教職実践演習」については、教育実習アンケートの結果を踏まえ、板書や言葉遣いなど教

員としての基礎的能力の醸成に加え、「授業に応じて発問する能力」など授業を行うにあたっての実践力を身につけられるような取り組みに重点をおいた。授業概要をTable3にまとめた。「教育実習事前指導」と「教職実践演習」を関連させた授業は第4～8回の集中講義「合同授業研究会」である。

2. 合同授業検討会の取り組み

(1) 参加者

本学教職課程を履修する3年生81名（男性51名、女性29名）、4年生93名（男性65名、女性28名）、「教職実践演習」の履修登録を行っている科目等履修生6名（男性5名、女性1名）の計180名（男性121名、女性58名）であった。

(2) 講師

合同授業研究会の講師として本学を卒業した現職教員9名（男性5名、女性4名）を招聘した。教科の内訳は保健体育科教員が5名、商業科が3名、社会科が1名で、教員歴は1年から6年までであった。

(3) 授業概要

「合同授業研究会～学び合いの日～」と題し、土曜日に集中講義として一日かけて行った。参加者は学年や性別が均等になるように配慮し、教科ごとに30名程度のクラスに分けられた。そしてそれぞれのクラスに現職教員1名が講師として担当した。

3年生、4年生をそれぞれ1～2名ずつが授業者となり、他の学生が生徒役となり模擬授業を行った。模

擬授業の後には、現職教員である講師を中心に、模擬授業に対するアドバイスや現場での実際の対応等について詳細な指導が行われた。3年生、4年生が一コマずつ模擬授業を行った後は、全体会として全講師と全参加者が一同に会して意見交換会を行った。現職教員から現場での経験や在学生に伝えたいことなどが発表され、在校生と質疑応答をする時間を設けた。

(4) 合同授業研究会の成果

合同授業研究会の振り返りとして、参加者全員に「合同授業研究会は勉強になった」「教職への意欲が高まった」の2項目に対し、「とても当てはまる」から「まったく当てはまらない」までの5件法で回答を求めた。また、自由記述で感想を求めた。振り返りシートの記入はすべて無記名で行われた。

その結果、「合同授業研究会は勉強になった」という項目に対しては、全員が「とても当てはまる」もしくは「当てはまる」と回答した。「教職への意欲が高まった」という項目に対しては、152名(84%)の参加者が「とても当てはまる」もしくは「当てはまる」と回答した。合同授業研究会の取り組みに高い満足感を感じ、教職への意欲を向上させたことが示された。

また、学年における差異を比較するため、各学年(3

年生、4年生、科目履修生)を独立変数、充実感を従属変数として1要因分散分析を行った。その結果学年差は有意であった($F(2,157)=8.50, p<.001$)。Turkeyの多重比較を行ったところ3年生と4年生の間に有意差があり、3年生が4年生に比べ満足感が高い($F(2,157)=8.50, p<.001$)ことが示された。

自由記述の感想をまとめると、「現場での実体験の話しを聞いて、より教職への意欲が高まった」「3年生と4年生の模擬授業の差を感じた」「自分の足りなさが分かった」「現職の先生が素晴らしく、あのようになりたいと思った」など、現職教員の指導技術に直接触れ教職への意欲を高めたという感想の他に、3年生と4年生双方に模擬授業を行ってもらったことにより、それぞれが刺激を受けたという内容が記述されていた。

IV 成果と課題

本研究では、「教職実践演習」における取り組みと学生の学びの状況を検討し、実践演習のカリキュラム内容の精査に加えて、事前指導と関連させた指導方法の開発を試みた。3年生の事前事後指導と4年生の教

Table3「教職実践演習」「教育実習事前指導」授業概要

回	「教職実践演習」(4年生)	「教育実習事前指導」(3年生)
第1回	【オリエンテーション】 教員免許を取得する心構え 教職実践演習の履修の仕方	【オリエンテーション】 教育実習の心構え 教育実習事前指導の履修の仕方
第2回	【板書指導①】 美しい板書の書き方①	【模擬授業準備 指導案の書き方】 学習指導案の書き方の確認
第3回	【板書指導②】 美しい板書の書き方②	【模擬授業準備 教材研究】 教材研究、ICTを活用した授業
第4～8回 (集中講義)	【合同授業研究会】 3年生による模擬授業 4年生による模擬授業 卒業生教員による授業指導 卒業生教員との座談会・質疑応答	
第9～13回	【学校現場調査・研究】 研究発表会等への参加 (各自2回参加)	【模擬授業の振り返り】 模擬授業の反省および改善点の確認
第14回	【学びのまとめ①】 教職課程での学びの振り返り (グループワーク)	【教育実習に向けて①】 教育実習に臨む心構え 教育実習におけるマナー
第15回	【学びのまとめ②】 教職課程の振り返りと今後に向けて	【教育実習に向けて②】 学級経営について

職実践演習を関連させ、3年生と4年生そして本学を卒業した現職教員を対象にした合同授業研究会を開催した。その結果、合同授業研究会に対する学生の満足感は大変高く、学生の教職への意欲の向上が確認された。よって、3年生の事前指導と4年生の教職実践演習を組み合わせた合同授業研究会の取り組みは学生の意欲向上において一定の成果を上げたと言える。その成果を以下3点にまとめる。

1 点目は、教育実習前の3年生に対する指導効果である。合同授業研究会における満足感は、4年生に比べ3年生の方が高かった。これは現職教員との出会いや模擬授業経験が3年生の方が4年生に比べ少なかったため、合同授業研究会における体験が新鮮であったためと推測される。教育実習前の3年生にとって、4年生の模擬授業を多く参観でき、さらにそれに対し現職教員から現場での体験を踏まえたアドバイスをもらえるという体験は、教職への意欲を高めるだけでなく1年後、そして卒業後のロールモデルの形成という意味でも有意義な体験になったと考えられる。この他、学年の特質による部分もあると考えられる。これについては、今後も継続的にデータを取ながら学年の特質に合わせた指導方法について検証してみたい。

2 点目として、4年生が後輩に対するメンターとしての役割そして「教師役」を再度経験したことにより、自分自身、そして学年全体の成長を実感していることが挙げられる。教育実習を終えた4年生は3年生の模擬授業に対し様々な助言を行っていた。4年生は3年生の模擬授業を見ることにより、自分自身の成長を感じたことが推測される。教育実習前の3年生の様子に自身の1年前の様子を重ね合わせ、教育実習を経験した自身の歩みを実感したと考えられる。また、4年生自身も模擬授業を通して更なる課題を見出していた。さらに、自身の一歩先をすすむ4年生のメンターともいえる現職教員との出会いにより、教職への意欲をいっそう高め、現場に出るといった臨場感と緊張感を持つことに繋がったと考える。

3 点目として、学び続ける教員の育成における効果があげられる。合同授業研究会において3年生、4年生、現職教員が双方に意見を出し合うことで、学び合う雰囲気醸成された。教職は生涯学び続けることが必要な職業である。教職を目指すものにとって、学年や教科の垣根を越え、互いに尊重し合いながら学び合い続けることの重要性を体験的に学ぶ機会になったと考えられる。3年生に対する指導、教育実習における学びの把握、4年生に対する指導に流れを持たせるこ

とにより、4年間の教員養成課程をトータルでマネジメントする視点がより明確になったことがあげられる。学年ごとの歩みを丁寧に捉えた上で、4年間の学びをマネジメントしていく視点は本学の教員養成課程を考える上で極めて重要なことである。

この他、全体を通して関わって頂いた現職教員（先輩教員）が非常に重要な役割を果たしている。会の開催前から「先輩教員に会える」ということをとても楽しみにしていた学生も多く、当日も全てのプログラムに関わり、指導・助言して頂いていた。開催後も「来年は、自分が招聘される立場になりたい」と決意を語る学生もいた。今後も、積極的に卒業生の支援を頂きながらよりよいプログラムを構成していきたい。

本研究では、昨年に引き続き、教育実習における学びの状況を学生に対するアンケートにより把握し教育実践演習の内容に活かしていく取り組みを行った。各年度で比較を行うと、その学年の学びの特徴が把握できるだけでなく、教育実習事前指導のあり方、そして次年度の教職実践演習の内容を検討・構成する上でも有効である。しかし、当然ながら学生の学びは数値だけでは捉えきれない。日々の丁寧な学生指導が必要である。継続的に学生の学びの状況を確認した上での、実践研究の積み重ねが必要である。具体的な課題としては、今年度の実践演習全体の成果を把握し、来年度の事前指導及び教職実践演習の内容を検討していくことが挙げられる。教職に関連する全教員と情報を共有しながら今後も教職課程運営を行っていきたい。

V 付記

本実践およびアンケート調査実施・集計に関して九州共立大学教務課 古橋美和さんに多大なるご協力を頂きました。ここに謝意を表します。

¹ 櫻田 裕美子, (2013) :教育実習に関するアンケート調査結果報告,九州私立大学教職課程研究連絡協議会2013年度定期総会・研究協議会資料,ガーデンパレス福岡,2013.6.7.

[研究論文]

教科書購買と単位取得数との関係

水戸 康夫¹⁾, 八島 雄士¹⁾, 進本 眞文²⁾, 権 純珍³⁾

Purchase of Textbook and the Number of Credit Earning

Yasuo MITO¹⁾, Yuji YASHIMA¹⁾, Masafumi SHIMMOTO²⁾,
Soonjin KWON³⁾

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the correlation among the number of credit earning, attendance, and purchase of textbook. We set up the hypothesis that attendance for lectures or purchase of textbook reflect time discount rate and tested whether there is correlation between those factors and the number of students' credit earning, or not. As the result of our test, there were no significant differences about attendance for lectures or purchase of textbook between subjects, whose credit earning is above the average, those, whose it is below the average. Moreover, we found that the marking standards of some lectures are not adequate by a careful examination of experience.

KEY WORDS : attendance, purchase of textbook, the number of credit earning, marking standards

1) 九州共立大学経済学部
2) 九州共立大学 総合研究所
3) 元九州共立大学経済学部 教員

1) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Economics
2) Kyushu Kyoritsu University, Research Center
3) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Economics, Former Professor

第1章 はじめに

九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会では、時間割引率の程度と相関のある要因を探究する実験を行ってきた。水戸・進本・八島・権（2013）では、せっかちさの程度を時間割引率の程度と相関のある要因とみなして、単位取得確率と対応させた自習時期の選択に関する実験を行なった。水戸・進本・八島・権（2014）では、喫煙習慣とインターネット等への長時間接触を時間割引率の程度と相関のある要因とみなして、喫煙習慣者であるか否か、および長時間接触者であるか否かと、取得単位数との間における相関に関する実験を行なった。

喫煙習慣者は非喫煙習慣者よりも取得単位数が少ないことから、喫煙習慣と取得単位数には相関のあることを明らかにできたが、せっかちさの程度と長時間接触者であるか否かの要因はほとんど相関はなかった。実験協力者である大学生における喫煙習慣者が少ない現状では、喫煙習慣以外の要因によって、時間割引率の程度を簡易に弁別することは重要である。時間割引率の程度を簡易に弁別することのできる要因を特定化できれば、時間割引率の程度と関係があると考えられている依存症や多重債務等、社会にとって重要な問題を考察することが容易となり、考察するための足がかりとなり得る。このため九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会では、時間割引率の程度と相関のある要因の探究を続けてきており、本年度においても、時間割引率の程度と相関のある要因の探究を続けている。

本論における実験は、出席や遅刻の程度および教科書購入の程度が、時間割引率を反映する要因であると見なし、それら要因と取得単位数とに相関があるのか否かに関する実験を行なった。あらかじめ実験結果を述べておくと、取得単位数が平均以上である実験協力者と平均未満の実験協力者における、出席や遅刻の程度および教科書購入の程度は、相違していなかった。この実験結果は予想外であった。取得単位数が平均以上である実験協力者であれば、平均未満の実験協力者よりも、出席は良好であり、遅刻している可能性は低く、教科書購入しているという結果となることを予想していた。しかし、そうならないのであれば、教科の採点基準が妥当でないか、あるいは出席が良好でない、遅刻可能性が高い、および教科書を十分には購入していないという学生の認識が妥当でない可能性がある。あるいは、平均的な取得単位数に関する学生の認識が妥当でない可能性もある。分別の基準が妥当ではない

ことも考えられる。例えば、15回のうち0回～2回欠席者と3～5回欠席者との分別や、遅刻する可能性のあるのは月3回以上と月3回未満である実験協力者との分別では、取得単位数には相違が出ない等の理由が考えられ、この理由の探究は重要である。

第2章では実験を紹介し、第3章では、教科書購入する理由、購入しない理由に注目しての分析を行ない、第4章ではまとめを行なう。

第2章 実験

実験1は、平成27年1月27日の九州共立大学経済学部における「原価計算論」受講生に対して行なった¹⁾。授業終了後、回答してくれた学生には、ボーナス点を与えることを伝え、配付する用紙（資料1）に答えてくれるよう、協力を要請した。「原価計算論」を受講していた学生は、九州共立大学経済学部経済・経営学科の2年生～4年生である。

資料1では4つのことを聞いている。問1は実験協力者が遅刻せずに授業に参加しているかどうかを知るために、朝起きたい時間に起きることができるといふかを聞いた。この質問は、講義に遅れないことを重視するか、もう少し長く眠り続けることを重視するかを明らかにしようとする質問である。「あなたは朝、7時なら7時、8時なら8時に起きようと思ったら、起きることが出来ますか」という質問を行なった。起きられないことは月に0回、月に1～2回起きることができない、起きられないことが月に3回以上に分けて、月に3回以上の学生を「睡眠重視者」と呼び、講義を遅刻せずに出席することによって、単位の取得確率を高めることよりも、現時点において、もう少し長く眠り続けることを重視していると見ることで、時間割引率の高低を推測できると考えた。

問2は取得単位の状況について自己評価してもらうために、「あなたの取得単位は、あなたの考える平均的な取得単位の学生と比べて、多いと考えるか、少ないと考えるか」という質問を行ない、平均以上と認識する実験協力者と平均未満と認識する実験協力者を分別しようとした。

問3は実験協力者の欠席状況を聞いた。質問は「15回の授業のうち欠席したのは、病気の時を含めて0～2回まででしょうか。それとも3回以上欠席した科目が半数以上ありますか」というものである。5回までは欠席可能であるので、体調が少しでも悪い場合には欠席を選択する実験協力者を「出席軽視者」と呼び、

可能な限り出席することで単位の取得確率を高めることよりも、現時点での体調を重視していると見ることで、「出席軽視者」の時間割引率の高低を推測できると考えた。

問4は、教科書の購買程度に関する質問である。質問は「教科書を買った科目が半数以上でしょうか。それとも買った科目は半数未満でしょうか」というものである。教科書を購買する科目が半数未満の実験協力者を「非購買者」と呼び、「非購買者」は、教科書を購買しないことを選択した時点で得られる効用（教科書のために支出する代金の節約で得られる効用）と、単位の取得確率が低下する可能性よりもたらされる試験終了後の不効用とを比較して、購買しないことを選択していると考えることができる。上述のように考えることで、「非購買者」の時間割引率の高低を推測できると考えた。

実験1において、資料1を74枚配った。回答用紙の中に、実験設定を誤理解したことによって、選択に影響のあった回答は存在しなかった。理由に関する記述が回答用紙の半分以下であったり、回答されていない質問項目があるために無効とした回答が合計25枚ある。無効とした回答は25枚なので、有効回答は49枚である。

実験2は、平成25年2月3日のA大学における科目「B」受講生に対して行なった。実験1では男女学生が混在しているが、実験2では女子学生のみが実験協力者である。授業終了後、回答してくれた学生には、ボーナス点を与えることを伝え、配付する用紙（資料1）に答えてくれるよう、協力を要請した。科目「B」の受講生は、2年である。

実験2において、資料1を37枚配った。回答用紙の中に、実験設定を誤理解したことによって、選択に影響のあった回答は存在しなかった。理由に関する記述が回答用紙の半分以下であったために無効とした回答は15枚であった。無効とした回答は15枚なので、有効回答は22枚である。

実験1と実験2における予想

「睡眠重視者」や、「出席軽視者」や、「非購買者」の取得単位数は、平均的な取得単位数よりも低いことを予想する。つまり、平均的な取得単位数よりも高いと認識する実験協力者における「睡眠重視者」比率や「出席軽視者」比率や「非購買者」の比率は、平均的な取得単位数よりも低いと認識する実験協力者における「睡眠重視者」の比率や「出席軽視者」比率や「非

購買者」の比率とは相違すると予想する。

欠席していたり、遅刻した時に講義された内容がテストに出題される可能性が存在し、たとえ、遅刻したり欠席していた時の授業内容が後から確認できるとしても²⁾、内容の理解は出席していた学生よりも低いことが予想される。このため、出席が良好でなく、遅刻することの多い実験協力者の取得単位数は、遅刻することがなく、出席の良好な実験協力者よりは、少ないと考えることができる。

「非購買者」は、教科書を購買して講義に臨んでいる実験協力者よりも、講義の内容理解は劣ると考えることができる³⁾。講義の内容を十分に理解するために必要であるから、教科書の指定がされているはずだからである。上述の理由によって、「非購買者」は、教科書を購買する科目が半数以上の実験協力者よりも取得単位数は少ないと考えることができる。

実験1の結果

表1によれば、平均以上の取得単位数の実験協力者であると回答した回答用紙は36枚であり、平均未満の取得単位数の実験協力者であると回答した回答用紙は13枚なので、平均以上の取得単位数の実験協力者である比率は73.5% (=36/49) である。

平均以上の取得単位数の実験協力者であると回答した回答用紙のうち、「睡眠重視者」は7枚 (19.4% = 7/36)、「出席軽視者」は14枚 (38.9% = 14/36)、「非購買者」は17枚 (47.2% = 17/36) あった。「睡眠重視者」のシェアが最も低く、「出席軽視者」のシェアは中位であり、「非購買者」のシェアが最も高い。

平均未満の取得単位数の実験協力者であると回答した回答用紙は13枚であり、そのうち、「睡眠重視者」は3枚 (23.1% = 3/13)、「出席軽視者」は12枚 (92.3% = 12/13)、「非購買者」は9枚 (69.2% = 9/13) あった。「睡眠重視者」のシェアが最も低いということは、平均以上の取得単位数の実験協力者の場合と同様である。「非購買者」は中位のシェアではあるが、平均以上の取得単位数の実験協力者の場合よりも高いシェアである。「出席軽視者」のシェアは最も高く、この高さは予想外であった。

実験前の予想は、平均以上の取得単位数と認識する実験協力者における「睡眠重視者」、「出席軽視者」、「非購買者」のシェアは、平均未満の取得単位数と認識する実験協力者における「睡眠重視者」、「出席軽視者」、「非購買者」のシェアよりも低いというものであり、表1によれば実験前の予想通りの結果が得られたとい

える。実験前の予想通りの結果が得られたとはいえ、データ数が少ないため、統計学に基づく検討が必要であるため、以下では独立性の検定を行なう。

平均以上の取得単位数と認識する実験協力者における「睡眠重視者」, 「出席軽視者」, 「非購買者」の比率と、平均未満の取得単位数と認識する実験協力者における「睡眠重視者」, 「出席軽視者」, 「非購買者」の比率が同じであるという帰無仮説について検討する⁴⁾。

Pearsonの χ^2 乗値(統計検定量)は1.111であり(自由度2), 有意水準0.05の統計検定量の棄却値は3.841なので, 帰無仮説は棄却できない。帰無仮説を棄却できないので, 平均以上の取得単位数と認識する実験協力者であるのか平均未満の取得単位数と認識する実験協力者であるのかは, 「睡眠重視者」, 「出席軽視者」, 「非購買者」の比率に影響を及ぼしたとは言えない。

表1 睡眠重視者と出席軽視者と非購買者である実験協力者の取得単位数の認識

	睡眠重視者	出席軽視者	非購買者
平均以上の取得単位数:36枚	7枚(19.4%)	14枚(38.9%)	17枚(47.2%)
平均未満の取得単位数:13枚	3枚(23.1%)	12枚(92.3%)	9枚(69.2%)

出所筆者作成。

- 注) 1) 実験協力者には, 男子学生と女子学生が混在している。
2) 取得単位数の平均は, 各実験協力者の認識する平均である。

実験2の結果

表2によれば, 平均以上の取得単位数であると回答した回答用紙は16枚であり, 平均未満の取得単位数の実験協力者であると回答した回答用紙は6枚なので, 平均以上の取得単位数の実験協力者である比率は72.7% (=16/22) である。

平均以上の取得単位数の実験協力者であると回答した回答用紙は16枚であり, そのうち, 「睡眠重視者」は4枚 (25.0% = 4/16), 「出席軽視者」は3枚 (18.8% = 3/16), 「非購買者」は6枚 (37.5% = 6/16) だった。「出席軽視者」のシェアが最も低く, 「睡眠重視者」のシェアは中位であり, 「非購買者」のシェアが最も高い。「非購買者」のシェアが最も高いという結果は, 実験1における結果と同じである。「非購買者」以外の「出席軽視者」と「睡眠重視者」については, 実験1における順位と実験2における順位は相違している。このような相違は, 対象とした数が少ないために生じた結果であるのか, 女子学生数の相違が影響した結果であるのか, 目的意識をどの程度持っているのかが影響した結果であるのか, 実験1と実験2だけでは何も述べることはできない。

平均未満の取得単位数であると回答した回答用紙は6枚であり, そのうち, 「睡眠重視者」は1枚 (16.7% = 1/6), 「出席軽視者」は3枚 (50.0% = 3/6), 「非購買者」は3枚 (50.0% = 3/6) だった。「睡眠重視者」のシェアが最も低く, 「出席軽視者」と「非購買者」のシェアは同じである。「睡眠重視者」のシェアが最も低いという結果は, 表1における平均未満の取得単位数と同じである。実験2における「出席軽視者」のシェアは50.0%であるが, 実験1での「出席軽視者」のシェアは92.3%であり, 相違している。この結果の相違も, 対象とした数が少ないために生じた結果であるのか, 女子学生数の相違が影響した結果であるのか, 目的意識をどの程度持っているのかが影響した結果であるのか, 実験1と実験2だけでは何も述べることはできない。

実験前の予想は, 平均以上の取得単位数と認識する実験協力者における「睡眠重視者」, 「出席軽視者」, 「非購買者」のシェアは, 平均未満の取得単位数と認識する実験協力者における「睡眠重視者」, 「出席軽視者」, 「非購買者」のシェアよりも低いというものであり, 表2によれば実験前の予想通りの結果が得られたとはいえない。

実験前の予想通りの結果が得られなかったとはいえ, データ数が少ないため, 統計学に基づく検討が必要であるため, 以下では独立性の検定を行なう。

平均以上の取得単位数と認識する実験協力者における「睡眠重視者」, 「出席軽視者」, 「非購買者」の比率と, 平均未満の取得単位数と認識する実験協力者における「睡眠重視者」, 「出席軽視者」, 「非購買者」の比率が同じであるという帰無仮説について検討する⁵⁾。

Pearsonの χ^2 乗値(統計検定量)は1.099であり(自由度2), 有意水準0.05の統計検定量の棄却値は3.841なので, 帰無仮説は棄却できない。帰無仮説を棄却できないので, 平均以上の取得単位数と認識する実験協力者であるのか平均未満の取得単位数と認識する実験協力者であるのかは, 「睡眠重視者」, 「出席軽視者」, 「非購買者」の比率に影響を及ぼしたとは言えない。

表2 睡眠重視者と出席軽視者と非購買者である実験協力者の取得単位数の認識

	睡眠重視者	出席軽視者	非購買者
平均以上の取得単位数:16枚	4枚(25.0%)	3枚(18.8%)	6枚(37.5%)
平均未満の取得単位数:6枚	1枚(16.7%)	3枚(50.0%)	3枚(50.0%)

出所筆者作成。

- 注) 1) 実験協力者は女子学生のみである。
2) 取得単位数の平均は, 各実験協力者の認識する平均である。

第3章 考察

第2章実験結果によれば、平均以上の取得単位数と認識する実験協力者であるのか平均未満の取得単位数と認識する実験協力者であるのかは、「睡眠重視者」、「出席軽視者」、「非購買者」の比率に影響を及ぼすとは言えない。これは、事前の予想とは相違する結果である。つまり、「睡眠重視者」「出席軽視者」や「非購買者」の取得単位数が、平均的な取得単位数よりも低いという結果とはならなかった。この理由を探究するために、回答用紙裏面に書かれた選択理由を見たが、この理由を明らかにするようなことは書かれていなかった。

更なる実験を行なうことによって、平均以上の取得単位数と認識する実験協力者であるのか平均未満の取得単位数と認識する実験協力者であるのかは、「睡眠重視者」、「出席軽視者」、「非購買者」の比率に影響を及ぼさない理由を明らかにすることは重要であり、今後の課題としたい。

本章では、実験1の実験協力者の選択と実験2の実験協力者の選択において、平均以上の取得単位数と認識する実験協力者である比率（平均以上の取得単位数と認識する実験協力者/全実験協力者）がほとんど同等であることについての考察を行ないたい。具体的には、実験2の実験協力者は実験1の実験協力者よりも、真摯に講義に取り組んでいるように見えるにも関わらず、実験1における実験協力者において平均以上の取得単位数と認識する実験協力者である比率（=36/49）は73.5%であるのに対して、実験2における実験協力者において平均以上の取得単位数と認識する実験協力者である比率は72.7%（=16/22）であり、ほとんど同じ比率である。この理由として、本論では教科の採点基準が妥当でない可能性についての検討を行なうこととする。

表3 実験1と実験2において、教科書を購買する理由と購買しない暫定的な理由

	「非購買者」	教科書購買者
実験1	必要性を感じない。【合計17枚】 講義で教科書を使用しない。【6枚】 プリントもらえるので、必要ない。【5枚】 必要なら購買する。 教科書無くても講義に参加できる。 購入しないといけない科目は少ない。 あってもなくてもどちらでもいい感じである。 教科書無くても、ノートある。 読まない可能性高いので、もったいない。 教科書の価格は高い。【5枚】	教科書はいつか役に立つ。 持ち込み可の場合が多い。【4枚】 分からないところは教科書を読んで勉強する。 教科書に沿った講義多い。 教科書は必要不可欠である。【2枚】 教科書購買は自己投資である。 教科書無いと単位取れない科目がある。

実験1	教科書を使わない科目選択している。【2枚】 テストで持ち込み可の時のみ購買する。【2枚】 先輩・友人からもらう。【2枚】 講義中に、友人に見せてもらう。 購買する方が良いが、なくてもいいといわれた。	
実験2	必要性を感じない。【合計9枚】 講義で教科書を使用しない。【2枚】 プリントもらえるので、必要ない。【7枚】 教科書を使わない科目選択している。【2枚】 友人で貸し借りするの。 過去に購買した教科書を別の科目で使ったので、	英語は教科書を使うので。【2枚】 教科書は必需品だと考えている。【2枚】 教科書がないと講義についていけない。【2枚】 教科書に沿った講義多い。【5枚】 教科書購買し勉強することが学生の本分である。 教科書に、調べたことを書き込んだりできる。 教科書共有すると、テストの時に困る。

出所)筆者作成。

- 注) 1) 1枚の回答用紙から理由を複数抽出するケースと、理由を抽出できないケースが存在している。
 2) 同様の理由はまとめている。
 3) 理由を抽出する時に、複数によって確認していないことから、暫定的という言葉を使っている。

表3によれば、実験1においても、実験2においても、教科書非購買の理由として最も多いのは、「必要性を感じない」という理由である。例えば、教科書は使用しているが、プリントを併用していれば、講義において教科書を買わなくても何ら問題ないことが予想されるにも関わらず、教科書が指定されていることがある。プリントを併用しておらず、講義において教科書を買わないと、講義における理解が困難となる科目も存在しているのであろうが、プリントを併用している科目の存在が、実験協力者に教科書非購買を選択させていると考えられる。したがって、教科を担当されている先生は、プリントを併用している場合には、教科書としてではなく参考書として指定すべきであろう。

実験1と実験2における、教科非購買の理由として相違している点としては、「教科書の価格は高い」という理由である。実験1では5枚あったが、実験2では1枚もなかった。実験2においても、「友人で貸し借りする」や「教科書を使わない科目選択している」という理由が見られるので、実験2の実験協力者においても「教科書の価格は高い」と感じていると考えられる。それにも関わらず、「教科書の価格は高い」という理由は1枚もなかった。このことは、大学生である限り、教科書が高いことは教科非購買の理由とはならないと、実験2の実験協力者は考えていると見なせる。それに対して、実験1の実験協力者は、教科書が高いことは教科書非購買の理由になると考えていると見なせる。

実験1と実験2における、教科書購買者の購買理由において相違している点としては、実験1では「持ち

込み可の場合が多い」という理由が最も多い理由であるが、実験2では「持ち込み可の場合が多い」という理由は1枚もないことである。実験2における実験協力者の場合、テストの時に持ち込み可の教科があるのか、多いのか少ないのかは明らかではないが、実験2における実験協力者はテスト時に、持ち込み可であるか否かに関わりなく、教科書購買を選択しているように見える。

表1によれば、「非購買者」は53.1% ($= (17+9) / (36+13)$)、表2によれば、「非購買者」は40.9% ($= (6+3) / (16+6)$) なので、実験1における半数以上の教科での教科書購買する実験協力者のシェアは46.9%であるのに対して、実験2では59.1%である。つまり、テストの時に教科書持ち込み可という理由がなかった実験2における実験協力者の方が、教科書を購買する比率は高いので、実験2における実験協力者の方が、勉学への意欲、ひいては単位取得への意欲が高いと見ることは可能である。

表3における、実験1と実験2における相違はいくつかあったが、最も大きな相違は、勉学に対する姿勢や、単位取得への意欲の高さである。実験1における実験協力者の中にも、勉学に対して真摯な姿勢である者や、高い意識を持って勉学している者も存在しているが、表3を見る限り、実験2における実験協力者の方が勉学に対して真摯な姿勢を持つ者、高い意識を持っている者が多いと感ぜられる。実験2における教科書購買理由である「教科書を購買し勉強することが学生の本分である」という理由が象徴的であり、教科書価格の高いことが教科非購買の理由となるのかならないのか、教科書持ち込み可でないことが教科非購買の理由となるのかならないのかを見ると、実験1と実験2における実験協力者の勉学に対する姿勢、意識の高さの相違は大きいように見える。

実験1と実験2における実験協力者の勉学に対する姿勢、意識の高さは、表1における平均以上の取得単位数と認識する実験協力者と平均未満の取得単位数と認識する実験協力者の両者を合計した時の「出席軽視者」のシェアは53.1% ($= (14+12) / (36+13)$) と、表2のシェア27.3% ($= (3+3) / (16+6)$) を比較すれば、より明瞭となる。

遅刻の多さに関係する「睡眠重視者」のシェアは、表1における両者を合計した時のシェア20.4% ($= (7+3) / (36+13)$) と、表2のシェア22.7% ($= (4+1) / (16+6)$) は同じ程度であった。この結果から、実験2における実験協力者は、実験1における実験協力者

よりも欠席数は少ないが、遅刻は同程度であると考えられる。いいかえれば、勉学に対する姿勢が真摯である実験協力者が多く存在するか否かは、遅刻者の数に影響を与えることはないのかもしれない。

勉学に対する姿勢が真摯である実験協力者が多いのか少ないのかは、平均以上の取得単位数と認識する実験協力者と平均未満の取得単位数と認識する実験協力者の比率に影響を与えなかった。実験1において平均以上の取得単位数の実験協力者である比率が73.5%、実験2においては72.7%と近似していた。

出席が十分でないという意味で、勉学に対する姿勢が真摯でない学生の多く在籍する大学・学部における平均取得単位数は、ほとんど欠席しないという意味で勉学に対する姿勢が真摯である学生の多く在籍する大学・学部における平均取得単位数よりも低いことが予想される。

表1における両者を合計した時の「出席軽視者」のシェアは、実験を行なった九州共立大学経済学部においては53.1%であり、実験を行なったA大学においては27.3%である。この結果は、実験を行なった教科における結果であり、九州共立大学経済学部全体やA大学全体についての出席状況について、断定的に述べることはできない。また、実験協力者の認識に基づく回答結果であり、客観的な事実ではない。上述のことに留意しつつ、考察を行なう。

「出席軽視者」の一定割合が単位取得に失敗することを予想することができ、この一定割合がどのような大学・学部であっても共通であるとすれば⁶⁾、「出席軽視者」のシェアの高い九州共立大学経済学部では、取得単位数の少ない実験協力者の数は多いかもしれない。実験協力者以外の学生も、実験協力者と同様な行動をとると仮定すれば、九州共立大学経済学部の学生には、取得単位数の少ない学生がA大学の学生よりも多いことになる。その結果として、卒業できずに留年する学生の数は、A大学よりも多いことが予想できる。

もし、九州共立大学経済学部において卒業できずに留年する学生の比率が、A大学と同等であるならば、九州共立大学経済学部の学生がテストにおいて点数を獲得する能力がA大学学生よりも高いか、追再試などによって取得単位数が少なくなることを防止しているのか、採点基準を他の大学よりも緩やかにすることを通じて、十分に出席しない学生であっても、A大学と同等の単位数を取得しているのかもしれない。データがないために、これ以上の分析は行なえないが、もし、採点基準を他の大学よりも緩やかにしているとするれば

問題である⁷⁾。

第4章 まとめ

平均以上の取得単位数と認識する実験協力者であるのか平均未満の取得単位数と認識する実験協力者であるのかは、「睡眠重視者」、「出席軽視者」、「非購買者」の比率に影響を及ぼしたとは言えず、事前の予想とは相違する結果となった。つまり、遅刻しがちな実験協力者や、出席が良好でない実験協力者や、教科書を購買しないことの多い実験協力者の単位取得数が、平均的な単位取得数よりも低いという結果とはならなかった。この理由については、実験1と実験2では探究できなかった。

理由については分析できなかったが、実験1と実験2の結果から、九州共立大学経済学部の実験協力者とA大学の実験協力者における勉学に対する姿勢の相違が大きいように見えることを明らかにした。勉学に対する姿勢の相違が大きいにも関わらず、卒業できずに留年する比率がそれほど相違していないとすれば、九州共立大学経済学部における採点基準がA大学よりも緩いのかもかもしれない。データがないために、これ以上のことを述べることはできないが、九州共立大学経済学部における採点基準⁸⁾がA大学よりも緩いとすれば問題である。

いくつかのことを明らかにできたが、時間割引率の程度と相関のある要因を探究することには成功しなかった。今後、時間割引率の程度と相関のある要因を探究していきたい。

資料1

レポート

平成27年 月 日

このレポートは集計データとして、論文に使用する予定であり、個人データとしては利用しません。また、プライバシーは保護します。このレポートの論文利用を承諾する場合は、問1～問4の問題を回答し、選択理由を裏面に半分以上書いて提出してください。論文データとして利用することを受諾しない場合は、提出する必要はありません（学籍番号と名前を書いて提出することはできます）。提出しないことによって、不利益な扱いはしません。

問1～問4に回答して裏面に半分以上書いた場合、テストの点数にボーナス点（5点予定）を加える予定です。ただし、用紙の半分以下しか記述されていない

場合には、ボーナス点は1点とします。また、学籍番号と名前のみ書いて提出する場合も、テストの点数にボーナス点（1点予定）を加える予定です。

学部学科 学年 学籍番号 名前

【問1】あなたは朝、7時なら7時、8時なら8時に起きようと思ったら、起きることができますか（起きられないことは月に0回：「0回」）、ほぼ起きることができますか（起きられないことは月に1～2回：「1～2回」）、起きられないこともありますか（月に3回以上起きられない：「3回以上」）。

あなたの現時点での回答

[0回, 1～2回, 3回以上]

【問2】あなたの取得単位は、あなたの考える平均的な取得単位の学生と比べて、多いと考えますか（「平均以上」）、少ないと考えますか（「平均未満」）。

あなたの現時点での回答

[平均以上, 平均未満]

平均程度と考える学生は「平均以上」の方に○をしてください。

【問3】これまでに受講した科目のうち、半数以上の科目で、15回の授業のうち欠席したのは、病気の時を含めて0～2回まででしょうか（「2回以下」）。それとも3回以上欠席した科目が半数以上ありますか（「3回以上」）。

あなたの現時点での回答

[2回以下, 3回以上]

【問4】これまでに受講した科目のうち、指定された教科書のある科目において、教科書を買った科目が半数以上でしょうか（「半数以上」）。それとも買った科目は半数未満でしょうか（「半数未満」）。

[半数以上, 半数未満]

半数程度と考える学生は「半数以上」の方に○をしてください。

注)

1 平成27年1月27日の九州共立大学経済学部経済・経営学科における「管理会計論」受講生に対しても、実験を行なった。しかし、「原価計算論」と「管理会計論」を重複して受講している学生が少なからず存在していたことと、「管理会計論」受講生の方が少ないことと

から、本論では「原価計算論」受講生に行なった実験結果のみを紹介する。「管理会計論」受講生に行なった実験結果の詳細は紹介しないが、「原価計算論」受講生に行なった実験結果とほぼ同じものであった。

2 九州共立大学にはシラバスオンラインがあり、シラバスオンラインを見ることによって、欠席した時の授業内容を理解することが可能となっている。九州共立大学やA大学の先生の中には、ホームページにパワーポイントの形で授業内容を保存していたり、講義で配布したプリントを、後でも入手できるようにしている先生の存在していることが予想される。

3 試験時に教科書のみ持ち込み可とする科目が存在している時に、教科書を購入していないとすれば、単位取得への意欲の低さが、教科書を購入しないという行動に反映しているのかもしれない。したがって、教科書持ち込み科目が混在している状況で、教科書を購入しないということは内容理解の低さだけではなく、意欲の低さからも、取得単位数は低いことが予想される。

4 統計ソフトとしてはドクター SPSS2を使用している。Nは20以上ある方が望ましく、期待度数が5未満のセルの場合、SPSSはイエーツの補正を行なっている。

5 統計ソフトとしてはドクター SPSS2を使用している。Nは20以上ある方が望ましく、期待度数が5未満のセルの場合、SPSSはイエーツの補正を行なっている。表2では期待度数が5未満のセルが多く存在しており、結果の分析には、十分な注意が必要である。

6 現実には、大学、学部によって、また、時期によって相違すると思われる。しかし、データを集めることは困難であるため、第1次接近として、「出席軽視者」の一定割合が単位取得に失敗するとして、「出席軽視者」の一定割合は各大学・学部で共通と仮定する。

7 ある大学では、非常勤の先生を会場に集めた上で、非常勤の先生に対して学長が、できるだけ単位を与えるようにという要望を行なっているという話を聞いたことがある。

8 テストにおける点数に出席状況を加味した点数が、100点満点で60点を超えていなくても、履修申告した人の上位70%や80%といった比率に達した学生に単位を与えている可能性がある。その場合、出席状況が良いとは言えないために、試験の点数が悪い学生であっても、単位を取得することが予想される。

【参考文献】

池田新介 (2012) : 自滅する選択, 東洋経済新報社.

板倉聖宣 (2003) : 教育評価論, 仮説社.

倉田 稔 (2011) : 大学の教育と経営が音を立てて崩壊する, 札幌学院大学経済論集.

水戸康夫・進本眞文・八島雄士・権 純珍 (2013) : 「せっかち」の程度と自習時期の選択, 九州共立大学研究紀要, 第4巻第1号.

水戸康夫・進本眞文・八島雄士・権 純珍 (2014) : 喫煙習慣と単位取得との相関, 九州共立大学研究紀要, 第5巻第1号.

※本稿は、本学経済学会から九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会への、平成26年度研究助成による研究成果である。記して感謝の意を表したい。

[研究論文：査読付]

九州共立大学リコンディショニングルームにおける学生トレーナー教育と 学生アスリートサポートの充実化に向けた医療機関との連携方法の検討

粟谷 健礼*, 篠原 純司*, 辰見 康剛*, 中村 奈菜*

Examination of the cooperation method with the medical institution to enhance student trainer education and the student athlete support in Kyushu Kyoritsu University Reconditioning Room

Takenori AWATANI*, Junji SHINOHARA*, Yasutaka TATUMI*,
Nana NAKAMURA*

Abstract

The Recondition Room (RCR) at Kyushu Kyoritsu University functions to provide athletic training services including injury evaluation and treatments. Another important function of the RCR is to provide athletic rehabilitation service. The purpose of this study was to examine the characteristics of injuries that were rehabilitated at the RCR. This study also examined the communication methods among athletic trainers at the RCR, the injured athletes and their medical doctors. The record of the 186 injured athletes who visited the RCR for their athletic rehabilitation was examined from 2012 to 2015 academic years. As the result, the ratio to see a medical doctor was significantly lower in chronic injuries compare to the acute injuries. The most common way to refer the injured athletes to see a doctor was oral instruction by the athletic trainer. Oral communication was also the most common case when injured athletes came to the postoperative rehabilitation at the RCR. In order to provide ordinal care to the injured athletes, developing better communication systems were necessary especially between the athletic trainers and medical doctors.

KEY WORDS : Injury, Medical institution, Cooperation, Athletic rehabilitation

1. 緒言

九州共立大学リコンディショニングルーム（以下、RCRとする）では、アスレティックトレーナー（以下、ATとする）を目指す本学スポーツトレーナーコースの学生に対する実習活動（以下、AT現場実習とする）の一貫として、学生アスリートを対象にスポーツ傷害相談を行っている。

このAT現場実習は日本体育協会公認ATの資格取得を目指す学生に対する養成カリキュラムである。実習の具体的な内容として外傷・障害の予防、スポーツ現場における救急処置、アスレティックリハビリテーション（以下、アスリハとする）、コンディショニング、測定と評価、健康管理と組織運営、教育的指導などを実施している¹⁾。学生トレーナーは実習活動として教員の指導のもとスポーツ傷害相談の補助を行っている。

スポーツ傷害相談は、①擦り傷、切り傷、捻挫、打撲などの急性の怪我、②腰痛、膝の痛み、肩の痛みなどの慢性の怪我、③その他、スポーツで発生した怪我を対象としている。このスポーツ傷害相談では、怪我の評価を行ない、必要に応じて①近隣医療機関の紹介、②怪我の救急処置、③競技復帰に向けたアスリハ、④スポーツ外傷・障害の予防のためのコンディショニングという対応を行っている。競技復帰に向けたアスリハは、医療機関において医師の診断を受けたものが対象となり、医師の指示のもと決定されたプログラムを実施している。

医療機関内のみでなくスポーツ現場でのアスリハも、医師の医学的な判断を基に進行しなくてはならない²⁾。そのため、アスリハの実施には整形外科受診が必要であるが、学内で整形外科診療を受けられる非医学系大学は少なく³⁻⁵⁾、多くの大学は本学のように学内で整形外科診療を受けることができない。そこで重要となるのが近隣医療機関との連携である。白木⁶⁾は医療機関との継続的な連絡によって選手により適切なメニューを提供できると述べており、医療機関との連携が円滑に進めば、学生アスリートサポートの充実化が図られる。さらに、学生アスリートサポートの充実化は、学生アスリートサポートを通じて行われる学生トレーナー教育の質も向上させると考えられる。

そこで、本研究ではRCRにアスリハ目的で来室した学生アスリートの医療機関受診状況と医療機関との連携方法を調査し、検討することを目的とした。

2. 調査方法（図1）

1) 調査期間

調査期間は2012年4月から2015年3月までの3年間とした。

2) 対象

期間中にRCRを来室した総数は1471名で、傷害件数は256件、その中で来室目的がアスリハであった186件を対象とした。来室目的は傷害相談、医療機関の紹介、救急処置、アスリハ、コンディショニングに分類して調査した。

3) 調査内容

調査内容は傷害分類、医療機関受診の有無とした。医療機関受診例における調査内容は治療方針、医療機関との連携方法とした。各調査内容は以下のように分類した。

①傷害分類：外傷、障害

②医療機関受診の有無：受診済、未受診

③治療方針：保存療法、手術療法

④医療機関との連携方法：学生アスリートの口頭（以下、学生口頭とする）、教員による書面・電子メールおよび電話・面談（以下、教員連絡とする）

4) 統計学的分析

医療機関受診の有無においてRCRと過去の報告を、 χ^2 検定を用いて比較した。傷害分類と医療機関受診の有無は χ^2 検定を用いて検討した。医療機関との連携方法は χ^2 検定を用いて検討し、治療方針と医療機関との連携方法はFisherの正確確率検定を用いて検討した。

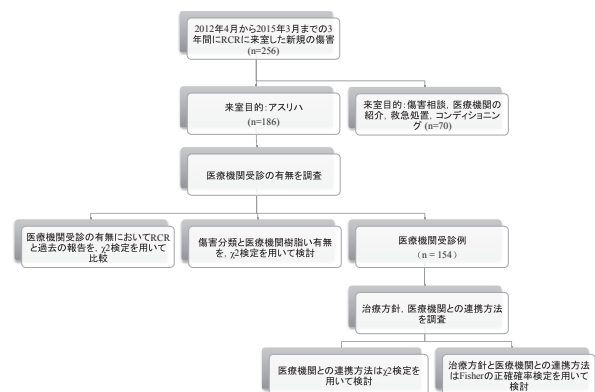


図1 研究方法のアウトライン

3. 結果

医療機関受診の有無は過去の報告と比較して有意な差は認められなかった ($\chi^2=1.683$, $p=0.195$) (図2)。傷害分類と医療機関受診の有無は有意な関係性が認め

られた ($\chi^2=4.498$, $p=0.034$) (図3). 医療機関との連携方法において学生口頭が有意に多かった ($\chi^2=79.013$, $p<0.001$) (表1). 治療方針と医療機関との連携方法は有意な関係性が認められなかった ($p=0.091$) (図4).

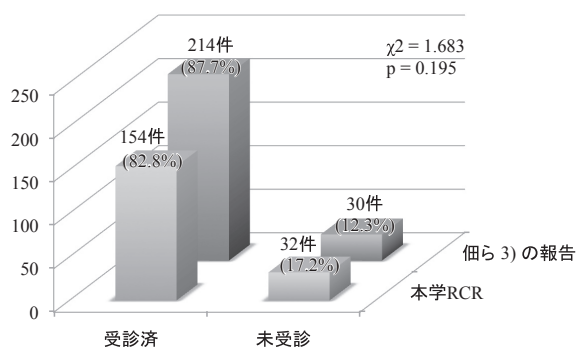


図2 医療機関受診の有無における本学RCRと過去の報告の比較

医療機関受診の有無は受診済と未受診に分類し、本学リコンディショニングルーム(RCR)と佃ら³⁾の報告を、 χ^2 検定を用いて比較した。

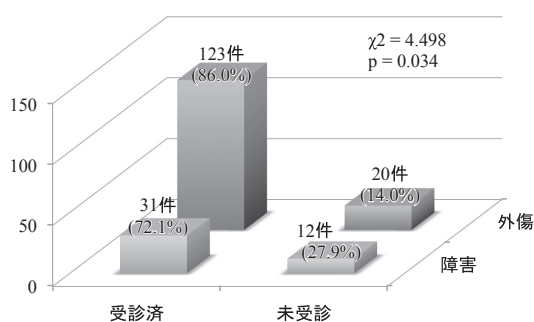


図3 傷害分類と医療機関受診の有無

傷害分類は外傷と障害に、医療機関受診の有無は受診済と未受診に分類し、 χ^2 検定を用いて分析した。

表1 医療機関との連携方法

医療機関との連携方法は学生アスリートの口頭(学生口頭), 教員による書面・電子メールおよび電話・面談(教員連絡)に分類し、 χ^2 検定を用いて分析した。

	学生口頭	教員連絡	χ^2 検定
観測値	152 (94.7%)	8 (5.3%)	$\chi^2 = 79.013$ $p < 0.001$
期待値	80	80	

傷害件数.

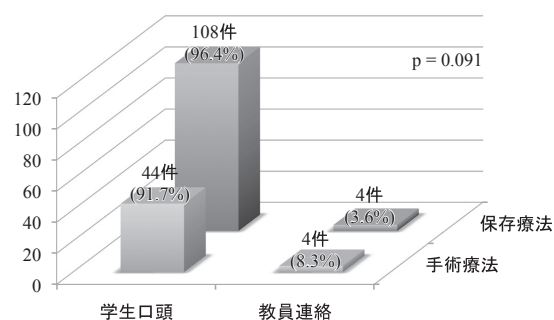


図4 治療方針と医療機関との連携

治療方針は保存療法と手術療法に分類、医療機関との連携方法は学生アスリートの口頭(学生口頭)と教員による書面・電子メールおよび電話・面談(教員連絡)に分類し、治療方針と医療機関との連携方法はFisherの正確確率検定を用いて分析した。

4. 考察

本研究の医療機関受診の有無は、佃ら³⁾のびわこ成蹊スポーツ大学アスリハ相談における3年5ヵ月間の調査報告と比較して有意な差は認められなかった ($\chi^2=1.683$, $p=0.195$) (図2). 一方、傷害分類と医療機関受診は有意な関係性が認められ ($\chi^2 = 4.498$, $p = 0.034$) (図3), 障害は外傷と比較して未受診が有意に多かった. 他大学と比較して未受診来室は多くないが, 障害を持ったアスリートはアスリハを目的としているにも関わらず未受診で来室している割合が多く, まだRCRの利用方法が周知されていない可能性がある.

医療機関との連携方法は学生口頭が有意に多く ($\chi^2=79.013$, $p<0.001$) (表1), 治療方針と医療機関との連携方法は有意な関係性が認められなかった ($p=0.091$) (図4). 手術後のアスリハは各医療機関で異なったプロトコルと禁忌事項に留意しながら進められるため, 情報の正確性は重要な要件となるが, 医療機関との連携方法に保存療法と差を認めなかった. 学生アスリートからの口頭情報のみでは, 情報の正確性に欠けるため, 適切なアスリハを行う上での改善点であると考えられる. 学内で整形外科診療を受けられる非医学系大学³⁻⁵⁾の場合, アスリハ指示書³⁾や診療情報の提供⁵⁾などにより正確な情報収集が行える. しかしながら, 本学において教育や研究を行いつつ, 全ての学生アスリートの連携書類や電子メールを作成すること, 適切な時間帯に医師と電話や面談を行うことは, 現実的に不可能である. したがって, 手術後のアスリハを中心に, 簡便な内容の書面を用いて教員が連絡をとる方法が, アスリートサポートを充実化させるのではないかと考えられる.

また, RCRは学生アスリートサポートだけでなく学

生トレーナー教育を実施する場でもある。鶴見ら⁷⁾は理学療法臨床実習指導教員が学生に学んで欲しいと思うものについての調査で、臨床における理学療法過程のより正確な体験、臨床推論の重要性、理学療法マインドや理学療法観という回答が多かったと報告している。AT現場実習の中で、より正確なアスリハ過程や臨床推論を体験するためには、より正確な情報が不可欠であり、医療機関との円滑な連携による正確な情報は、学生アスリートサポートだけでなく学生トレーナー教育においても重要であると考えられる。葛原ら⁸⁾は他大学との差別化のため現場実習による実践教育の必要性について報告しており、本学AT養成における実践教育の場として、RCRでのAT現場実習は他大学との差別化において重要な役割を担っている。医療機関でリハビリテーションを担当する理学療法士の4年生養成過程では、最終学年に臨床実習を行うため、知識と技術が備わっていない段階で、患者の検査を行う機会はほとんど設けられていない。一方、本学では整形外科疾患患者である学生アスリートに検査を行う機会が豊富に与えられている。本学RCRでのAT現場実習は理学療法士などの医療従事者の臨床実習において推奨されているクリニカルクラクシップ⁹⁻¹⁰⁾と類似した形態で行われており、学生トレーナーは非常に高質な学びの機会を与えられている。しかしながら、本学では理学療法士養成過程と比較すると検査・測定、評価に関係する講義や実習時間が少なく¹¹⁾、未熟な技術段階で患者に対して検査を行う危険性が高い。このような不十分な知識と技術段階で行われる実習は学生トレーナー、学生アスリート双方にとって好ましい状況ではない。そこで、学生トレーナー部に所属している学生に対して、講義や実習以外に「チェックアウト」という学習機会を設けて補完を試みており、その学習効果や必要性についての検討も重要な事項であると考えられる。

本研究により、未受診来室者が多く、医療機関との連携も学生口頭が多いという問題が明らかとなった。今後は、未受診来室者を減少させるため、RCR利用方法の周知に務めるとともに、未受診者の受診率やRCRの対応方法を調査し、継続的なサポート方法を検討することが重要であると考えられる。また、教員連絡の割合を向上させるため、書面の内容を思慮し、医療機関との連携方法の簡便性を向上させることも重要である。さらに、医療機関との円滑な連携を図る取り組みと学生トレーナー教育をどのように発展させるかについても今後の課題である。

5. 結論

医療機関ではない本学RCRでのアスリハにおいても、医師の医学的な指示に従い、必要に応じて理学療法士と協力体制を持つことが重要である¹⁾。そこで、医療機関受診の有無、医療機関との連携方法について調査を行った。

その結果、外傷と比較して障害は未受診者が有意に多かった。また、医療機関との連携方法は学生口頭が有意に多く、正確な情報が必要な手術療法において保存療法と差を認めなかった。したがって、今後書面内容を検討し、簡易化された書式による教員連絡が、未受診者の受診率や教員連絡の割合の改善につながっているかを調査することが必要である。

6. 参考文献

- 1) 山本利春 (2007) : アスレティックトレーナーの任務と役割, 河野一郎 (監修), 公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト1 アスレティックトレーナーの役割, 財団法人日本体育協会, 第1版, pp29-31
- 2) 小林寛和 (2007) : アスレティックリハビリテーションの概要, 河野一郎 (監修), 公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト7 アスレティックリハビリテーション, 財団法人日本体育協会, 第1版, p11
- 3) 佃文子, 河合優美 (2007) : 新設スポーツ大学におけるアスレティックリハビリテーションの現状と問題点, びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要, 4, 73-88.
- 4) 木下 訓光, 他 (2013) : 健康・スポーツ系大学学部におけるスポーツ医学診療のあり方について : 法政大学スポーツ健康学部クリニックの取り組みと現状, 法政大学スポーツ健康学研究, 4, 47-57.
- 5) 魚田尚吾, 他 (2014) : 大阪体育大学診療所の現状と課題, 大阪体育大学紀要, 45, 121-127.
- 6) 白木仁 (1999) : トレーナーの立場から, 日本臨床スポーツ医学会誌, 7 (3), 219-225.
- 7) 鶴見 隆正, 鈴木 智高 (2012) : 臨床実習教育における学生指導の再考 : なにを学生に伝えるべきなのか, 理学療法学, 39 (4), 249-252.
- 8) 葛原 憲治, 他 (2009) トレーナー育成における現場実習プログラムの導入, 東邦学誌, 38 (1), 15-26.

- 9) 佐々木嘉光, 他 (2009): 理学療法の臨床実習における学生の満足度に関連する因子の検討 学生に対するアンケート調査結果から, 聖隷クリストファー大学リハビリテーション学部紀要「リハビリテーション科学ジャーナル」5, 1-13.
- 10) 中川法一 (2013): 臨床実習の本質的な視点と方法論 クリニカルクラクシップの基礎, 理学療法研究・長野, 42, 8-18.
- 11) 関東甲信厚生局: 理学療法士作業療法士養成施設指導要領について (平成11年3月31日健政発第379号厚生省健康政策局長通知, 更新日2015年2月20日, http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinet-su/shokan/kankeihourei/documents/yoryo_rigaku.pdf, (閲覧日2015年5月27日).

[研究報告：査読付]

九州共立大学におけるスポーツ事故の防止と緊急対応計画導入の取り組み

篠原 純司¹⁾, 成富 勝²⁾, 辰見 康剛¹⁾, 中村 奈菜¹⁾

Implementation and development of emergency action plan for the intercollegiate sports activities at Kyushu Kyoritsu University

Junji SHINOHARA¹⁾, Masaru NARITOMI²⁾, Yasutaka TATSUMI¹⁾,
Nana NAKAMURA¹⁾

Abstract

Most sports injuries are not life-threatening, however, when such situations do occur, time becomes the critical factor. In order to provide immediate assistance to the injured athlete based on proper knowledge and skills of first aid care, Emergency Action Plan (EAP) has to be implemented in advance. At Kyushu Kyoritsu University, there are 1,370 student athletes involved with intercollegiate sports activities. This article discussed how the university developed and implemented EAP to their intercollegiate sports activities through 2012 to 2015 academic years.

KEY WORDS : Sports, Safety, Intercollegiate Sports

1) 九州共立大学 スポーツ学部
2) 九州共立大学 経済学部

1) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Sports Science
2) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Economics

1. はじめに

九州共立大学（以下、本学）は、経済学部とスポーツ学部の2学部を有しており、平成27年度において約2,200名の学生が在籍している。本学はスポーツ活動が非常に盛んであり、在校生の約6割にあたる約1,400名が体育会系クラブもしくはサークルに所属している。（表1）また、スポーツ学部では、スポーツ実技科目にて10単位の取得が必修であり、人工芝グラウンド、陸上競技場、体育館、プール等の様々な学内スポーツ施設を利用し、多くの学生が授業としてもスポーツ活動を実施している。このような現状から、本学では平成24年度より、安全なスポーツ環境の保持と適切な救護体制作りを推進するため、スポーツ活動中に起こりうる事故の防止と事故の発生を想定した緊急対応計画の作成と導入を進めてきた。本稿では、平成24年度から平成27年度までの取り組みと今後の展望について述べる。

表1 平成27年度6月における体育系クラブまたはサークル登録者数

	登録者数
クラブ	1,260
サークル	110
合計	1,370

2. スポーツ活動中の事故について

スポーツ活動中に起こりうる生命に関わる事故として、致死性不整脈からの突然死、脳震盪や頭蓋内出血などの頭部外傷、頸椎・頸髄損傷などの頸部外傷、プールでの窒息、熱中症などが挙げられる^{1,2)}。文部科学省による「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」によると、平成10年度から平成21年度の12年間で、小学校、中学校、高等学校の体育・部活動中に発生した死亡事故・重度の障害事故は590例であり、そのうち死亡が470例、障害が120例であった²⁾。学校種・学年別の事故件数は、小学校約10%、中学校約30%、高等学校約60%であり、学校種が上がるほど事故数の増加が見られた²⁾。また、事故数は、中学校、高等学校では1年に多く発生しており、特に高等学校ではその傾向が顕著であった²⁾。これは、中学3年にて所属していた部活動を引退し、受験勉強等で運動不足に陥りやすいことや体格や筋力などの違いによる運動能力の差が大きいなどが考えられる。中

学、高等学校の体育活動中に発生する事故を傷病別にみると、突然死が8割であり、次いで脊椎損傷が1割を占めている²⁾。また、部活動中に発生する事故を傷病別に見ると突然死が5割であり、次いで頭部外傷が2割、脊椎損傷が1.5割を占める²⁾。大学における体育・部活動中に発生した死亡事故・重度の障害事故の全国的な調査は、筆者の知る限りにおいて実施されていないのが現状であるが、これらの報告から大学においても体育・スポーツ活動中の事故が発生する可能性は高いことが予想される。また、高校1年生においての事故発生率が高いことと同様の理由から、大学1年生においても特に注意が必要であると考えられる。

3. スポーツにおける「リスクマネジメント（危機管理）」の重要性

近年、スポーツの価値が社会的に認められ、年齢や性別を問わず多くの方々がスポーツを楽しむようになった。高齢化、生活習慣病の増加、子供の体力低下など様々な問題を抱える現代の日本においてスポーツの果たす役割は大きく、2020年の東京オリンピックに向けてもスポーツにおける社会的重要性は益々高まってくると予想される。それと同時に、スポーツを安全に楽しむための「リスクマネジメント」の重要性も今後益々注目されることが予想される。特に学校現場においては、火災・自然災害、不審者、食中毒などに対する「リスクマネジメント」の他に、体育や部活動などのスポーツ活動中の事故に対する「リスクマネジメント」はすでに重要な課題となっている。スポーツ活動中に発生しうる事故は、事前に危険性を最小限にして予防に努めることが重要であり、発生した事故に対しては、現場での適切かつ迅速な対応が求められる。現場での適切かつ迅速な対応は、事故に遭遇した傷病者の命を守り後遺症を最小限に抑えることに繋がる一方、一旦事故が発生した場合、学校体育・スポーツ活動の管理者は法的責任を問われる立場となり、特に事故直後に不適切な対応が認められた場合は、法的責任を負う可能性も高い³⁾。「Hope for the best and prepare for the worst（最善を望み、最悪に備えよ）」との英語のことわざがあるように、スポーツ事故は起こらないことを望むが、その予防策を取り、事故に備えていつでも準備しておくという心構えを学内に浸透させることが重要である。

スポーツ事故の現場においての不適切な対応は、「通常であれば、行なうであろうこと」をしなかった、ま

たはできなかった場合に起こることが多い。例えば、心肺蘇生法を行うべき状況であったのにしなかった、AEDが近くにあったのに使わなかったなどである。スポーツ事故が発生した際は、誰しもが落ち着いて対応することは難しい。しかしながら、指導者は周りに人が集まりざわめく中での冷静な対応が求められる。冷静に対応していくには、事故発生時の指導者の役割を明確にし、AEDの場所、119番通報の手順などを事前に確認し、心肺蘇生法などを含めた事前訓練をしっかりとしておく必要がある。平成26年度の消防庁の発表によると、119番通報から救急車の現場到着までの所要時間は全国平均で8.5分である⁴⁾。事故の発生からすぐに119番通報をしたとすると、傷病者の発見から救急救命士に引き継ぐまでの時間は10分程度であることが想定される。その時間のなかで「通常であれば、行なうであろうこと」をしっかりと行うことができるかが、事故に遭遇した学生の命を守り、後遺症を最小限に抑えることに繋がるのである。したがって、本学においてもスポーツ活動中の事故防止に務めると共に、事故が発生した際に適切かつ迅速な対応を取るために緊急対応計画を作成し、学内関係者に周知徹底することが必要である。

4. スポーツ事故の防止と緊急対応計画作成及び導入の取り組み

本学では平成24年度より、スポーツ事故の防止と緊急対応計画作成の取り組みとして、学生支援課とスポーツ・レーニングセンターが主体となり「スポーツ活動中の事故防止と緊急対応の手引き」(以下、手引き)を作成している。この手引きは、主に本学体育会系クラブ・サークルの指導者向けに作成され、AED(自動体外式除細動器)マップ、事故発生時の対応(学内における緊急対応の連鎖)、事故発生時の119番通報の手順、近隣病院の電話番号(総合病院、夜間・休日)など緊急時に必要な情報を記載している。特に事故発生時の対応(学内における緊急対応の連鎖)では、事故発生時の指導者の役割を示すと共に、大学の対応として学生支援課との連携のもと、学長までの報告経路、事故発生報告書の作成、保険の手続きなど事故発生からの一連の流れがまとめられている。(図1)手引きの作成にあたっては、九州共立大学での事故を想定し、できるだけ簡潔かつ分かりやすくまとめると共に、毎年改定を加え内容を充実させてきた。平成27年度においては、北九州市八幡西消防署にもご協力頂き、

119番通報の手順、校内における救急車の搬入ルート等についてご指導をいただいた。(図2)平成27年度の手引きの記載内容を表2に示す。

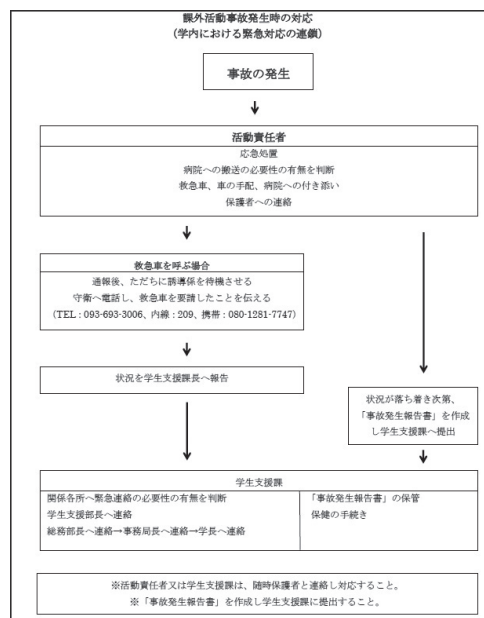


図1. 事故発生時の対応(学内における緊急対応の連鎖)

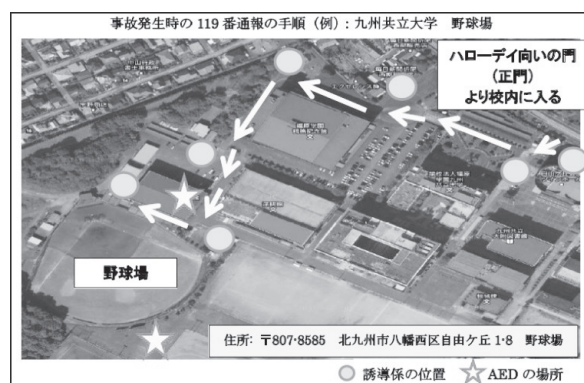


図2. 事故発生時の救急車の搬入ルートの例(野球場)

表2. 平成27年度の「スポーツ活動中の事故防止と緊急対応の手引き」の記載内容

1	AEDマップ
2	事故発生時の対応(学内における緊急対応の連鎖)
3	救急車の要請について
4	近隣病院の電話番号(総合病院、夜間・休日)
5	緊急時情報及び健康保険証のコピー

6	事故発生時のフィールド上での緊急対応
7	AEDを用いた心肺蘇生法の手順
8	脊椎・脊髄損傷が疑われる学生への対応
9	熱中症が疑われる学生への対応
10	脳しんとうが疑われる学生への対応
11	事故発生報告書

平成25年度からは、本手引きの内容を具体的に説明するために、「スポーツ活動中の事故防止と緊急対応セミナー」を開催している。(図3a, 図3b) このセミナーでは、クラブ・サークルの指導者と学生マネージャー等が参加し本学で発生する可能性のあるスポーツ事後への対応として、AED設置場所の確認、学内における119番通報の手順、救急車の誘導係の人数と位置の確認、AEDを用いた心肺蘇生法の実技などを行った。セミナーの講師は、しおりの作成を担当した本学スポーツトレーナーコースの教員が担当し、実技指導においては、学生トレーナー部(CARE)の学生も加わった。セミナーに参加した指導者の平均は19.0名、学生平均は39.7名、全体としては58.7名であった。(表3) また、指導者が1名以上参加したクラブまたはサークルの割合は、クラブの平均が61.7%、サークルの平均が10.4%であった。(表4) また、毎年行われているセミナーへの継続的な参加を促すためセミナーに参加した指導者には修了証を発行した。



図3a 「スポーツ活動中の事故防止と緊急対応セミナー」講義の様子



図3b 「スポーツ活動中の事故防止と緊急対応セミナー」実技の様子

表3「スポーツ活動中の事故防止と緊急対応セミナー」参加者数(人)

	指導者	学生	合計
H25年度	21	34	55
H26年度	20	36	56
H27年度	16	49	65
平均	19.0	39.7	58.7

表4「スポーツ活動中の事故防止と緊急対応セミナー」に指導者が1名以上参加した体育系クラブまたはサークルの割合(%)

	クラブ	サークル
H25年度	66.7	0.0
H26年度	58.3	20.0
H27年度	60.0	11.1
平均	61.7	10.4

5. 「スポーツ活動中の事故防止と緊急対応セミナー」参加者からのアンケート結果

平成25年から平成27年度に実施した計3回のセミナーのアンケート結果を表5に示す。表内の数値は、年度ごとにそれぞれの項目の回答数が全体の回答数に占める割合を計算し平均値を算出した。開催日時については、指導者の71.7%が「適当」、23.9%が「普通」、4.3%が「不適当」と回答した。また、学生の43.6%が「適当」、54.5%が「普通」、2.0%が「不適当」と回答した。所属するクラブ・サークル活動中の救急車要請の有無については、指導者の52.2%、学生の25.7%が「ある」と回答した。心肺蘇生法やAEDの使用法についての受講経験の有無については、指導者の84.8%、学生の89.1%が「ある」と回答した。手引きは役に立つと思うかの質問については、指導者の97.8

%が「思う」、2.2%が「思わない」と回答し、学生の98.0%が「思う」、0%が「思わない」、1.0%が「分からない」と回答した。セミナーの満足度については、指導者の45.7%が「大変満足」、43.5%が「満足」、8.7%が「普通」、学生の33.7%が「大変満足」、56.4%が「満足」、9.5%が「普通」と回答した。今後もこのような講習会を受けようと思うかの質問に対しては、指導者の97.8%が「思う」と回答し、2.2%が「思わない」と回答した。学生は93.1%が「思う」と回答し、5.9%が「思わない」と回答した。

表5 平成25年から平成27年度「スポーツ活動中の事故防止と緊急対応セミナー」参加者のアンケート結果(%)

1) 開催日時は適当ですか。

	適当	普通	不適当
指導者	71.7	23.9	4.3
学 生	43.6	54.5	2.0
全 体	52.4	44.9	2.7

2) 所属するクラブ・サークル活動中に救急車を呼んだことがありますか。

	ある	ない	分からない
指導者	52.2	45.7	2.2
学 生	25.7	56.4	15.8
全 体	34.0	53.1	11.6

3) 今まで心肺蘇生法やAEDの使用法についての講習会を受けたことがありますか。

	ある	ない	分からない
指導者	84.8	15.2	0.0
学 生	89.1	9.9	0.0
全 体	87.8	11.6	0.0

4) 「スポーツ事故の防止と緊急対応の手引き」は役に立つと思いますか。

	思う	思わない	分からない	未回答
指導者	97.8	2.2	0.0	0.0
学 生	98.0	0.0	1.0	1.0
全 体	98.0	0.7	0.7	0.7

5) セミナーの内容に満足できましたか。

	大変満足	満足	普通	やや満足	不満	未回答
指導者	45.7	43.5	8.7	0.0	0.0	2.2
学 生	33.7	56.4	9.9	0.0	0.0	0.0
全 体	37.4	52.4	9.5	0.0	0.0	0.7

6) 今後もこのような講習会を受けようと思いますか。

	思う	思わない	分からない
指導者	97.8	2.2	0.0
学 生	93.1	5.9	0.0
全 体	94.6	4.8	0.0

6. アンケート結果からの考察

以下、それぞれのアンケート項目の結果について考察したい。

1) 開催日時について

開催日時については、平成25年から27年度の3回ともに4月末の平日16時30分から18時30分までの開催であった。この時間帯はクラブ・サークル活動を行っている時間帯でもあるが97.3%が時期は「適当」または「普通」と解答した。しかしながら、自由記載の欄には、「時間帯を部活動に重ならないように配慮してほしい」とのご要望が数件挙げられていた。練習や試合の兼ね合いもあり、すべての指導者が参加できる時間帯を見つけるのは容易ではないが、開催日時が理由で参加できないクラブ・サークルの指導者もいることも十分に考えられる。今後は、DVDやインターネットなどでもセミナー受講を可能にするなど、出来るだけ多くの方々にセミナーの内容が伝わるような環境を整えたいと思う。

2) 所属するクラブ・サークル活動中の救急車要請の有無について

約50%の指導者と約25%の学生が救急車の要請をしたことがあると解答した。これは全体でも34%にのぼり、高率であると考えられる。本学のスポーツ活動中において年間どの程度救急車の要請をしているのか、どのような時期に、どのような症状で要請しているのか、競技別や性別ではどのような傾向が見られるのかなど、検証していける体制ができれば事故の予防

や対応の改善に役立てることができると考える。また、指導者がいない時に救急車を要請する事態も考えられることから、各クラブ・サークル内でも学生が119番通報の手順を把握しておくこと、指導者や搬送された学生の保護者への連絡方法など統一理解が求められる。

3) 心肺蘇生法やAEDの使用法についての講習会受講の有無について

指導者、学生共に80%以上の参加者が過去に心肺蘇生法やAEDの使用法の講習を受けたと回答した。この結果から、セミナー参加者の多くはある程度の知識をもって本セミナーの受講をしていることが明らかになった。近年は中学や高校の保健体育の授業でも心肺蘇生法を学ぶ機会がある他、自動車教習所での免許取得の際にも講習が義務づけされるなど学びの機会は増加している。また、本学においても救急法実習などの授業、教職員向け研修会、地域公開講座など心肺蘇生法を学ぶ機会が多いことから、経験者の割合が高いのではないかと考える。しかしながら、セミナー参加者の指導者のうち15%が過去に講習を受けていないことから、本学の指導者全体においてどの程度の割合で指導者が心肺蘇生法やAEDの使用法を知っているか調査が必要であると考え。すべての指導者は、正しい心肺蘇生法の知識と技術を習得すると共に、普段使用している体育・スポーツ施設から最も近いAEDの場所やそこまでのアクセス、119番通報の手順なども含めて理解しておくは必要不可欠である。ドリンカーの救命曲線によると、呼吸停止から1分以内に適切な心肺蘇生法を行なった場合、蘇生率は90%以上であると言われている⁵⁾。しかしながら、蘇生率は4分後には約50%に低下し、7分後には10%以下にまで低下する⁵⁾。体育・スポーツ活動中に死亡する多くが致死性不整脈からの突然死であることから、指導者は、迅速かつ適切な対応を行ない1分、1秒でも早く救急隊に引き継ぐ必要がある。したがって、スポーツ活動中の事故防止と緊急対応しおりの内容を理解しておく、心肺蘇生法の講習を毎年受講するなど、いざという時のために普段からの備えは必須である。本学では、ほぼ毎日1,400名ほどが体育会系クラブもしくはサークル活動に参加している他、スポーツ学部においてはスポーツ実技科目が多数開講されていることから、今後とも安全なスポーツ環境の保持と適切な救護体制作りを強化していくことが必要である。

4) 「スポーツ事故の防止と緊急対応の手引き」は役

立つと思うかについて。

指導者、学生ともにほぼすべての参加者が役に立つと思うと回答した。今後は、手引きの中で特に重要だと思うものは何かなどの質問項目もアンケートに取り入れ、利用者が知りたい情報を精査し、本学の状況に即した分かりやすい内容となるよう工夫を重ねたい。また、スマートフォンなどでも閲覧を可能にするなどグラウンドやコート上で必要な時にすぐに情報を得られるシステムも検討していきたい。

5) セミナーの満足度について。

全体で約90%の参加者が「大変満足」、または「満足」と回答した。セミナー流れは1時間の講義と30分のCPRの実技から構成された。講義では想定されるスポーツ事故がより具体的にイメージできるよう写真、図表、動画などを多く用いた。毎年のセミナーの内容が同じにならないよう今後も工夫を凝らしたい。

6) 継続的な受講について

本セミナーの継続的な受講は非常に重要であると考え。特に心肺蘇生法の実技と救急車の最短侵入経路を含めた119番通報の手順は毎年確認するべきである。また、手引きは毎年更新されており更新箇所の確認とこれまでの内容を復習する意味でも継続的なセミナーの受講は必要であると考え。

7) 4年間の活動の総括と今後の展望

本学では平成24年度よりスポーツ事故の防止と緊急対応計画導入を進めてきた。結果、約60%のクラブから指導者がセミナーに参加し、その他、学生マネージャーなど多くの学生もスポーツ事故の予防と対策についての知識を得ることができたと考え。手引きの作成は、スポーツの現場だけではなく、大学全体としての事故対応の指針を示す上で非常に有効であったと感じる。しかしながら、約40%のクラブから指導者がセミナーに参加していないこと、さらにサークルにおいては約90%の指導者が参加していないことは非常に危惧される。サークルにおいては、指導者自体が少ないことが多いと思われるが、事故の予防や事故が起きた際の対応については殆ど伝わっていないと思われる。平成26年度よりクラブ・サークルから要請があった場合は、スポーツ安全講習会を開催している。(図4a, 4b) この講習会は、各クラブ・サークルが普段使用している施設にてスポーツ事故が発生した際の対応について学ぶためのものである。今後は、指導する

側の人員の確保の問題もあるが、このような形でクラブ・サークルに出向いた講習会を増やしていくことも必要であるとする。また、クラブ・サークルともにセミナーへの参加者が100%になることを目標とし、大学全体としてスポーツ事故の防止と緊急対応の意識を高め、スポーツ活動をより安全に行なうことができる環境づくりを推進させたい。



図4a. クラブでのスポーツ安全講習会（剣道部）



図4b. クラブでのスポーツ安全講習会（野球部）

(11) ,1-17.

- 4) 総務省消防庁 平成 24 年版 救急・救助の現況
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2411/241130_1houdou/02_houdoushiryou.pdf
 (平成27年7月14日入手)
- 5) 日本体育協会 (2013) : 公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト8 救急処置, p 70

7. 引用文献

- 1) 日本スポーツ振興センター (2013) : 学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究－体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点－調査研究報告書 (抜粋版).
- 2) 文部科学省 (2013) : 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議 学校における体育活動中の事故防止についての報告書.
- 3) 吉田勝光 (2004) : 法務経営の観点からみた学校体育・スポーツ事故に関する一考察 : 野球事故訴訟を手がかりとして, 体育・スポーツ経営学研究, 19

[研究論文]

野球投手の身体における深層筋と浅層筋の形態的特性

長谷川 伸*, 船津 京太郎*

The Morphological Characteristics of the Deep and Surface Layer Muscles in Limbs and Trunk of Baseball Pitchers.

Shin HASEGAWA*, Kyotaro FUNATSU*

Abstract

The purpose of this study was to investigate the differences in the muscle thickness and the deep layer muscle ratio between the pitching side and non-pitching side in baseball pitchers. Subjects were 15 college baseball pitcher (baseball pitchers group) and 15 college male students who don't participate in the overhead type sports (control group). Muscle thickness of the 4 sites (the anterior upper arm, the lateral abdomen, the anterior thigh, and the posterior lower leg) was measured by using the B-mode ultrasonic equipment with a 7.5MHz transducer.

In baseball pitchers group, the muscle thicknesses of lateral abdomen and anterior thigh in non-pitching side showed a significantly higher values than those of pitching side ($p < 0.01$). In addition, the muscle thickness of the internal oblique muscle and vastus intermedius in non-pitching side showed a significantly higher value than those of pitching side ($p < 0.01$). In control group, the difference in muscle thickness between the dominant side and the non-dominant side was not observed. The ratio of the deep layer muscle thickness to total muscle thickness was calculated as the deep layer muscle ratio. In baseball pitchers group, the non-pitching side (step leg side) showed a significantly higher values of the deep layer muscle ratio in anterior thigh than those of the pitching side. This study suggested that the morphological changes in the deep layer muscles caused by long-term continuous pitching.

KEY WORDS : muscle thickness, deep layer muscle, surface layer muscle, baseball pitcher

1. 緒言

ヒトの身体において四肢や体幹の筋は層構造をなし、それぞれ異なる機能を持つ。表層に存在する浅層筋と比べてその機能的な役割が認識されるのが遅かった深層筋（深部筋、インナーマッスル）についても腹横筋、多裂筋、小殿筋、股関節外旋六筋などに関する報告がなされるようになり、その重要性に関心が集まっている^{1,2)}。しかし、医学事典や解剖書に「深層筋」や「浅層筋」、「インナーマッスル」や「アウターマッスル」といった用語は掲載されておらず、その定義は明らかではない。解剖書には胸部や背部の筋について浅胸筋や深胸筋、浅背筋や深背筋という用語が見られ、浅層の筋が上肢の運動に関わるのに対して、深層の筋は呼吸運動や脊柱、胸郭の運動に関わるという特徴があることが示されている。これに対して四肢の筋では、浅部と深部の解剖図は示されるが、浅層筋と深層筋の明確な区分は行われていない³⁾。

荒川（2012）はインナーマッスル（深層筋）は身体の深層に位置する筋肉のことであり、一般に身体を安定させる役割（スタビリティ）があるとしている⁴⁾。また、中辻（2014）は深層筋が関節まわりにあり、関節の固定と安定のために働くと同時に、主要な動作を司る表層筋を補強する役割があること、また個人的な定義としながらも、主に深部に存在し、伸ばされながら機能している筋であると述べている⁵⁾。これらの説明に共通する点として深層筋が身体の深層に位置し、一部の例外を除くと表層から見たり、触れたりすることのできない筋であること、関節の支点近くに付着するレバーアームの短い筋であり、関節の支点を固定して安定させる役割を担う筋であることが挙げられる。

これまでにスポーツ選手の筋の形態的特徴をMRI法や超音波法を用いて調べた研究は数多く見られるが、四肢や体幹の筋については伸筋と屈筋に分けて筋横断面積や筋厚を報告したものが中心であり、測定部位における深層筋と浅層筋の区別が行われている例は少ない⁶⁻¹⁰⁾。角田（1986）は大腿四頭筋を構成する各筋の比率を求め、サッカー選手では大腿直筋の比率が高く、スケート選手では外側広筋の比率が高いことを報告しており¹¹⁾、長期間に渡り同一競技を継続していると特定の浅層筋に顕著な筋肥大が生じることを示唆している。このことから深層筋に対する浅層筋の比率は変化する可能性が考えられる。

そこで本研究では野球投手を対象に上肢、下肢、体幹部における筋厚と深層筋の比率を調べ、投球側と非

投球側の比較を行うことにより、投球動作を反復することが四肢や体幹の浅層筋と深層筋の筋形態に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。

2. 方法

1) 被験者

被験者は大学生野球投手15名（野球投手群）と一般大学生15名（対照群）の男子大学生30名であった。野球投手群はいずれも小学校時代に野球競技を開始し、大学まで継続的に行ってきた大学生野球部員である。また、対照群は陸上競技部に所属し、短距離種目を行っている者であり、過去に野球、テニス、水泳などのオーバーヘッドスポーツを継続的行った経験のない者とした。いずれのグループの被験者も全て右利きであり、野球投手群は全員が右投げ右打ちであった。野球投手群と対照群の身体特性は表1の通りである。

被験者には、あらかじめ研究の目的、方法、実験に伴う危険性などを説明したうえで、書面による実験参加の同意を得た。なお、本研究は九州共立大学倫理委員会の承認を得て実施した。

表1 被験者の身体特性

	野球投手群 (n=15)	対照群 (n=15)	
年齢 (yr)	19.0±0.8	20.0±0.9	**
身長 (cm)	176.2±5.8	173.7±4.0	
体重 (kg)	74.0±6.3	64.3±5.8	**
除脂肪量 (kg)	63.5±5.2	57.3±4.5	*

*: p<0.05, **: p<0.01

2) 筋厚測定

筋厚の測定にはBモード超音波診断装置（SSD-900、アロカ社製）を使用し、7.5MHzのリニア型プローブを用いて実施した。測定部位は左右両側の上腕前部、側腹部、大腿前部、下腿後部の8部位とした。上腕前部、大腿前部、下腿後部についてはAbe et al.（1994）の方法に従い、上腕部は肩峰点から上腕長の遠位60%、大腿前部は大転子点から大腿長の遠位50%、下腿後部は膝窩から下腿長の遠位30%の位置とした⁸⁾。また側腹部は久保田らの方法¹²⁾に従い、肋骨下端と上前腸骨棘の間の位置とした（図1）。また、被験者の測定姿勢は上腕前部、大腿前部、下腿後部では立位、側腹部では仰臥位とした。

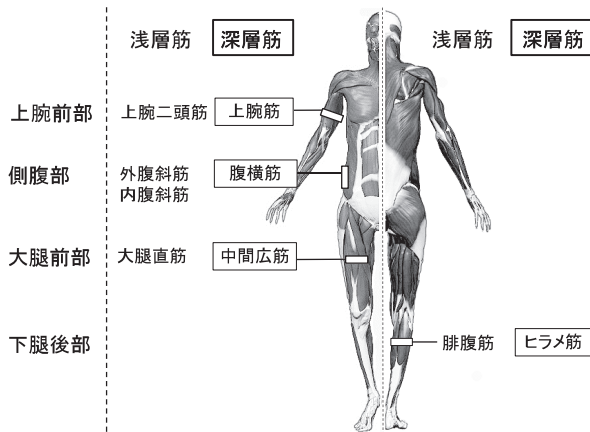


図1 筋厚の測定部位

撮影した超音波画像は医療用レコーダー（MediCap USB2.0,メディコスヒラタ）に保存し、画像解析ソフト（Image J,NIH）を使用して0.1mm単位で筋厚の測定を行った。筋厚の測定は大腿前部では大腿直筋と中間広筋、側腹部では外腹斜筋、内腹斜筋、腹横筋、大腿前部では大腿直筋と中間広筋、下腿後部では腓腹筋とヒラメ筋に分けて実施した（図2）。深層筋比率の算出においては、上腕前部では上腕筋、体幹部では腹横筋、大腿前部では中間広筋、下腿後部ではヒラメ筋を深層筋とし、その他の筋を浅層筋として扱った。

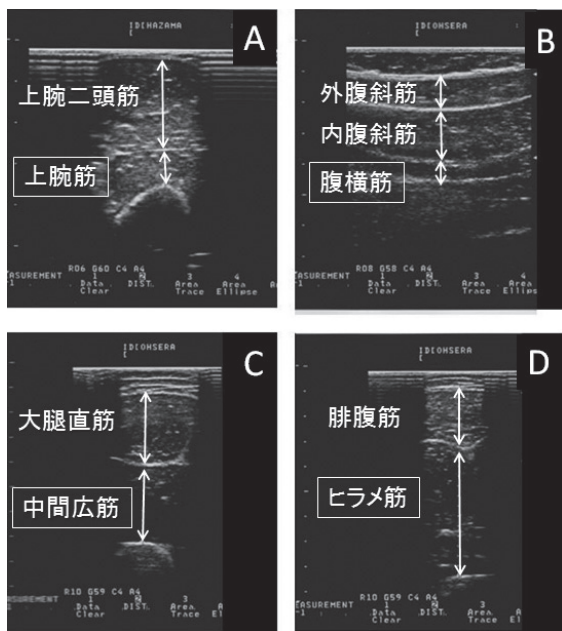


図2 測定部位別の超音波画像

A: 上腕前部、B: 側腹部、C: 大腿前部、D: 下腿後部

3) 統計処理

全てのデータは平均値±標準偏差で示した。各部位における筋厚や深層筋比率 [=深層筋 / (浅層筋 + 深層筋) × 100 (%)] に関する野球投手群の投球側と非投球側の比較、対照群の利き側と非利き側の比較には対応のある t 検定を用いた。いずれも統計的な有意水準は $p < 0.05$ とした。

3. 結果

1) 野球投手群の投球側と非投球側の筋厚

野球投手群における上腕前部、側腹部、大腿前部、下腿後部の筋厚を表2に示した。部位別の筋厚では側腹部と大腿前部において非投球側が投球側に対して有意に高い値を示したが ($p < 0.01$)、上腕前部、下腿後部には筋厚の差は示されなかった。また、浅層筋と深層筋の筋別に分類した筋厚では側腹部の内腹斜筋、大腿前部の中間広筋において非投球側が投球側に対して有意に高い値を示した ($p < 0.01$)。

2) 対照群の利き腕側と非利き腕側の筋厚

対照群における上腕前部、側腹部、大腿前部、下腿後部の筋厚を表3に示した。部位別の筋厚ではいずれの部位においても利き腕側と非利き腕側の筋厚には差は見られなかった。また、浅層筋と深層筋の筋別に分類した筋厚の比較においても、利き腕側と非利き腕側の筋厚には差は見られなかった。

表2 野球投手群の投球側と非投球側の筋厚

部位名/筋名	D	ND
上腕前部 (mm)	31.2±3.0	31.4±3.0
上腕二頭筋 (mm)	25.2±2.6	25.8±3.1
上腕筋 (mm)	6.0±1.8	5.6±1.3
側腹部 (mm)	31.8±3.2	34.6±3.9 **
外腹斜筋 (mm)	10.8±1.2	11.2±1.3
内腹斜筋 (mm)	15.6±2.2	17.5±2.3 **
腹横筋 (mm)	5.4±0.9	5.8±1.2
大腿前部 (mm)	59.0±5.7	61.4±5.9 **
大腿直筋 (mm)	28.2±5.9	28.5±6.0
中間広筋 (mm)	30.8±6.0	33.0±6.3 **
下腿後部 (mm)	75.6±3.7	75.8±4.8
腓腹筋 (mm)	17.7±2.1	18.6±2.7
ヒラメ筋 (mm)	57.9±3.8	57.2±4.5

** : $p < 0.01$. D: dominant side. ND: nondominant side.

表3 対照群の投球側と非投球側の筋厚

部位名/筋名		D	ND
上腕前部	(mm)	30.4±3.1	29.6±2.9
上腕二頭筋	(mm)	23.5±3.2	22.6±3.1
上腕筋	(mm)	6.9±1.9	7.0±2.4
側腹部	(mm)	27.9±4.3	27.5±4.5
外腹斜筋	(mm)	9.7±2.1	9.5±1.8
内腹斜筋	(mm)	13.4±2.4	13.3±2.8
腹横筋	(mm)	4.7±0.8	4.7±1.0
大腿前部	(mm)	52.5±5.0	53.3±6.0
大腿直筋	(mm)	26.7±4.0	27.2±3.3
中間広筋	(mm)	25.8±3.3	26.1±3.8
下腿後部	(mm)	73.5±4.3	73.2±4.1
腓腹筋	(mm)	17.5±3.4	16.1±1.6
ヒラメ筋	(mm)	56.0±4.3	57.1±4.0

**: $p < 0.01$. D: dominant side, ND: nondominant side.

3) 野球投手群の深層筋比率

野球投手群の筋厚の測定部位における深層筋比率を表4に示した。大腿前部の深層筋比率 [= 中間広筋/(大腿直筋 + 中間広筋)] は非投球側が投球側に対して有意に高い値を示したが ($p < 0.05$), その他の部位において両側間の差は見られなかった。

4) 対照群の深層筋比率

対照群の筋厚の測定部位における深層筋比率を表5に示した。対照群ではいずれの部位においても同比率に利き腕側と非利き腕側の間に差は示されなかった。

表4 野球投手群の深層筋比率

深層筋比率		D	ND
上腕前部	(%)	19.2±5.1	18.0±4.4
側腹部	(%)	17.1±2.6	16.9±2.8
大腿前部	(%)	52.4±9.0	53.9±8.7 *
下腿後部	(%)	76.6±2.7	75.5±3.3

*: $p < 0.05$. D: dominant side, ND: nondominant side.

表5 対照群の深層筋比率

深層筋比率		D	ND
上腕前部	(%)	22.9±5.8	23.6±7.6
側腹部	(%)	17.1±2.1	17.3±3.0
大腿前部	(%)	49.3±5.2	48.9±3.7
下腿後部	(%)	76.2±4.3	77.9±2.3

D: dominant side, ND: nondominant side.

4. 考察

1) 投球側と非投球側の筋厚

野球投手の上肢や下肢、体幹部の筋について投球側と非投球側の筋厚や筋横断面積の比較を行った複数の報告が見られる^{6,9,10,13}。

上肢についてはHirano and Ikegawa, (1987) が超音波法により前腕部、上腕部の筋横断面積の比較を行い、野球選手の前腕部では屈筋、伸筋ともに利き腕側が大きいことを報告している⁶。また、角田 (2003) はMRI法を用いて前腕部、上腕部に加えて体幹部、大腿部、下腿部の筋横断面積について比較し、前腕部の屈筋の筋横断面積や上腕部の伸筋の筋横断面積は利き腕側が大きいことを報告している¹⁰。このように前腕部や上腕部では投球側に優位性が示されるか、同等であるというのが先行研究が示す知見である。本研究では上腕部の屈筋を対象に上腕二頭筋、上腕筋に分けて筋厚の比較を行ったが、いずれの筋にも両側間の差は見られなかった。筋厚が同等であるという点については、先行研究を支持するものである。投球動作においてリリース時の投球速度への貢献度が高い関節運動は肩関節内旋 (34.1%)、手関節掌屈 (17.7%)、肘関節伸展 (15.2%) であることが報告されており¹⁴、肘関節の屈曲を担う上腕二頭筋や上腕筋は投球時における貢献度が低く、高い水準の筋活動や筋力発揮が見られないことが両側間に差が示されなかった原因と考えられる。

下肢については角田ら (2003) が大腿四頭筋を大腿直筋、内側広筋、外側広筋、中間広筋の4頭に分けて分析した結果を報告しており¹⁰、両側間の比較において踏出し脚 (非投球側) の外側広筋と中間広筋は軸脚 (投球側) よりも大きいことが示されている。この点は、本研究において大腿直筋には差が見られず、中間広筋の筋厚は非投球側が高いという結果と一致するものである。角田らはこの結果に関する考察を行っていないが、投球動作中に示される床反力は軸脚 (投球側) では体重の1.0倍であるのに対して、踏込み脚 (非投球側) では体重の1.75倍であり、踏込み脚がより大きな筋力発揮を必要とすることや、膝関節の伸展トルク発揮に際して大腿直筋は発揮筋力の1/5を担うにすぎず、3つの広筋の貢献度が高いこと、特に股関節屈曲位では3つの広筋が効率的に働くことなどが影響しているものと考えられる^{4,15}。

側腹部についても角田ら (2003) が体幹部の腹斜筋の筋横断面積について、本研究と同様に非投球側に

において高い値を示すことを報告している¹⁰⁾。角田らはMRIを用いた筋横断面積の撮影を行っているため、腹斜筋を構成する外腹斜筋、内腹斜筋、腹横筋の区別を行っていないが、超音波法を用いた先行研究ではテニス選手、野球投手の側腹筋の筋厚は非利き腕側が大きく、筋別に見た場合にも内腹斜筋は非投球側が大きいことが報告されている^{12,13)}。その理由としては、右利きの選手がピッチングやフォアハンドでのラケットのスイングを行うとき体幹部の回旋に関わる筋活動が影響していると考えられる。体幹回旋時には回旋方向と反対側の外腹斜筋と回旋方向と同側の内腹斜筋が白線上で合さり1つの筋として機能するとされている¹⁶⁾。その中でも内腹斜筋は側腹筋を構成する3筋の筋厚の約50%を占める最大の筋であることから¹⁷⁾、体幹の回旋運動を反復することが、非投球側の内腹斜筋の肥大、それに伴う側腹筋全体の筋肥大に関わっていることが考えられる。

2) 投球側と非投球側の深層筋比率

本研究において対照群の上肢、下肢、体幹部の深層筋比率には両側間で差がみられなかった。このことは、一般的にヒトの身体における深層筋比率は利き腕側と非利き腕側において相違がないことを示唆するものである。また、野球投手群の場合にも測定を行った4部位中3部位では深層筋比率の差は示されなかったことから、スポーツ選手の場合でも特に高い筋活動を示す身体部位以外ではその形態的な対称性は維持されているものと考えられる。一方、本研究の野球投手群では大腿前部の深層筋比率において非投球側が投球側に対して有意に高い値を示した。深層筋比率が高いことは相対的に深層筋の割合が高いことを意味しており、大腿前部において中間広筋の筋厚の割合が踏出し脚側で高いことを示している。協働筋間で筋サイズの比率が変化することは、野球投手の肩関節外旋筋やサッカー選手の膝関節伸筋でも報告がなされている^{11,18)}。しかし、これらはいずれも表層筋である三角筋や大腿直筋が相対的に高い比率を示しているものであり、深層筋が相対的に高い比率を示した点において本研究とは異なる。深層筋が相対的に高い割合を示すものとして、池袋ら(2011)が重量挙げ選手の大腿四頭筋において大腿直筋以外の広筋の筋横断面積が高い値を示したことを報告しているが、同報告では筋厚の比率は示されていない¹⁹⁾。池袋らはスクワット動作中の筋活動において中間広筋の筋活動が相対的に高いことから、広筋群が高い筋活動を示すスクワット動作を反復するこ

とが影響していると考えられている。投球動作で繰り返されるランジ動作について中間広筋の筋活動を示した報告は見られないが、野球投手において踏み出し脚の中間広筋が高い比率を示した理由として、投球動作に伴うランジ動作を反復することが影響している可能性は考えられる。

5. 結論

本研究はピッチングが野球投手の四肢や体幹の浅層筋と深層筋の筋形態に及ぼす影響を明らかにすることを目的としたものである。超音波法により上腕前部、側腹部、大腿前部、下腿後部における筋厚と深層筋比率を求め、投球側と非投球側で比較することにより、以下のような結論を得た。

- 1) 野球投手の身体部位別の筋厚では側腹部、大腿前部において非投球側が投球側に対して有意に高い値を示した。
- 2) 野球投手の筋別の筋厚では内腹斜筋、中間広筋において非投球側が投球側に対して有意に高い値を示した。
- 3) 対照群では身体部位別、筋別の筋厚の比較において利き腕側と非利き腕側の間に差は見られなかった。
- 4) 野球投手の大腿前部の深層筋比率は非投球側が高い値を示した。
- 5) 対照群の深層筋比率はいずれの身体部位においても、利き腕側と非利き腕側の間に差は見られなかった。

これらの知見より、投球動作を反復することにより野球投手の身体では非投球側の内腹斜筋(表層筋)、中間広筋(深層筋)の特異的な発達が見られ、特に非投球側である踏込み脚側ではその筋厚比率が変化するほどの顕著な筋形態の変化が見られることが示された。

謝辞

本研究は科学研究費補助金(15K01581)の助成を受けたものである。

引用文献

- 1) 平尾利行, 佐久間孝志, 妹尾賢和, 阿戸章悟, 老沼和弘, 白土英明(2009): 股関節深層筋トレーニングに関する検討:超音波画像診断装置を用いて. Hip joint. 35, 62-65.
- 2) 白木仁(2013): 傷害予防のための股関節インナーマッスルトレーニング. バイオメカニクス研究.

- 17 (2), 84-90.
- 3) 森於菟, 他 (1950): 分担解剖学1. 金原出版, 249-347.
- 4) 荒川裕志 (2012): 筋肉の基礎知識, 石井直方 (監), プロが教える筋肉のしくみ・はたらきパーフェクト辞典. 初版, ナツメ社, 11-30.
- 5) 中辻正 (2014): 改訂新版 深層筋大図鑑. セブン&アイ出版, 5-15.
- 6) Hirano Y, Ikegawa S. (1987): Laterality in upper limb composition and maximal isometric strength of elbow joint of baseball players. 東京大学教養学部体育学紀要. 21, 20-24.
- 7) 石田良恵, 金久博昭, 福永哲夫 (1992): 日本人一流競技選手の筋厚における性差. 体力科学. 41 (2), 233-240.
- 8) Abe, T., Kondo, M., Kawakami, Y., and Fukunaga, T. (1994): Prediction equation for body composition of Japanese adults by B-mode ultrasound. *Am. J. Human Biol.* 6, 161-170.
- 9) 三浦朗, 友末亮三, 池川繁樹, 平野裕一, 金久博昭, 福永哲夫 (1994): ボート・テニス・野球選手の上腕における筋力および組成の左右差. *トレーニング科学.* 6 (2), 95-100.
- 10) 角田直也, 田中重陽, 石塚信之, 青山利春, 岡田雅次, 西山一行. (2003): 投動作パフォーマンスに及ぼす筋形態及び機能的特性. 国士舘大学体育研究所報. 21, 135-140.
- 11) 角田直也, 金久博昭, 福永哲夫, 近藤正勝, 池川繁樹. (1986): 大腿四頭筋断面積における各競技選手の特性. 体力科学. 35, 192-199.
- 12) 久保田潤, 奥村幸治, 鳥居俊, 福林徹 (2009): 大学テニス選手における腹筋群の形態的特徴. 日本臨床スポーツ医学会誌. 17 (1), 30-34.
- 13) 長谷川伸. (2011): 大学生野球投手における腹筋群の形態的特性. 九州共立大学スポーツ学部研究紀要. 5, 1-7.
- 14) 宮西智久, 藤井範久, 阿江通良, 功力靖雄, 岡田守彦 (1996): 野球の投球動作におけるボール速度に対する体幹および投球腕の貢献度に関する3次元的研究 体育学研究. 41 (1), 23-37.
- 15) MacWilliams, B. A, Choi T, Chao, E. Y. S., McFarland, E. G. (1998): Characteristics ground-reaction forces in baseball pitching. *Am J Sports Med.* 26 (1), 66-71.
- 16) 大久保雄, 金岡恒治 (2009): 体幹の捻転動作の医学的基礎. *バイオメカニクス研究.* 13 (3), 125-129.
- 17) 河上敬介, 磯貝香 (1998): 頸部と体幹の前面の筋, 河上敬介, 小林邦彦 (編), 骨格筋の形と触察法. 大峰閣, 111-148.
- 18) 長谷川伸, 館俊樹, 斎藤恵一, 王力群, 加藤清忠. (2004) 野球投手の回旋腱板筋 (rotator cuff muscles) と三角筋のMRI法による筋量分析とその筋力特性. 体力科学. 53 (5) 483-492.
- 19) 池袋敏博, 久保啓太郎, 岡田純一, 矢田秀昭, 角田直也. (2011) 重量挙げおよび陸上短距離選手における下肢筋群の筋厚と競技成績との関係. 体力科学. 60 (4), 401-411.

[研究報告]

健康運動指導士認定試験対策としてのeラーニング講座の教育効果

樋口 行人*, 大下 和茂*

Educational Effects of E-learning Instruction for Passing the Qualification Examination of Certified "Health Fitness Programmer"

Yukito HIGUCHI*, Kazushige OSHITA*

Abstract

The passing rate of the qualification examination for certified "Health Fitness Programmer" in our faculty was lower than that of the national average from 2010 to 2014. This result suggests that our students have to preserve enough time to prepare for the examination. Such a learning support system, providing e-learning instruction, can help students to preserve the preparation time; they can study anytime and anywhere using by their mobile electronic devices. The e-learning instruction influenced on assimilating knowledge of health fitness. Furthermore, the teachers can utilize the e-learning test results as a supplementary data in their face-to-face class. We constructed such a support system, and investigated the effects of providing the instruction on passing rate of the qualification examination. According to these blended follow-up system, current year's passing rate has risen on leaps and bounds. This result suggests that the e-learning instruction is an effective method of teaching for the qualification examination.

KEY WORDS : e-learning, health fitness programmer, face-to-face class

1. 緒言

公益財団法人健康・体力づくり事業財団では、国民の生活習慣病予防や介護予防に貢献すべく、個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を習慣化するための運動プログラムの作成および指導を担う者というコンセプトの下、健康運動指導士を養成している。本学部でも所定の単位を修得すれば、この認定試験の受験資格を取得できるが、試験合格率は平成21年度本学部33.3%、養成校全体35.8%、平成22年度本学部33.3%、養成校全体47.9%、平成23年度本学部41.7%、養成校全体52.7%、平成24年度本学部35.3%、養成校全体46.2%（ここまではすべて各年度本学部在学学生受験該当試験単回で比較）、平成25年度本学部35.7%、養成校全体48.4%（平成25年度からカリキュラム改編により本学部在学学生も同一年度に複数回の受験が可能になったため、受験該当試験複数回平均で比較）と開設以来本学部は低率であった。

この理由として試験対策講座の時期的遅さが懸念されたため、平成23年度より試験合格のための自学自習システム（eラーニング講座）を構築した。この講座は、本学教員が独自に作成した基礎テストと応用テストからなり、受講学生はインターネットに接続できる環境であれば、専用WEBページからIDとパスワードでログインし、①いつでもどこでも、②自分のペースで繰り返し、③最新の情報を学習することができる。しかしながら、上述のように本学部の健康運動指導士認定試験合格率は、養成校全体を下回り続けていた。

そこで平成26年度は、ただ単にeラーニングテストを行わせるだけでなく、eラーニングテストの受講履歴から学生個々の現状や弱点を把握して、適した個別指導を行っていくこととした。個別指導は本学の支援制度「やる気支援プログラム」および「直前対策講座」にて行った。本報告では、本システムを運用した成果について述べる。

2. 方法

平成26年度の本学eラーニング講座は、6月末から翌3月末までの9ヵ月間、edenシステム（UNEARTH株式会社、東京）を用いて、例年通り基本テストと応用テストを自学自習する方式で行った。ただし、11月試験で合格した場合は、合格通知の届いた時点で打ち切りとした。システムの詳細については、既報を参照いただきたい¹⁾。

講座内容は、健康運動指導士養成講習会テキスト上・下巻の15章の内容を12分野に再統合し、分野ごとに○×問題10問1セットの基本テスト2～3セット（20～30問）の計300問と、認定試験同様の四肢択一の応用テスト75問を設定した。受講生が回答を送信すると、得点及びすべての設問の正答と解説が表示される。問題作成に際しては各分野全般を網羅し、偏りがないように配慮した。26年度のこの講座は、特に単位化する等の処置をせず、授業時間外の自学自習の充実を目的に行った。

eラーニング講座実施中、Learning Management System（LMS）を用いて学生個々の学習進捗状況ならびに基本テスト・応用テストの結果からそれぞれ弱点をあげ、「やる気支援プログラム」および「直前対策講座」にて指導した。さらに健康運動指導士認定試験合格結果を追跡調査し、教育効果を検討した。健康運動指導士資格取得希望者全員にIDを発効し、平成26年度は最終的に7名が受験したため、この7名について受講履歴を解析した。また、平成25年度卒業生2名が、再受験のため在学中に行ったこのシステムをまた使用したいと申し出たため、当初受験予定で途中に受験をとりやめた在学学生2名のIDを利用させた。

3. 結果

1) 試験結果

表1に平成26年度の健康運動指導士認定試験合格率を示した。受験7名中5名合格で合格率71.4%と、本学の中期計画当年度目標の60%を上回るとともに、開設以降初めて養成校全体の合格率（56.5%）を上回った。

表1 平成26年度健康運動指導士認定試験合格率

	合格率	合格者数/受験者数
本学部	71.4%	5/7
養成校全体	56.5%	239/429

128回(11月)試験・129回(3月)試験合算

2) 個別データ

表2に受験者の個別データを示した。やる気支援プログラム受講回数、eラーニング受講率の上位者は、軒並み合格している。eラーニングテスト全完了者2名の全テストセットの正答率は80%以上と、繰り返しの効果が見てとれる。

3) 卒業生試験結果

平成26年度3月試験より、財団から各大学の卒業生

表2 健康運動指導士受験者個別データ

	合否	やる気支援受講回数	eラーニング受講率(%)	eラーニング正答率(%)
A	○	27	81	-
B	○	25	48	-
C	○	22	100	83.4
D	○	10	100	86.8
E	×	12	0	-
F	×	5	9	-
G	○	0	3	-

eラーニング正答率は、全完了者のみ

受験情報も提示されるようになった。本学部卒業生では3名が再受験、1名が新規に受験し、4名とも不合格となっていた。学部として再受験を把握していた前述の2名の卒業生は、平成26年度11月試験を受験し合格しているため、この中には入っていない。3月試験単回での再受験合格率は15.9%であり、かなりの苦戦を強いられている。

4. 考察

図1は健康運動指導士資格対策学習状況表の例である。「やる気支援プログラム」および「直前対策講座」時に随時学生に手渡し、やる気支援については不得意分野を集中的に行うなど結果を反映させた内容とした。平成25年度まではeラーニングテストを行わせるだけで、学生個々の現状把握やそれに応じた個別指導は行えていなかった。平成26年度は資格取得希望者が少なかったこともあり、eラーニングテストの結果を対面授業形式のやる気支援に落とし込むことができた。また、ネットを利用したテストの結果(弱点)を紙ベースで受け取ることで、学習意欲がより高まったのではないと思われる。ネット学習と対面学習のハイブリット化が上手く行えた結果として、本学部在学生の試験合格率が前年度の35.7%から71.4%に上昇したのではないかと考えられる。やる気支援プログラム受講回数、eラーニング受講率両方ともに上位の者は合格しており、どちらか一方が上位でも合格している。問題はこのような学習環境が揃っていても学習しようとする学生であり、不合格者2名はやる気支援プログラム受講回数、eラーニング受講率ともに下位であった。1名ほどやる気支援プログラム受講回数、eラーニング受講率ともに下位で合格しているが、例年このような独自路線の学生が1名程度は見受けられるため、本学習環境を否定する材料とは言えないであろう。

最後に、26年度3月試験より情報開示となった再受験者についてであるが、多くの者は仕事をしながら

の受験であると思われる。再受験者合格率15.9%が示すように、仕事をしながらの試験勉強は困難を極める。第一の理由は学習時間の確保ができないことであろう。eラーニングシステムを使用したいと申し出た2名が11月試験で合格していることから、限られた時間の中で学習するにはeラーニングはよいシステムであると言える。これは在学生にも言えることであろうが、特に自制が必要であるとされる社会人となった卒業生に手厚く学習環境を提供していく必要があるのではないかと考える²⁾。

11A00

eラーニング

あなたの終了率は、	87%	○現在
○×基本テストから見るあなたの不得意分野は、	11	行動変容・心の健康
○×基本テストから見るあなたの得意分野は、	12	栄養学
あなたの応用テスト得点は、	38/75	
応用テストから見るあなたの不得意分野は、	3	運動生理学
応用テストから見るあなたの得意分野は、	12	栄養学

図1 健康運動指導士資格対策学習状況(例)

5. まとめと今後の課題

eラーニングテストの結果(弱点)を、随時紙ベースで配布することや、やる気支援プログラムの内容に反映させることで健康運動指導士認定試験の合格率は上昇した。しかしながら、少人数であるから行えたことであり、平成26年度資格取得希望者が少なかったからこその結果であることは否めない。今後は合格率を維持しつつ、受験者数・合格者数を上昇させていかなければならない。また現時点では、管理者以外の教員はリアルタイムでテスト結果を見ることができず、情報共有は管理者が結果をまとめたものを定期配信す

ることで行っている。やる気支援プログラムで健康運動指導士資格対策を行っている教員は筆者らのみではないため、今後他教員との連携もさらに密として、eラーニングテストの結果を有効活用できる体制を構築していきたいと考える。

参考文献

- 1) 樋口行人, 横家将納 栄養士養成課程における卒業後学習方法を意識した在学時eラーニングの教育効果, 九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター紀要, 18, p107-114 (2013)
- 2) Wong, D. Fulltime student and working adults' perceptions of Malaysia, Asian Journal of Distance Education, 4, p67-84 (2006)

[研究論文]

大学が「COC」(地域コミュニティの中核)となる活動推進プログラム
開発に関する研究
～「学生消防隊」の結成と「地域防災講座」の開発～

古市 勝也¹⁾, ブストス・ナサリオ²⁾, 山下 陽平³⁾

On the Development of a Program to Put the University as the
Centre of the Community : Organization of the “Students’Fire
Brigade”and the “Prevention of Disaster’Lectures”

Katsuya FURUICHI¹⁾, Nazario BUSTOS²⁾, Yohei YAMASHITA³⁾

Abstract

Now it is the time for the Universities to become the center for the development of communities. Kyushu Kyoritsu University, has been trying to convert itself into the Center of the Community (COC) through the development of two programs. The first is the formation of a “Students’Fire Brigade”

with the students of the Department of Physical Education who are eager to become public servants(fireman or police officer) and those who are willing to form part of the “Prevention of Disasters Group”at the time of occurrence of any emergency. The second is the organization of lectures targeting the members of the community at large.

KEY WORDS : Center of the Community, Security and sense of safety, Community Prevention, Students Fire Brigade.

1) 九州共立大学スポーツ学部
2) 桜花学園大学保育学部
3) 関西大学人間健康学部

1) kyushu Kyoritsu University, Faculty of Sports Science
2) Ohka Gakuen University, Faculty Of Early Childhood Care And Education
3) Kansai University, Faculty of Health and Well-being Lecture

1. 結論

今、なぜ大学に「COC」(地域コミュニティの中核)が求められるのか。まず、大学に期待される機能・役割の変遷を見てみよう。昭和46年以降に着目したい。

昭和46(1971)年には、社会教育審議会(以下「社教審」という)から、「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」が答申されている。ここでは、「第一部-2-(2)」の中で、「生涯教育の必要は、現代のごとく変動の激しい社会では、いかに高度な学校教育を受けた人であっても、次々に新しく出現する知識や技術を生涯学習しなくてはならない・・・」としながら「生涯教育という考え方はこのように生涯にわたる学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に総合することを要求している」¹⁾としている。さらに、「・・・今日、あらゆる教育は生涯教育の観点から再検討を迫られているとあってよい。」としているのである。

このような中で大学の変化に着目すると、昭和48年度には、東北大学に「大学教育開放センター」が設置されている。国立大学に、大学教育開放の専門機関が設置されたのである。以後、昭和51年度には金沢大学に、昭和53年には香川大学に設置されている。大学に求められる役割として、「大学開放」が叫ばれるようになったのである。

また、昭和61(1986)年度には、徳島大学に大学開放実践センターが、高岡短期大学に短期大学開放センターが設置されている。

さらに、平成3(1991)年には、宇都宮大学に生涯学習教育研究センターが設置され、以後生涯学習(教育)研究センターとの名称のセンターが整備されている²⁾。

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センターの設置も平成6年である。この頃のセンターの背景を国の答申等に見ることができる。

平成2(1990)年1月30日には、中央教育審議会(以下「中教審」という)から「生涯学習の基盤整備について」³⁾が提言され、「・・・大学・短大等は、生涯学習機関としての役割」を期待されるようになり、地域の生涯学習の中心機関となる「生涯学習センター」(仮称)を開設していくことが奨励された。すなわち、「地域の生涯学習の中心機関」としての役割が期待されてきたのである。

平成3(1991)年の大学審議会(以下「大学審」という)「平成5年以降の高等教育の計画的整備につい

て」(答申)を提言している。ここでは、「大学等高等教育の質的充実の実現」を掲げ、「教育機能の強化」・「世界水準の教育研究」・「生涯学習への対応」を挙げている。その「生涯学習への対応」として「地域社会への積極的な貢献」等が謳われている⁴⁾。

平成4(1992)年の生涯学習審議会(以下「生涯審」という)「今後の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(答申)では、「社会人を対象としたリカレント教育の推進」を掲げ、「リカレント教育」充実が期待されている⁵⁾。

平成8(1996)年の「生涯審」答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、「高等教育機関は高度で体系的かつ継続的な学習機会の提供者として、生涯学習社会の中で貴重な役割を果たすことが期待される」として「社会に拓かれた高等教育機関」としての観点から、「社会人の受け入れの促進」と「地域社会への貢献」を提言している⁶⁾。

平成10年10月26日には、大学審議会から「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」が提言され、21世紀という競争的環境の中で、世界的水準の教育研究を展開し、個性が輝く大学づくりに向けた改革方策が提言された。そこでは、「社会的存在としてその責任を十分に果たすべく改革」が求められている⁷⁾。

平成12年11月22日の「大学審」の答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」では、「[3]-2-(3)生涯学習ニーズへの対応(社会人の学習環境の充実)」の中で、「大学における教育研究活動の成果を広く社会に開放し、生涯学習の振興に資することは、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進する上で重要・・・」としている⁸⁾。

平成17年1月28日の「中教審」答申「我が国の高等教育の将来像」では、「第2章-3-(2)大学の機能別分化」の中で、「6.地域の生涯学習の拠点、7.社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)」が提言されている⁹⁾。

平成18(2006)年「改正教育基本法」では、「生涯学習の理念」として「・・・その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」(第3条)として、「我が国は生涯学習社会の実現を図ることが提言されている。さらに、「大学」については、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広

く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」としている。大学での「成果を社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことが求められているのである¹⁰⁾。

平成25年の「第2期教育振興基本計画」では、「施策21」の「COC構想」として「地域コミュニティの中核的存在としての大学機能強化」が謳われている¹¹⁾。

このように見てくると、地域社会における大学の役割は、「大学開放」から、「地域の学習推進の拠点」、「学習の成果の社会貢献」、「地域貢献の要」、「地域活性化の中核」、「地域コミュニティの中核」等が求められるようになってきていることがわかる。すなわち、「大学開放」から、今や「地域コミュニティの中核としての機能・役割を果たせ」と期待されているのである。

それはなぜか。国の進める行財政改革の下で「大学も時代の変化とともに、高等教育機関としての役割を果たす」ことが求められてきたと言えよう。すなわち、「大学も国の公的資金を使っているのだから、国民に住民に役立つ機関たれ！」との声が聞こえそうである。

さらに注目したいのは、文部科学省では平成27年度から、全国にある86の国立大学を「世界最高水準の教育研究」「特定の分野で世界的な教育研究」「地域活性化の中核」の3グループに分類する。グループ内で高い評価を得た大学に、運営費交付金を手厚く分類する。大学の特色を明確にし、同じグループ内での競争を促す狙いがある。」としていることである¹²⁾。まさに、持続可能な我が国の新しい時代に向けて、大学の変化が求められているのである。

2. なぜ今、大学等に地域活性化の中核になることを求められるのか

では、この大学の変化が求められる背景は何か。その根拠・出所を見てみよう。

(1) 「第2期教育振興基本計画」

我が国の「教育基本法」に基づく「第2期教育振興基本計画」（平成25年）には、今後の大学の在り方として「地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想＝Center of Community）である」としている。すなわち、大学の持つ様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にも貢献しようとするものである¹⁰⁾。

(2) 「地方創生」が掲げる「地域活性化」

安倍内閣は「地方創生」を掲げ、平成26（2014）

年7月24日、内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部」設立準備室を」発足させた¹³⁾。平成26年9月3日には、第2次安倍改造内閣で、石破茂前自民党幹事長が地方創生担当相に起用されている。

このような中で、さらに、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年11月28日）が制定され、その目的として「国民の一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の育成」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進するとしている¹⁴⁾。

さらに、平成26年12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」がまとめられ、政府全体として、人口減少という課題等に対応し「まちの活性化」等に取り組んで行こうとしている¹⁵⁾。ここには、地方をどうするのか、まちをどうするのか、誰がするのかかが問われているのである。

(3) 「教育再生実行会議」（以下「実行会議」という）の提言 一人づくりは、国づくりー

「実行会議」は、第2次安倍内閣が教育改革を提言するため、平成25（2013）年1月に官邸に諮問会議として設置した。平成25年2月26日には「いじめの問題等への対応について」（第1次提言）。平成25年4月15日には「教育委員会制度等の在り方について」（第2次提言）。平成25年5月28日には「これからの大学教育等の在り方について」（第3次提言）。平成25年10月31日には「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」（第4次提言）。平成26年7月3日には「今後の学制等の在り方について」（第5次提言）。平成27年3月4日には「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（第6次提言）。平成27年5月14日には「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」（第7次提言）等がなされている¹⁶⁾。

特に、平成25年5月28日の第3次提言「これからの大学教育等の在り方について」では、その「はじめに」の中で「大学の機能強化の取組に当たっては・・・（中略）・・・「世界水準の教育研究の展開拠点」、「全国的な教育研究拠点」、「地域活性化の中核的拠点」など、大学教育の質・量の充実を図る中で、それぞれの大学が持つ強みをいかしつつ、大学の多様性や地域の特性を踏まえた取組が行われる必要がある。同時に、産学官の連携・協力を始めとする社会総がかりの取組が必要であり、国及び地方公共団体には産学官協働での人材

育成のプラットフォームづくりの推進が求められます。」としている。また、同第3次提言の「4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する」のなかでは「大学・専門高等学校等において社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を質・量ともに強化することが必要です」としている¹⁷⁾。

平成25年10月31日の第4次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」では、「2 大学の多様な機能を踏まえ、大学教育の質的転換、厳格な卒業認定及び教育内容・方法の可視化を徹底し、人材育成機能を強化する」の中で「○大学は、その多様性を踏まえ、第3次提言で述べた社会的役割等の明確化の取組や建学の精神等を基に、例えば、次のような教育機能の強化を図る。国は、組織的な教育改善を行う大学を積極的に支援する」としながら、「・新たな価値を生み出し、世界に発信する力を備えたグローバル人材の育成 ・幅広い教養を身に付けた知識基盤社会を担う人材の養成 ・我が国の強みや成長につながるイノベーション創出を担う人材の育成 ・様々な分野における専門人材の養成 ・地域社会の発展を担う人材の養成 ・社会人の知識・技能の向上（学び直し）」を掲げている¹⁸⁾。

また、平成27年3月4日の「教育再生実行会議」では、『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について』（第6次）を提言しています。そこでは「1. 社会に出た後も、だれもが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会」、「2. 多様な人材が担い手となる『全員参加型社会』へ」、「3. 教育がエンジンとなって『地方創生』を」を掲げている¹⁹⁾。

3. 研究の目的

(1) 内容

大学が地域活性化の拠点としての役割機能を強く求められている今、九州共立大学の「COC」地域社会活性化の中核的な拠点としての可能性と今後の方向について分析・考察する。

具体的には、①消防士を目指す学生を中心に、北九州市折尾消防署と連携して九州共立大学「学生消防隊」（九共消防隊）を結成し活動プログラムを開発するとともに、その立案への手順・手法を開発構築したい。さらに、地域の関係機関団体との連携による地域防災活動への方策を開発したい。②福原学園九州共立大学を地域の「緊急防災避難所」にできないか検討し、学

長と北九州市長と提携・調印して設置する（検討・研究した）。

(2) 計画（構想イメージづくり）

福原学園九州共立大学「COC機構（仮称）」を結成する（学長or副学長が機構長）＝学園全体で取り組む組織にする。将来、消防士を目指す学生を中心に、八幡西消防署折尾分団消防署と連携して、九州共立大学「学生消防隊」を結成し活動する。以上のようなプログラムを開発し、今実施できるもの、検討すればできるもの等を分析する。

(3) 期待される成果

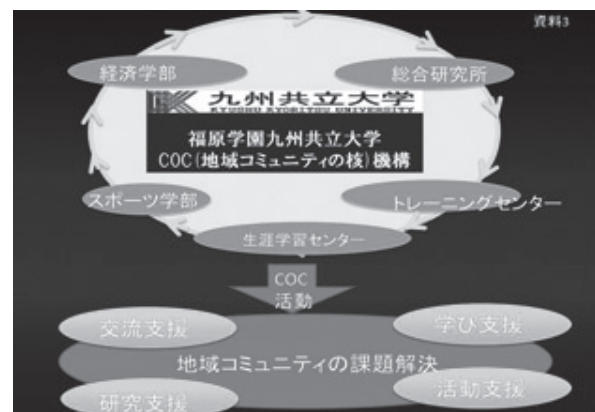
福原学園九州共立大学の実施する「COC機構（仮称）」（学長or副学長が機構長）プログラムを全国モデルとして提示・PRすることができる。また、在学中から警察消防に関心をもち、活動を通して知識・技術を習得でき、就職にも有利になる。消防・警察の合格者増につなげたい。さらに、大学でのクラブ化を図ることによって、継続的に学生の社会力・指導力・コミュニケーション力が養われるとともに、クラブ活動振興に寄与できる。また、警察消防を目指す学生の入学促進（学生募集）にも貢献できる。

(4) 事業計画：

消防士等を目指す学生で次の組織を設立し活動する。九州共立大学「学生消防隊」を結成：①地元の八幡西区消防署との連携、②救急避難時の避難指導、③地元の消防署の指導で、年1～2回程度の訓練、④出初式参加、イベント協力、⑤消防学校等のオープンキャンパス参加等、以上のようなプログラムを開発し、今実施できるもの、検討すればできるもの等分析する。

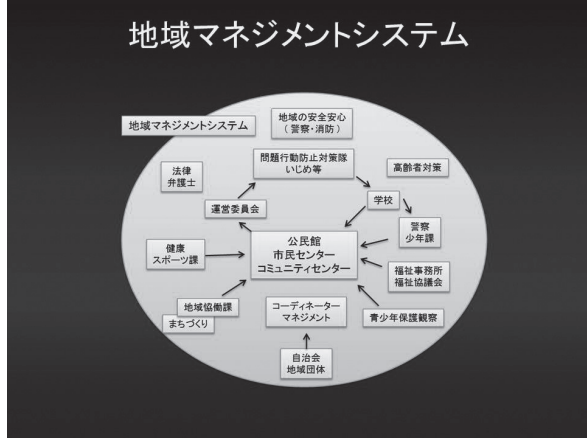
4. 九州共立大学の「COC」への可能性

まず、本学の「COC」への可能性についてイメージ図で示したい。



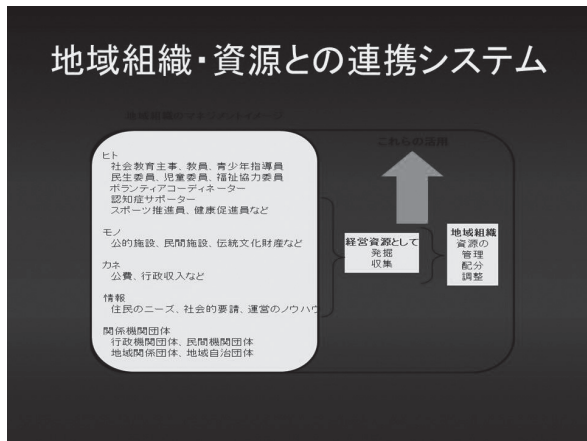
(1) 九州共立大学「COC」のイメージ図（図-1）

学内の関係部や機関が連携し「学内COCの機構」＝地域連携推進室を中核として、地域コミュニティの課題解決に「研究・学び・交流・活動等」の支援で貢献する。



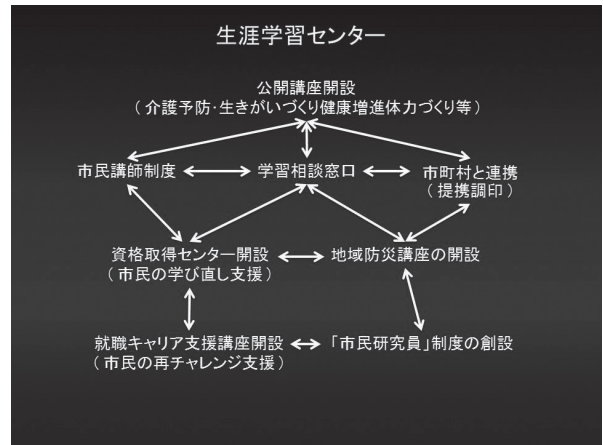
(2) 地域の連携システムイメージ (図-2)

連携の主な相手である地域を知ることが大事である。地域はどのような関係機関団体で動いているかをイメージしてみた。連携相手は多岐にわたっていることがわかる。



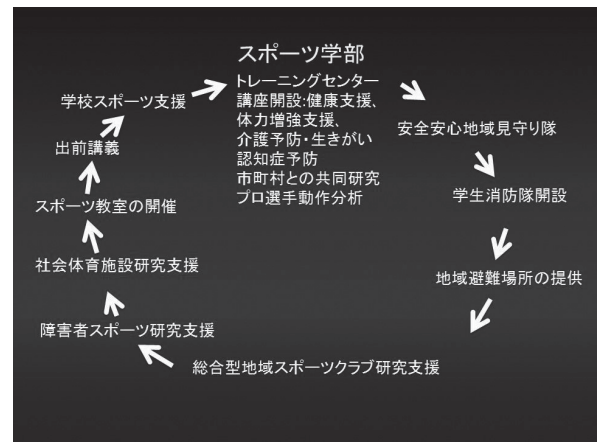
(3) 地域組織の活動資源の連携システムイメージ (図-3)

地域を動かしているのは、何か・誰かを見てみた。地域を具体的に動かしているのは、地域の関係機関団体であり、それを動かしているのは人である。注目は、地域には、地域を動かしている核になる人がいることである。それが社会教育主事や民生委員、町内会長等々の人である。また、人で成り立つ組織は「ヒト・モノ・カネ」で動くことも忘れてはならない。



(4) 福原学園3大学生涯学習研究センターの「COC」可能性 (図-4)

福原学園九州共立大学・九州女子大学・同短期大学生涯学習研究センターは、平成6年度から、「大学開放」「地域の学習活動の拠点」としての役割を担って運営してきた。さらに今後、地域コミュニティの中核としてさらに発展するにはどうするか、その可能性をイメージした。



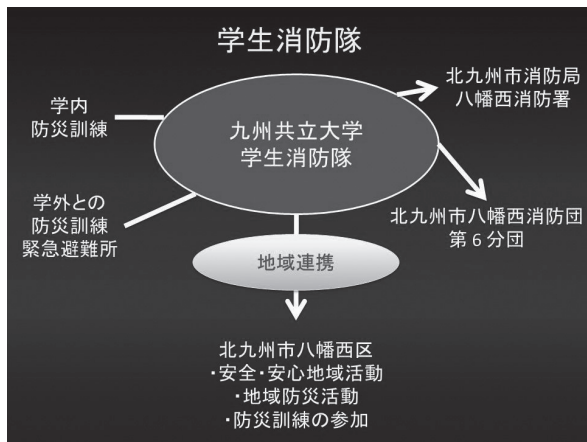
(5) スポーツ学部の「COC」可能性 (図-5)

スポーツ学部は北九州市内の大学では、唯一のスポーツ専門学部である。スポーツ学部の人的・物的教育資源を活用し、「スポーツによる地域課題解決」をイメージした。

地域住民の体力向上、健康づくり・介護予防・生きがいづくり等「スポーツを活用」した、多様な連携支援が考えられる。

特に、大学の広大な敷地、耐震性の整った校舎等の施設、食堂、収容能力の高い駐車場、総合体育館等、地域の安心安全の拠点として機能も十分にある。そこで、北九州市の緊急避難所としての機能は果たせると

思われる。



(6) 学生消防隊の創設 (図-6)

地域の安心安全の拠点であり、北九州市の緊急避難所指定の本大学の機能を更に高めるために結成したのが、「学生消防隊」である。

消防に関心のある学生で結成した「学生消防隊」を地域の関係機関との連携し、ご指導を頂きながら学生の意識改革を図りたい。

5. 「防災講座」の開発

(1) 「防災講座」開発・実施の背景

東日本大震災・福島原発災害以来、我が国の防災に対する意識が高まっている。また、国際的な防災戦略を話し合う、第三回国連防災世界会議が平成27(2015)年3月14日仙台市で開幕し、最終日の18日には、今後の国際的な防災指針をまとめた「仙台宣言」を採択した。まさに、我が国内外にとって「防災」に対する戦略・対策は喫緊の課題である。

一方、本学では、福原学園九州共立大学・九州女子大学・同短期大学の学内施設等の耐震構造への整備充実・拡充が行われている。このような中で、平成26年6月1日から北九州市の「予定避難所の新規指定」がなされ、地震・風水害・その他事故災害への対応が求められている。(北九西総第527号、平成26年9月26日、北九州市長北橋健治より九州共立大学学長福原弘之宛通知)

この時期に、本学では何が求められるか。1つには、学生の防災意識の醸成と、その具現化として「学生消防クラブ(隊)」の設立・クラブ活動としての拡充である。

2つには、学内外の機関と連携した防災講座の開発・実施である。

(2) 学生消防隊の結成(結成趣旨と訓練メニュー)

表-1 九州共立大学「学生消防サークル(隊)」活動計画(案)

<p><趣旨>：将来、社会人として地域社会の安心安全の要となる人間形成を目指します。そこで、消防士を希望する学生を中心に「九州共立大学『学生消防クラブ(隊)』」を結成します。</p> <p>目的は、将来、消防士を希望する学生を募り、地域コミュニティの安全・安心を構築する「九州共立大学『学生消防クラブ(隊)』」を結成し、学生時代から消防士に関する知識・技能・体力を培うとともに充実した学生生活をおくることを目指します。</p> <p>さらに、北九州市消防局や八幡西消防署及び八幡西消防署折尾分団、さらに、八幡西消防団第6分団等の指導を頂きながら、学生消防クラブ(隊)としての訓練・トレーニングを通して、地域社会の安心安全の要となる人間形成を目指します。</p>
--

表-2 訓練メニュー(案)

月日	訓練事項	講師(案)	備考
月日	結団式・消防の仕事について(説明)	北九州市消防局	交渉中
月日	規律訓練(年2回)	北九州市消防局	
9月	防火服着装訓練(年2回)	北九州市消防局	
9月	ホース搬送訓練(年2回)	北九州市消防局	
10月	消火器取扱訓練(年2回)	北九州市消防局	
10月	地震体験車(年1回) 学生消防クラブ(隊)の披露式	北九州市消防局	
11月	DIG(年1回)	北九州市消防局	
12月	救急講習会(年1回)	北九州市消防局	

<その他>

八幡西消防署折尾分団の模範演技と交流・訓練(計画案)

学生団員の自主訓練方法

毎週:水曜日5時間目に1時間訓練！（予定）

（3）九州共立大学「学生消防隊」結団式：表-3

日時：平成26年8月6日（水曜日）14:00～
場所：スポーツ学部A館401
日程内容 14:00～
会式の言葉（司会：古市，趣旨説明）
大学挨拶（九州共立大学事務局長）
北九州市八幡西消防署挨拶（予防課長）
学生代表挨拶（茅切正俊）
閉式の言葉
14:45～「消防の仕事について（説明）」：北九州市総務部人事課係長
質疑応答
クラブ員

6. 「防災講座」の試案

（1）日時：

（2）実施場所：九州共立大学自由が丘会館

（3）主催：福原学園3大学，北九州市危機管理課，八幡西消防署，

 共催：北九州市婦人会連合会，折尾東市民センター，折尾西市民センター，

（4）定員：100名，（5）受講料：無料

（6）対象：学生，八幡西区自主防災組織リーダー，各種団体リーダー

（7）講座内容（検討案）表-4

日時	テーマ・内容	担当講師
	「危機管理とは何か」	北九州市危機管理課（予定）：管理監
	「八幡西区」における緊急避難の心得	北九州市八幡西消防署
	「救急救命士」の役割	救急救命センター
	「東日本大震災を土木の視点から考える」 －災害対応を担う土木・建築界－	九州共立大総合研究所長
	「緊急避難時の事故防止への対応」	九州共立大学スポーツトレーニングセンター長：

	「地域防災体制の強化と支援」－無人機の活用－	九州共立大学共通教育センター講師
	「自主防災組織活動の在り方」	北九州市危機管理課（予定） 八幡西区自主防災リーダー
	「津波や高潮から身を守るには」	九州共立大学 総合研究所特別研究員
	九州共立大学の「避難所」指定に期待する	シンポジウム： 北九州市八幡西区長 八幡西消防署長 北九州市婦人会長 八幡西消防第6分団長

（8）留意点

＜留意点＞

地域の「自主防災組織」との連携は「市の危機管理課」の協力が必要である。

北九州市危機管理課，北九州市消防局，八幡西消防署，八幡西区「自主防災組織」，八幡西消防団第6分団，八幡西区自治会長，婦人会長，市民センター館長等との連携が必要である。

7. おわりに

本研究で本学は，地域の安心安全の拠点としての役割・機能を十分に果たす事ができる事が明らかになった。すなわち，広大な敷地，耐震化された校舎・体育館，広い駐車場，スポーツ競技場，日常も数千人規模の学生が利用する食堂2カ所等々が備わっており，「緊急避難所」としての役割機能を果たす事ができる。そして，その役割機能が果たせるように常日頃から緊急事態を想定しトレーニングしておくのが九州共立大学「学生消防隊」であると確信する。また，どのようにして「学生消防隊」を訓練するかの手順・手法の開発が見えてきた段階である。

さらに，地域住民や地域の自主防災メンバー対象の「防災講座」も開発できたので，今後，実施に向けて更なる研究・検討を図って参りたい。

参考文献

- 1) 社会教育審議会「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(答申)「第一部-2-(2)」, 昭和46 (1971)
- 2) 高井寛「生涯学習時代における大学開放—現状と課題—」教育学雑誌第24号 (1990) p46
- 3) 中教審答申「生涯学習の基盤整備について」(第2-2-(1)) (平成2年1月)
- 4) 大学審議会「平成5年以降の高等教育の計画的整備について」(答申), 平成3 (1991)
- 5) 生涯学習審議会「今後の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(答申) 平成4 (1992)
- 6) 生涯学習審議会「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申, 平成8 (1996)
- 7) 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(答申) 平成10年10月26日
- 8) 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」(答申)「【3】-2-(3)」, 平成12年11月22日
- 9) 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」(答申)「第2章-3-(2)」, 平成17年1月28日
- 10) 「改正教育基本法」平成18 (2006) 年
- 11) 「第2期教育振興基本計画」, 「施策21」 「COC構想」, 平成25年
- 12) (2014年12月17日, 下村博文文部科学相が政府の産業競争力会議の作業部会で明言. 2014年12月18日, 日本経済新聞に掲載)
- 13) 衆議院調査局「各委員会所管事項の動向—第187回国会(臨時会)における課題等—」平成26年10月
- 14) 「まち・ひと・しごと創生本部」内閣府
- 15) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」平成26年12月27日閣議決定, (まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第8条の規定に基づき)
- 16) 「教育再生実行会議」 「首相官邸 政策会議」 2015年6月11日 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/teigen.html>
- 17) 教育再生実行会議第3次提言「これからの大学教育等の在り方について」平成25年5月28日
- 18) 「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(第4次提言) 平成25年10月31日
- 19) 教育再生実行会議「『学び続ける』社会, 全員参加型社会, 地方創生を実現する教育の在り方について」(第6次提言), 平成27年3月4日

[研究報告]

2014年度リコンディショニングルーム活動報告と今後の展望

辰見 康剛¹⁾, 篠原 純司¹⁾, 有吉 晃平²⁾, 栗谷 健礼¹⁾, 中村 奈菜¹⁾

Reporting of 2014 Reconditioning Room Activities and Future Prospects at The Kyushu Kyoritsu University

Yasutaka TATUMI¹⁾, Junji SHINOHARA¹⁾, Kohei ARIYOSHI²⁾,
Takenori AWATANI¹⁾, Nana NAKAMURA¹⁾

Abstract

The Reconditioning Room (RCR) provides athletic training service to the student athletes at Kyushu Kyoritsu University. The RCR also functions as an internship site for the student athletic trainers who will be taking board certification exam for the Japan Sports Association. This article reported that the detailed function of the RCR for the student athletes as well as student athletic trainers. This article also described that the future prospects to provide better athlete care and better athletic training education for the students at Kyushu Kyoritsu University.

KEY WORDS : athlete care, training, education

1) 九州共立大学スポーツ学部
2) 大阪体育大学体育学部

1) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Sports Science
2) Osaka University of Health and Sport Sciences, School of Health and Sport Sciences

1. はじめに

九州共立大学リコンディショニングルーム（以下、RCRとする）では、学生アスリートを対象にスポーツ傷害相談を行っており、同時にアスレティックトレーナー（以下、ATとする）を目指す本学スポーツトレーナーコースの学生に対する実習活動も行っている。

この実習活動は日本体育協会公認ATの資格取得を目指す学生に対する養成カリキュラムである。そのため、スポーツ傷害相談は日本体育協会公認ATの資格を有する本学スポーツトレーナーコースの教員が行ない、学生トレーナーは教員の指示のもと補助活動を行っている。その補助活動の一つとして来室状況の記録を学生トレーナーが行っている。

来室状況の記録は、日々の来室者記録と初回来室時の記録、個々人の継続的な来室記録を行っている。これらの記録は、RCRの運営における傾向や課題の検討を行い、学生トレーナー教育および学生アスリートサポートを充実させるために重要な業務である。

本稿ではRCRの記録書をもとに、2014年度の来室状況と活動を報告し、今後の展望を述べる。

2. RCRでの活動内容

1) 学生トレーナー教育

本学には教員としてATが4名在籍しており、RCR内で現場実習を行っている。具体的な実習内容として外傷・障害の予防、スポーツ現場における救急処置、測定と評価、コンディショニング、アスレティックリハビリテーション（以下、アスリハとする）、組織の運営、教育などがあげられ日本体育協会が推奨する教育内容を実践している¹⁾。

また、本学には約30名の学生トレーナーで構成される学生トレーナー部CARE（Community of Athletic training and Reconditioning Expertsの略）のクラブ活動を行う場としても運営されている。CAREに所属する学生トレーナーもAT現場実習と同様に教員の指導のもとRCRでトレーナー活動を行い、日々の学習成果を実践の場で発揮している。

2) スポーツ傷害相談活動

RCRでは学生の実習活動の一貫として、学生アスリートを対象に、スポーツ傷害相談を行っている。

スポーツ傷害相談の対象は主に以下の3つである。

①擦り傷、切り傷、捻挫、打撲などの急性の怪我

②腰痛、膝の痛み、肩の痛みなどの慢性の怪我

③その他、スポーツで発生した怪我

スポーツ傷害相談では、怪我の評価を行ない、必要に応じて（又は学生アスリートの希望に応じて）以下の対応を行っている。

①近隣の医療機関の紹介

②怪我の救急処置

③競技復帰に向けたアスリハ

④スポーツ外傷・障害の予防のためのコンディショニング

競技復帰に向けたアスリハは、医療機関において医師の診断を受けたものが対象となる。そして、アスリハの内容はその医師の指示のもと決定されたプログラムを実施している。

3. 来室状況

2014年4月から2015年3月までの1年間にRCRを来室した学生アスリートの総数は413名（男性211名、女性202名）で、新規来室傷害件数は83件（男性51件、女性32件）であった。来室者総数を月別に分類すると6月が最も多く77件、次いで7月が67件、10月が64件であった（図1）。

新規来室時の記録内容は所属クラブ、学年、傷害部位、傷害分類、来室目的である。その他、主訴や受傷機転、理学所見などを記録している。新規来室の所属クラブはラグビーが最も多く18件（22%）、次いでバスケットが17件（21%）、陸上が12件（14%）であった（図2）。学年別新規来室件数は、1回生が30件、2回生が21件、3回生が25件、4回生が7件であった（表1）。

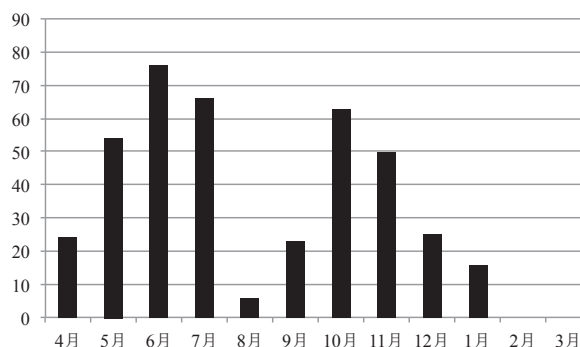


図1 月別来室者数

2014年4月から2015年3月までの1年間にRCRを来室した学生アスリートの総数を月別に分類した。

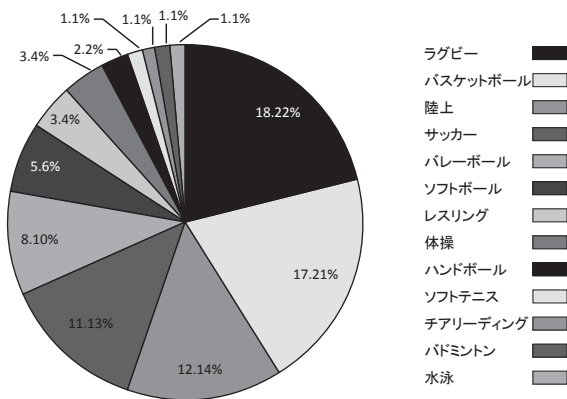


図2 新規来室の所属クラブ

新規来室の所属クラブを件数および割合で示した。

表1 学年別新規来室件数

	男	女	合計
1回生	19	11	30
2回生	11	10	21
3回生	15	10	25
4回生	6	1	7

傷害部位を上肢、下肢、体幹に分類し、手・手関節、肘関節、肩関節、足・足関節、下腿部、膝関節、大腿部、股関節、腰部、頸部に細分化した。その結果、下肢が最も多く、その中でも足・足関節が32%、次いで膝関節が30%であった(図3)。

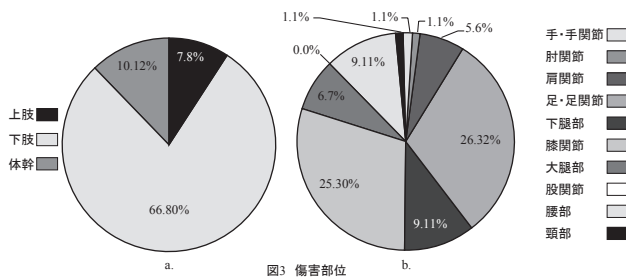


図3 傷害部位

a: 新規来室の傷害部位を上肢、下肢、体幹に分類して件数と割合を示した。
 b: 新規来室の傷害部位を手・手関節、肘関節、肩関節、足・足関節、下腿部、膝関節、大腿部、股関節、腰部、頸部に分類して件数と割合を示した。

傷害分類は外傷と障害に分類すると外傷が73件(88%), 障害が10件(12%)であった(図4)。新規来室の来室目的は、アスリハ、傷害相談、医療機関の紹介、救急処置、コンディショニングに分類するとアスリハが最も多く54件(65%)、次いで傷害相談が29件

(35%), 医療機関の紹介と救急処置、コンディショニングは0件であった(図5)。

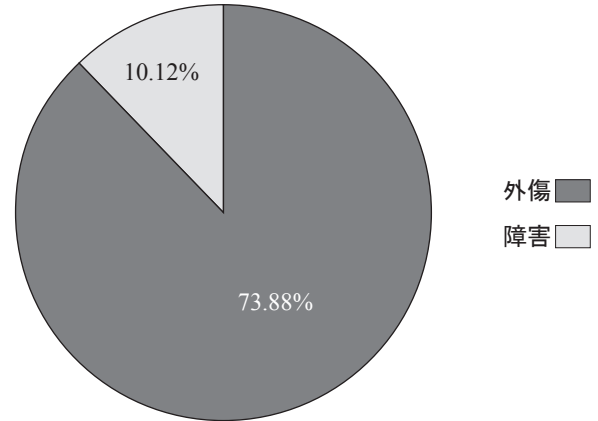


図4 傷害分類

新規来室の傷害部位を外傷、障害に分類して件数と割合を示した。

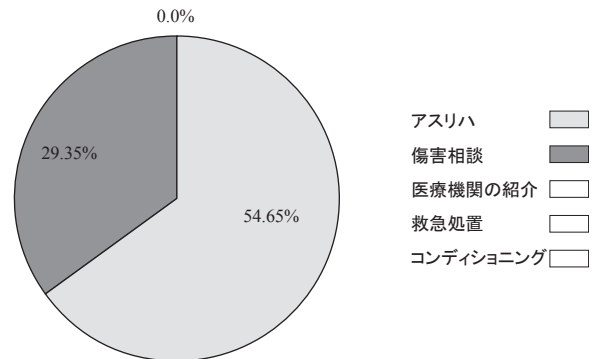


図5 新規来室の来室目的

新規来室の来室目的をアスリハ、傷害相談、医療機関の紹介、救急処置、コンディショニングに分類して件数と割合を示した。

4. 活動報告

学生トレーナー教育として、AT教員は学生アスリートが来室した際に情報収集、検査・測定、エクササイズ指導、救急処置などの補助を学生トレーナーに指示し、実践的な指導を行っている。この実習は、本学の学位授与方針にある「社会人として人と向き合えるコミュニケーション能力、および職業人としての基礎的な力を兼ね備える」ことに対して非常に重要な役割を担っている。

学生アスリートサポートとしての活動は、RCRの来室目的として最も多いアスリハの指導が中心である。

RRCRにおけるアスリハは、「医療機関における理学療法プログラムと同様のエクササイズの実施」あるいは「医療機関受診後にRRCRにてAT教員が作成したプログラムの実施」を行っている。アスリハは外傷後や発症後は医療機関への受診が基本となり、医師の診察結果から開始される¹⁾。また、医療機関内のみでなくスポーツ現場でのアスリハも、医師の医学的な判断を基に進行しなくてはならない²⁾。したがって、本学RRCRでは、競技復帰に向けたアスリハの対象を医療機関において医師の診断を受けたものとしている。傷害が不確定な状況では、適切かつ段階的なアスリハの提供が困難なため、学生アスリートにとって大きな不利益であるとともに、様々なトラブルを招く恐れがある。単に活動方針として伝えるだけでなく、医療機関の受診を促す理由を明確に学生アスリートに伝える努力が今後も重要となる。また、アスリハは半年以上にわたり行われることも少なくないため、夏季および春季休暇にまたがってアスリハを行う学生アスリートも存在する。夏季および春季休暇期間中のRRCRは完全予約制となっているため、休暇期間にまたがってアスリハを行う場合は、長期休暇前にセルフコンディショニングについて再度指導を行っている。

5. 今後の展望

2015年度は本学教員2名が日本体育協会公認AT資格を取得したことにより、日本体育協会公認ATが4名在籍することとなる。また、4名それぞれが、全米アスレティックトレーナー協会公認AT、鍼灸師、理学療法士、健康運動指導士など、多種の資格や免許を保有しており、様々な専門的視点での指導が可能となり、AT現場実習の充実度の向上が図られる。

そこで、以下の3点に関するシステムの構築が今後の重要な課題である。①「より多くの学生アスリートを受け入れられる体制作り」、②「医療機関との連携強化」、③「即戦力となる学生トレーナーの育成」。「より多くの学生アスリートを受け入れられる体制作り」には、AT教員の体制はもちろん、学生トレーナーの技能の向上は必要不可欠である。また、今後更なるサポート体制の強化を考えるのであれば、他大学のように専門職員の雇用も必要となる。「医療機関との連携強化」には、どのような連携方法を構築するのか模索しつつ、医療機関との良好な関係作りが重要となる。「即戦力となる学生トレーナーの育成」には、学びの機会を増やすことだけでなく、学びの質を向上させる

ことが要件となる。これらの課題は単年で解決できるものではないため、各年度において、対策を検討することがシステムの構築へと発展する。

また、2015年度に学生トレーナー教育において重要な行事が行われる。全国の学生トレーナーが一同に集う日本最大の学生トレーナー交流会である「学生トレーナーの集い」を、2015年3月に学生トレーナー部CAREを中心に本学において約600名の規模で開催する予定である。この「学生トレーナーの集い」は過去17回開催され、近年は約700名程度の規模で行われている。九州での開催は史上初であり、それを本学で開催できることは非常に名誉なことである。「学生トレーナーの集い」の開催という経験が、本学学生トレーナーにとって社会へ羽ばたく上で大きな糧となることを期待してやまない。

6. 参考文献

- 1) 山本利春 (2007) : アスレティックトレーナーの任務と役割, 河野一郎 (監修), 公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト1 アスレティックトレーナーの役割, 財団法人日本体育協会, 第1版, pp29-31
- 2) 小林寛和 (2007) : アスレティックリハビリテーションの概要, 河野一郎 (監修), 公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト7 アスレティックリハビリテーション, 財団法人日本体育協会, 第1版, p11

[研究論文]

現代高齢社会と戦後の小説
—安岡章太郎「海辺の光景」

高橋 啓太*

Contemporary aging society and a postwar novel
—Shotaro, Yasuoka. "Kaihen no Kokei."

Keita TAKAHASHI*

Abstract

The purpose of this paper is to read "Kaihen no Kokei.", the story written by Shotaro Yasuoka, as a text for consideration about contemporary aging society. The novel that has depicted emotion of a youth who lost his mother has been highly evaluated in a history of Japanese postwar literature, but discrimination against patients with dementia or mental hospital have been depicted in this novel. To read this novel would be helpful in knowing a history on the elderly issues, and we can find out the importance of reading Japanese postwar literary works on liberal arts education at university.

KEY WORDS : Japanese postwar literature, liberal arts education, aging society

はじめに

本稿は、現代高齢社会の問題を考えるためのテキストとして、文学史的にも有名な安岡章太郎「海辺の光景」(『群像』1959.11,12)を読むことを目的としている¹。議論に際しては、筆者が平成26年度の後期に本学で担当し、上記作品を取り上げた「総合教養基礎ゼミナールⅡ」の授業計画を参照する。

もっとも当該授業の目的は、高齢社会の問題を考えるために戦後の小説を読むことではなかった。後述するように、当初は「海辺の光景」を含めて4篇の小説を取り上げる予定であり、授業のねらいとしては戦後高度成長期の日本を振り返るといふ大きな枠を設定していた。しかし、授業開始後にスケジュールの大幅な変更を余儀なくされ、「海辺の光景」と深沢七郎「楢山節考」(『中央公論』1956.11)の二篇のみを扱うことになった結果、焦点は自ずと現代の高齢社会の問題を考えることへと絞られていった。

そうした意味では、本稿の問題意識は担当授業を基にしているが、授業内容の報告は目的ではない。授業を経て改めて「海辺の光景」を読み直し、人文学系の学部には所属していない学生に文学作品を読んでもらうための一つの視座を提供したいと考えている。

1. 当該授業の計画と変更

人文系の学部がない本学において、教育に文学作品の読解を取り入れることは、学生の興味関心という点から考えても、予備知識のなさという点から考えても困難なことである。もとより、文学研究を行うためには不可欠な文学史や文学理論についても、文学部の学生に対するのと同じように教授するわけにはいかない。

そこで筆者は、平成26年度後期開講の「総合教養基礎ゼミナールⅡ」で高度成長期に発表された文学作品数篇を取り上げ、希望に満ちた時代として振り返られることの多い高度成長期を別の視点から検討するために3篇の小説を取り上げることにした。右に掲げたのは、当該授業のシラバスである。

表1の「授業概要」欄にあるように、シラバス作成時の授業のねらいは「希望に溢れた時代として顧みられることが面での変化のみならず、生活スタイルや住環境など日本人の生活において多方面で劇的な変化があった時期であり、それまでの伝統的な環境や習慣が失われていった。そうした「喪失」の側面を視野に入れ、「戦後日本における近代と伝統の問題について考

表1 「総合教養基礎ゼミナールⅡ」シラバス

授業科目名 (Subject)	総合教養基礎ゼミナールⅡ Basic Seminar in Liberal Arts II				単位数	2
担当者	高橋 啓太 (Takahashi Keita)				専任	
授業形式	演習	科目区分	総合教養科目	履修学部	経済学部	
配当年次	1年生	開講学期	後期			
授業概要	映画『ALWAYS 三丁目の夕日』に代表されるように、戦後の高度成長期は希望に満ち溢れた時代として顧みられることが多い。だが、当時の文学テキストの中には、戦後をいば喪失の時代と捉えているものが少なくない。この演習では数篇の小説を取り上げ、戦後日本における近代と伝統の問題について考えてみたい。					
授業の到達目標	①問題意識を持って文学テキストを読み、分析することができる。 ②文学テキストを読解した結果をまとめ、口頭発表の形で報告できる。					
授業が重視する教育目標【◎特に重視 ○重視】						
1) 総合的な視野で自己分析し、社会や他者との関わりの中で問題意識をもって生きる力の涵養。						◎
2) 上記の問題意識に立って、自己実現と社会貢献に向けた具体的な目標設定ができる力の涵養。						○
3) 自らの知的な職業能力を開発し、意義ある職業選択と生涯にわたる学習・創造活動を可とする力の涵養。						○

え」ることであった。

第5回目までの授業は、作品を読む前の予備学習に費やした。第2回の授業では、三種の神器と呼ばれる家電製品の登場や、産業構成における第一次産業比率の激減など、高度経済成長期における日本社会の変化について、正村(1993)を参照しながら解説した²⁾。履修者が3名のみであったことも考慮し、第3-5回目の授業も口頭発表の仕方などについて時間をかけて解説した。そして、第6回目から「楢山節考」、「海辺の光景」、藤枝静男「一家団欒」(『群像』1966.9)の順に読解及び学生による口頭発表を予定していた。しかし、深沢七郎「楢山節考」の発表を担当する予定であった学生が数回続けて無断欠席をしてしまい、さらに、他の学生も部活動やインフルエンザなどの理由で相次いで欠席するなどの事態もあり、「一家団欒」を扱う余裕はなくなった。結局、「海辺の光景」についての口頭発表を先に行い、「楢山節考」の発表担当の学生が終盤になってようやく出席してきたため、最後の2回の授業の中で口頭発表を行った。

以上のように、授業計画は狂ってしまったが、結果として、高齢社会の問題を考えるというより限定されたテーマに基づいて「楢山節考」と「海辺の光景」を読むことができた。そうした意味では、教養科目の授業の中で文学作品を取り上げる試みを実践することができたといえる。

本稿では取り上げないが、深沢七郎「楢山節考」も高齢化について考えるに値する小説である。同作は江戸時代の信州の山村を舞台にし、村の食糧確保のために老人を山に遺棄するという棄老伝説をモチーフにし

ている。主人公のおりんは69歳にして心身ともに健康であるが、70歳になると「楢山まいり」(棄老のこと)に行かなければならないという村の掟に従い、自ら歯を折り、息子の辰平に背負われて山に遺棄される。発表当時からこの作品は文壇で大きな反響を呼び、木下恵介や今村昌平によって映画化された。近年では、小坂(2004)が報告しているように、福祉系の学生に対する専門教育の中で、文学研究とは全く異なる視点からこの小説を取り上げた例も見受けられる³⁾。

2. 「海辺の光景」の文学史的位置づけ

本節では、「海辺の光景」のあらすじと文学史的評価を確認しておきたい。同作は、東京にいる浜口信太郎が認知症を患い高知の病院に入院している母・チカを父・信吉と共に見舞い、チカの最期を看取るまでの九日間を描いている。安岡自身が母親を亡くしたときの経験に基づいた小説である。作中では、信太郎がチカと一緒に暮らしていた戦中や軍隊の獣医であった父が復員してきた戦後の生活など信太郎による回想が断片的に挿入されており、病院にいる現在の時間が寸断されている。

回想場面を通して語られるのは、チカが信吉を嫌悪していたことである。例えば、「ちょうど満州事変がはじまって間もないころ」の回想では、「御用聞が「おたくの旦那は軍人さんですってね」と問いかけた」のに対して、「(獣医だ)と信太郎は答えようとして、コタツの下から母の手で足をギュッとつかまれてしま」い、その後に「そのとき母の羞恥心が端的に息子の心にのりうつった」と語られている。また、これより前の部分では「父のすることなすことは、食べ物のみから職業のえらび方まで一切合財、ことの大小にかかわらず、みな好ましくないものとして教えこまれてきた」とも書かれている。

戦後の信吉の復員は、母子密着の関係にあったチカと信太郎を経済的な問題に直面させる。「信太郎と母とは、父親の帰還ではじめて敗戦を迎えたわけだった。それまで彼等は、何の根拠もなしに自分たちは月給でくらしで行けるものだと考えていた」が、信吉は無職となり、養鶏を試みるが失敗に終わる。チカは「近所となりの洗濯物にアイロンをかけることから、闇物資のブローカーの手伝い、家の一部を美容師兼マッサージ師に貸して自分も客の頭髪を洗ったり、怪しげな手つきで肩や腰をもんだり、等々」を試みるが、「どれもウマく行くはずはなく、生活は極めてあやうかつ

た」。また、当初は叔父から借りていた東京の借家の家主が替わり、「信吉たち一家は、家屋不法占有で告訴され」てしまう。その後、信太郎は東京に一人東京に残り、信吉とチカは信吉の郷里である高知に移住する。そして、移住と前後して、チカの言動に異常が見られるようになる。

江藤淳は『成熟と喪失—「母」の崩壊—²⁾の中で、以上のような「海辺の光景」の展開について、次のように述べている。

つまり「恥づかしい」夫=父は、それにもかかわらず信太郎母子の小宇宙を支える秩序の基礎であり、したがってひとつの権威であった。だがこの秩序と権威がやがて崩壊する。それは正確にこの主人公が強いられた「成熟」の最初の段階、あるいは彼と母親との内密な世界の喪失の第一歩である⁴⁾。

江藤はこの著書の冒頭で、敗戦によって父の「権威」が「崩壊」したという物語によって戦後日本の近代化を捉え、それにより「日本の母親と息子」の「ほとんど肉感的なほど密接な関係」が失われていったと述べている。そして、そうした「喪失」の一部始終を描いたテキストとして「海辺の光景」を取り上げているのである。

チカが亡くなった後の信太郎について、江藤は「「自然」のなかでではなく「社会」というもののなかで、つまり人と人とのあいだで生きて行かなければならぬことを自覚しなければならなかった」と述べ、息子が母子密着の関係性から離脱することを「成熟」と呼ぶ。しかし、「人と人とのあいだで「自由」に生きるとはどういうことであるか」を体現した「主人公を、今日にいたるまで私はまだ安岡章太郎氏の小説のなかに見出すことができない」とも述べており、あくまでも母子密着の「内密な世界」の「喪失」までを描いた作品として「海辺の光景」を位置づけている⁴⁾。

「海辺の光景」が発表されたのは1959年であり、日本は高度経済成長期に突入していた。江藤は、父の「権威」の「崩壊」と母の「喪失」によって人は「成熟」という物語を敗戦後の日本のメタファーとして設定し、経済成長していく戦後日本を別の側面から捉えようとした。この作品は母親を亡くした安岡自身の経験を基にした作品であるが、江藤は戦後日本における「成熟」と「喪失」の物語を「海辺の光景」に当てはめた。そのことにより、「海辺の光景」の文学史的な

評価は確立したのである。

3. 「海辺の光景」読解のパースペクティヴ

「海辺の光景」では、語り手が信太郎に焦点化している。そのため、自ずと信太郎の独白が作品の叙述の中心となっている。作品の末尾では、チカが亡くなり病院を出た信太郎が「波もない湖水よりもなだらかな海面に、幾百本ともしれぬ杵が黒ぐると、見わたすかぎり眼の前いっぱい突き立っていた」光景を目にして、「歯を立てた櫛のような、墓標のような、杵の列をながめながら彼は、たしかに一つの“死”が自分の手の中に捉えられたのをみた」。母親を亡くした信太郎の心理が風景に投影されているわけである。

江藤に限らず、他の「海辺の光景」の先行論でも、信太郎の心理に注目したものがほとんどである。例えば、「戦争を通った後の青年の一種の感受性の悲劇みたいなもの」⁵⁾が作品全体を貫いていると述べる亀井勝一郎、「世人の迷信すらも母の死と結びつけて感得している信太郎の立像にこそ、虚無の果ての亡母への憧憬と人生の約束が託されているのである」⁶⁾と指摘する村松定孝、「安岡は私小説的手法を通して自己の〈青春〉を覆いつくした戦中と戦後の一体化という独創的な困難な作業に挑み、青春を内部深くから客観化しようとする」⁷⁾と論じる佐藤昭夫、「病院への隔離による排除を余儀なくされた母親の最後を看取するという外形的な出来事の継起の内で、おそらく心性としての〈母殺し〉を信太郎はその基底から形成している」⁸⁾と指摘する杉本優など、同時代評から比較的近年の論考に至るまで枚挙に暇がない。

だが、回想場面も含めてチカが錯乱していく様子を描いているこの作品は高齢社会の問題、より限定して言えば、認知症を描いているといえる。後述するように、チカが「老耄性痴呆症」であることも作中で示されている。

回想場面の一つである東京の借家を出る前後のエピソードからも、チカの「痴呆症」の症状は明らかである。信吉とともに高知に移住することになったチカは、出発当日の朝になって、「小型のワニ革のスーツ・ケース」を紛失したことに気づく。東京に残る信太郎が「警察や、国電と私鉄の乗り換え駅など、きのう母親がたどったと思われる路で、心当りの場所を一つ一つたずねながら、カバンの行方を探索したが、やはりどこにも見あたらず、手掛りになるようなことさえつかめなかった」。結局、「スーツ・ケース」はチカが借家

に置き忘れており、隣人がそれを預かっていた。また、「それから三ヶ月ばかりたった或る日」、信太郎はチカから「ひどく曲った大小ふぞろいの字が、封筒の上いちめんに散らばっており、切手は裏面の封をとじた合せ目に貼ってある」手紙を受け取る。「封を切ると、ほとんど白紙のままのものや、二三字書いただけでクシャクシャに消したり、デタラメにインクをなすりつけただけのような字が並んでいるレターペーパーが出てき」て、「わたくしはこの間キチガイ医シャのところへ行つてまゐりましたが べつにどうといふワルイこともないやうです」「伯母さんはとてもワルイワルイ ひとです まい日オコリどほして この間もマキをもつてわたしを追ひかけてきました」と書かれていた。

信太郎はこのような手紙を書いたチカの状態をさほど深刻なものとは考えていない。チカからの手紙と同時期に届いた信吉の手紙を読むと、「結構、伯父たち夫婦とも仲良く暮らしている様子で、母についてはただ、「この頃は錯覚に悩まされること多く、はたからも見兼ねるほどに候」と書かれていたのだが、「母と父と、どちらの手紙が本当なのか、信太郎にはわからず、「どちらを読んでも憂鬱な心もちにさせられる」だけである。当時はまだ認知症に対する認識がさほど深まっていなかったという理由もあるだろうが、「海辺の光景」では、チカの錯乱は「狂気」として捉えられている。そして、先に紹介した先行研究でも作中での見方はほとんど相対化されていない。その理由は、「海辺の光景」が信太郎の「成熟」をめぐる青春小説として読まれてきたためである。

だが、「1. 当該授業の計画と変更」の冒頭で述べたように、人文系の学部には所属していない学生に対する授業で文学作品を取り上げる場合、旧来の文学史的な評価を踏襲し、教養として文学作品を読むだけでは生産的とはいえない。「海辺の光景」に関していえば、現在であれば主題的に描かれるであろう認知症や高齢者介護の問題が描かれていないことの問題を考えるなど、現代社会に引き付けた読解が必要になるとと思われる。また、信吉・チカ・信太郎という家族の形態、つまり、核家族という家族形態が高度成長期に増加していったことを踏まえて読むこともできる。国立社会保障・人口問題研究所の人口統計資料によると、全世帯に占める核家族の割合は1955年には59.6%、1960年に60.2%、1970年には63.5%と高度成長期に増加していった¹⁰⁾。石原(1989)のように、核家族という家族形態の問題を考慮しながらチカと信太郎の母

子関係を論じることも可能であろう¹¹⁾。

次節では、有吉佐和子の『恍惚の人』を参照して、認知症の描かれ方が戦後の文学の中でどのように変化しているか確認したい。

4. 作品の読解と高齢者福祉

実は「海辺の光景」においても、チカの「狂気」が病気であることは明確にされている。高知の病院に駆けつけた信太郎は、チカの症状について医者と話している。

母のかかった老耄性痴呆症とは、どんな病気を訊いてみた。

「さア、われわれにも良くは、わかりません」
医者は腰に手をあてて、長身の体軀をそらせるように云った。「とにかく戦後、増えましたな、こういう病人が……」

身体の各部は健全なのに、脳細胞だけが老衰する。医学が発達して人間の寿命がのびるにしたがって、この種の患者が多くなった。現在ではアメリカでもっとも多く見られる病例である。と、そんなことを話した。

現在では、「痴呆症」という呼称は患者に対する侮蔑的な意味合いを持っているとされ、認知症という名称が用いられていることは周知の通りである¹²⁾。認知症をめぐるのは介護はもちろん、昨今では詐欺被害や徘徊による事件事故などの問題も大きく報道されている。しかし、「海辺の光景」の中では、チカの「痴呆症」の症状は主題的に扱われてはいない。その一方、信太郎以外の人物も含めて、チカが入院している病院や患者への差別的な言動が散見される。チカが入院しているのは、永楽園という精神病院である。一年前、チカを入院させるために信吉らとともにタクシーに乗った信太郎は、運転手に病院名を言うのをためらい、ようやく「耳もとでささやくように云った」。運転手は「エイラクエン？」と「大声で問いかえし」、「ははア、これでっか」と、自分の頭を指した手を空で二三度ふりまわした。

杉本（1998）が指摘するように、この作品には精神病院や精神病患者に対する差別的な言動が随所に確認できる¹³⁾。他の箇所でも、信太郎やその他の作中人物による精神病や患者に対する差別的な言動が見られるが、精神病院自体も患者に対して劣悪な環境である。

永楽園の看護人の男は、信太郎に「医者も看護人も、ただ居るといっただけで、きわめて無責任であること、ことにあの病棟はどうにも手のほどこしようのないと思われる患者だけが収容されるために、放りっぱなしにされていること」を告げている。川嶋至は作中での精神病院の描かれ方を踏まえて、1970年に大熊一夫が『朝日新聞』紙上で連載した「ルポ・精神病棟」³⁾に言及し、「あの看護人の男が訴えた永楽園の実態は現今（1970年当時）の悲惨な日本の精神病院のそれに近いものだった」¹⁴⁾（括弧内引用者）と指摘している⁴⁾。精神病院であるため、若年の患者も入院しているわけだが、チカのような高齢の認知症患者も劣悪な環境下に置かれていたのである。

「海辺の光景」を読むと、当時は認知症患者も含めて精神病院に入ることは珍しいことではなかったことがわかる。永楽園の医者は、「母のような病気にかかっている者が全国でどれぐらいいるものか」と質問した信太郎に対して、「それがサッパリわかりませんですよ。外国の場合だと、老人だろうと何だろうと、すぐに入院させるのですが、こちらは家族主義というか、個人主義思想の徹底がたらんというか、たいていは家へ置いて外へ出さんようにしますからね。ことに病気の性質から云って年寄りが多いものですから」と答えている。文脈からいって、「痴呆症」の患者を「入院させる」病院とは精神病院を指していることは間違いない。

「海辺の光景」より10年以上後に刊行され、認知症高齢者の介護を主題とした有吉佐和子『恍惚の人』¹⁵⁾5)の中にも、精神病院への言及がある。この長篇は、主人公の立花昭子が義理の父親で認知症になった立花茂造の介護に忙殺されていく様子を描いている。自宅での介護に疲弊した昭子は、茂造を施設に入れることを考え、「老人福祉指導主事」に相談する。この主事は「東京都民政局の発行による「老人ホーム利用案内」のパンフレットを持参しており、そこには「低所得者のための養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、それから有料老人ホームと四種類」が紹介されている。昭子は、各施設の利用資格や費用を確認していくが、どの施設にも茂造を入所させられそうにない。茂造の介護の大変さを訴える昭子に対して、「老人福祉指導主事」は「立花さん、老人性鬱病というのは、老人性痴呆もそうですが、老人性の精神病なんですよ。ですから、どうしても隔離なさりたいなら、今のところ一般の精神病院しか収容する施設はないんです」と言う。1970年代前半になっても、認知症の高

齢者を受け入れる環境はこのようなものであったということがわかる。

この作品には、「はっきり分かったのは、今の日本が老人福祉では非常に遅れていて、人口の老齢化に見合う対策は、まだ何もとられていないということだけだった」という昭子の認識を通して、当時の国による福祉対策の遅れが指摘されている。また、有吉自身も「私は最初から、老人問題は他人ごとじゃない、子供でもいつか年寄りになる。まして私たちはもうじきなるというふうなことは、テーマとして繰り返し入れておきたいと思ったんです」¹⁶⁾と『恍惚の人』執筆の意図を述べている。

安岡には、「海辺の光景」執筆に際して「老人問題」を取り上げようという意図はなかった。安岡にあったのは、「これを書くことによって、心の中に欠落している何かを突き止めようという野心めいたものがあり、その欠落したものを、最後の干上がった海の底から突き出してくる黒い棒状の行列の場面と照合させたいという、いわば芸術的な意図」¹⁷⁾であった。安岡はその後に「そうした野心や意図は消えて行き、ついにはこれまで自分の生きてきた人生の一断片といったものを追うだけになってしまった」と続けているが、いずれにしても母親の死という「人生の一断片」を題材にした作品であることがわかる。

しかし、安岡の執筆動機が有吉とは異なり、また、『恍惚の人』から時代をさかのぼるとはいえ、チカを精神病院に隔離したという選択について、信太郎にほとんど逡巡がないことには注目しておいてよいだろう。「海辺の光景」では主題的に描かれていない認知症患者とその介護をめぐる環境や認識という側面に注目することで、高度成長期の日本社会における高齢者福祉の状況を垣間見ることができる。

おわりに

本稿で試みたのは、文学史的には青春小説として読まれてきた「海辺の光景」を別の角度から読み直すことである。それは、文学への関心が高くない（あるいは全くない）学生が大学の授業において文学作品を読む意義を見出したいがためであった。認知症患者や高齢者福祉の問題は現代日本で大きく取り上げられており、そうした問題が過去にはどのように認識されていたのか知るための題材として、「海辺の光景」を読む余地があるだろう。

強調しておきたいのは、上記のような視点から「海

辺の光景」を読解する目的は、当時における高齢者の扱いや病気に対する認識を単純に批判することではないということである。もちろん、時代の制約があるからといって、差別的な表現や描写を不問に付してよいわけではない。だが、作品の差別的な面を批判するだけでは、高齢社会の問題を考えることにはならない。人文系ではない学部生に対する教育としては、かつての日本における高齢者福祉の状況を理解し、現代に至るまでに認知症という病気への認識や高齢者介護のあり方がどのような変化していったのかを考えることが必要であろう。その教育の端緒として、「海辺の光景」を読むことは有益であろう。

ただその一方で、従来の文学史的な評価を無視してよいわけではない。なぜなら、文学作品の受容や評価のあり方をまず把握し、そのうえでこれまで見過ごされてきた要素や評価の問題点を発見していくという過程を通して、学生は物事を多角的に捉える視野の広さ、あるいは問題発見能力を養うことができるからである。それは、全学的に展開されている大学の教養教育科目が果たすべき重要な役割である。「海辺の光景」についていえば、「痴呆症」の患者が増加しているという医者の話や精神病院の環境の説明が盛り込まれているにもかかわらず、文学史的には母を「喪失」する息子の青春小説として読まれてきたという事実を踏まえることで初めて、別の角度からの分析・考察の余地を見出せるのである。

高齢社会の問題に限らず、社会問題を考えるためには制度・政策の検証、データの分析など実証的な調査が必要であることは言うまでもない。だが、ある問題について具体的な分析・考察を行う前段階として、まずはその問題に興味関心を持つことが必要である。高齢社会の問題に限らず、一般教養科目の中で小説というフィクションを読むことは、学生の視野を広げ、社会問題に対する興味関心を引き出すための有効な行為となり得るはずである。

注

- 1 本稿における「海辺の光景」の引用は、安岡(1986)に拠り、ルビは省略した。
- 2 同書は、1962年に河出書房新社より刊行された。
- 3 同連載は、のちに『ルポ・精神病棟』(朝日新聞社、1973)として刊行された。
- 4 川嶋(1970)の引用は、参考文献9)日本文学研究資料刊行会編(1983)、p.42に拠った。また、先述の阿部ら(1960)、村松(1969)の引用もそれぞれ

れ、同書p.22, p.53に拠った。

5 『恍惚の人』の引用は、有吉（1972）に拠った。

参考文献

- 1) 安岡章太郎（1986）：安岡章太郎集5. 岩波書店.
- 2) 正村公宏（1993）：図説戦後史. ちくま文庫, p.224, p.280.
- 3) 小坂淳子（2004）：「老人福祉論」の授業における二つの試みと考察—高齢者・障害者への観察力・想像力をはぐくむ—. 創発 大阪健康福祉短期大学紀要, (2), 21-41.
- 4) 江藤淳（1993）：成熟と喪失—「母」の崩壊—. 講談社文芸文庫, p.20, pp.33-34.
- 5) 阿部知二, 他（1960）：創作合評. 群像, 15 (1), 255-267.
- 6) 村松定孝（1969）：安岡章太郎—『海辺の光景』を視座として—. 国文学 解釈と教材の研究, 14 (3), 57-61.
- 7) 佐藤昭夫（1989）：『海辺の光景』（安岡章太郎）. 国文学解釈と鑑賞, 54 (6), 73-75.
- 8) 杉本優（2006）：安岡章太郎—「海辺の光景」. 国文学解釈と教材の研究, 71 (2), 65-72.
- 9) 日本文学研究資料刊行会編（1983）：日本文学研究資料叢書 安岡章太郎・吉行淳之介. 有精堂. 上記5),6)及び下記14)所収.
- 10) 国立社会保障・人口問題研究所（2014）：家族類型別世帯数および割合：1920～2010年. 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ, http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2014.asp?fname=T07-11.htm, 2015年7月5日入手.
- 11) 石原千秋（1989）：母・家庭・性の変容. 講座昭和文学史4, 有精堂, 17-30.
- 12) 「痴呆」に替わる用語に関する検討会（2004）：「痴呆」に替わる用語に関する検討会報告書. 厚生労働省ホームページ, <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1224-17.html>, 2015年6月25日入手.
- 13) 杉本和弘（1998）：「海辺の光景」論—幻想としての〈母〉. 国際関係学部紀要, 20, 131-144.
- 14) 川嶋至（1970）：安岡章太郎私論. 群像, 25 (9), 234-249.
- 15) 有吉佐和子（1972）：恍惚の人. 新潮社.
- 16) 有吉佐和子, 平野謙（1972）：老いについて考える. 有吉（1972）付録, p.5.
- 17) 安岡章太郎（1986）：後書. 安岡章太郎集5, 岩波書店, p.470.

スカイプを用いた英語個別指導の学習効果と学生の反応

永松 美保*

A Study of the Effectiveness of One-to-one English Lessons via Skype and Students' Responses to Them

Miho NAGAMATSU*

Abstract

Nowadays, thanks to the development of electronic communication systems, we can not only talk with others who are in faraway locations but also see their faces while we talk. Skype is one such system. Some companies have begun to run English conversation schools through the Internet, using Skype. Instructors at these schools usually teach students one-to-one for an agreed period at a cheaper tuition rate than at offline English schools, and students can take lessons wherever they are so long as they have an Internet-connected PC or a smartphone. Due to these advantages, studying English via Skype has gradually become more widely accepted at tertiary educational institutions. The author thinks that this teaching method effectively accustoms students to English pronunciation and improves their spoken English ability, while also enhancing their motivation to study. In 2014, she adopted it in her English communication classes at Kyushu Kyoritsu University. In this paper, she reports how successful it has been in improving students' motivation to study English and how they have reacted to it.

KEY WORDS : English Teaching, Student-centered English Study

*九州共立大学共通教育センター

*Kyushu Kyoritsu University, Career and General Education Center

はじめに

近年の急速な通信網の発達で様々な電子機器を用いて、遠距離にいる者と容易にコミュニケーションができるようになった。そうした通信網の発達の恩恵を受けて、テレビ電話のようなスカイプも質の向上と共に、ビジネスにも活用されるようになった。スカイプを用いた国境をまたいで社内外の会議もその1つであり、また近年ではスカイプを用いた英会話事業も展開されるようになった。スカイプ英会話の歴史はまだまきわめて浅いものである。世界でインターネットを用いた英会話の学習が始まったのは1997年頃のこと、日本で開始されたのは2000年だということである¹。現在、英会話スクール受講者が作成した資料によると、日本にスカイプ英会話スクールは約163校存在している²。

徐々に浸透してきたスカイプ英会話であるが大学に導入されたのは、2010年頃である。2010年頃に京都大学大学院、京都産業大学、流通科学大学に導入されている³。2014年11月には、東京大学でも導入されることになり、次第に大学に広まってきている⁴。

スカイプ英会話を大学に導入するという歴史は浅く、大学によってもその導入の仕方は大いに異なっているが、筆者自身が本務校の講義の一部に導入することによって、個別指導によるオンライン教育のもたらすメリットは非常に大きいものだとことを実感した。実際、イランの S. ヨーセフィ (Samaneh Yousefi) は、スカイプなどのインターネットのソフトウェアが、“authentic, student-centered, communicative activities”⁵ を提供できると指摘し、その効果についてこれまでの教授法との比較を行っている。たしかに導入に費用が掛かるということと講師(業者)の資質を見極める必要があるという難点があり、また実際に使える英語を習得するにはかなりの受講時間数が必要である。しかしながら、スカイプ英会話を授業に組み込むことで、日常生活ではほとんど英語を使用することがないという状況で英語を学習している学生達に実用的英語学習への学習動機を与えることができると思う。そのことは、学習後の学生へのアンケート調査から読み取ることができる。

本論で扱うスカイプ英会話学習とは、スカイプを用いて行うマンツーマン形式の英会話学習のことに限定する。いわゆるテレビ会議方式、多数対多数、一人の講師対多数の学生という学習方式は対象としない。あくまでも、一人の講師が一人の学生を30分ほど指導

する授業形態に焦点を置き、個々の学生が必然的に英語を話さなければならない状況になるマンツーマンの学習に限定する。

この方式の最大のメリットは、「学生が主体となり、実際に英語話者講師と30分程自分のレベルに合わせて英語を話すことができる」ということだと思う。

本論では、昨年度、本務校の一部の英語講義において導入したスカイプ学習からこの種の指導法の有効性を考えてみる。

1. 九州共立大学での事例研究と対象学生の英語力等について

九州共立大学の学生達の英語力は平均的大学生の英語力よりも低く、学部特性上、学生達は英語学習にそれ程の意欲を抱いていないと思われる。今回、そうした学生達に半年間、或いは、1年間スカイプを利用して英語話者による個別指導を受講させ、彼らの英語コミュニケーション力と実用的英語学習へのモチベーション向上をはかろうという試みを講義と連動させて行ってきた。半年間、1年間といっても大学の講義は、90分講義が前期15回、後期15回であり、そのうちの各13回25分という限られた時間をそうした指導に充てているので、コミュニケーション力の向上には直接的に至らないだろうことは予想できるが、一定期間、学生達が英語話者による個別指導を受講することで次のステップに繋がれば良いとの期待を込めてこうした取り組みを行った。筆者自身、講義でのスカイプ利用は初めての試みであり、多くは英語を不得意とする学生達も初めてこうした講義を受講している。

1.-1. 対象学生：九州共立大学スポーツ学部2年生、英語Ⅲ、Ⅳ、コミュニケーション受講者(55名[男子38名、女子17名]、2クラスに分割)

学生達の多くは、中学校レベルの基本的文法事項を習得できていなかったり、中学校で学習する英単語を理解できていない。また、出身高校が普通科ではない学生も多く存在しており、学生の一部は普通科の高校生が高校で学習する文法事項を学習していないという現実がある。本来なら、自学学習において行うべき個別指導であろうが、学生達の英語学習への意欲や英語力を鑑みると、英語話者からの個別指導中での教員サポートの必要性、及び、強制的に行わないと取り組まないということが考えられ、講義の一環として行った。

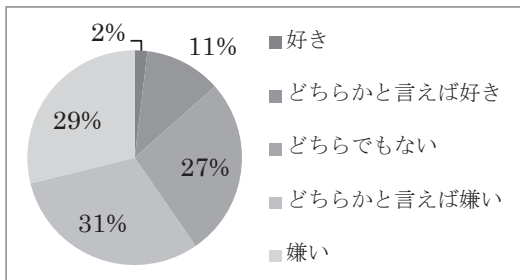
2. 使用教材と指導内容・方法

九州共立大学では、英語講義においては共通テキストを採用しているため、コミュニケーションクラスの統一路線を逸脱しない範囲で講義ではスカイプレッスンを導入した。指導内容としては、共通テキスト内の一部のダイアログを用いて、発話・発音指導、穴埋め問題等を英語話者講師からの個別指導で行うと共に簡単な日常会話の指導も行った。

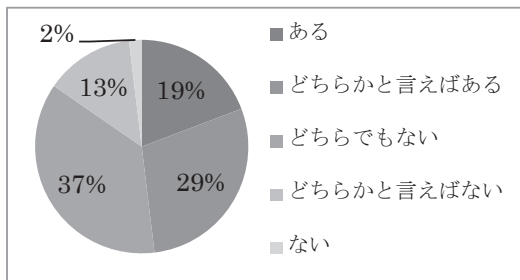
学生には、彼らの英語力を鑑みて本来なら講義では使用を許可していないスマートフォン、及び、パソコンでの英単語検索も許可して、個別指導に臨ませると共に、援助を求める学生には担当教員が時々英語話者講師とのコミュニケーションが上手く取れるように手助けをした。

3. 4月初回講義でのスカイプを用いた個別指導への学生アンケートの結果 (52名回答)

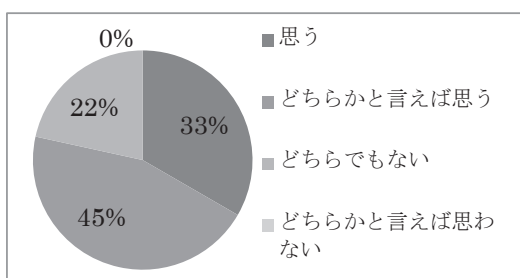
1. 貴方は、英語が好きですか



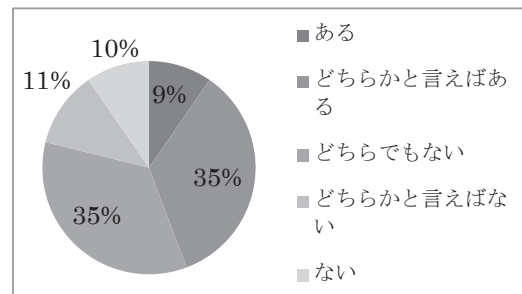
2. 今まで英語を学んできて、貴方は英語に対して抵抗感がありますか。



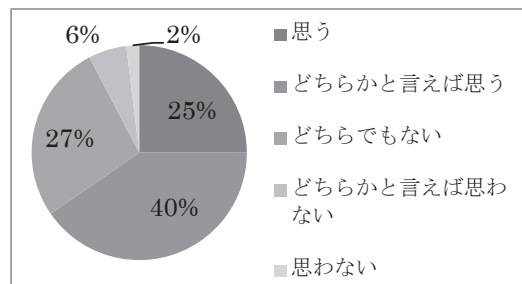
3. 交通網の発達で、世界が身近になってきています。21世紀を生きるのに、将来、貴方は英語運用能力が必要だと思いますか。



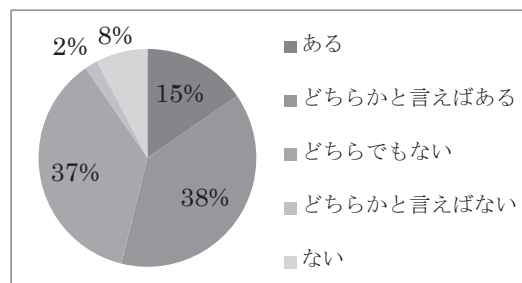
4. 貴方は英語圏の国々、或いは、その文化に関心がありますか。



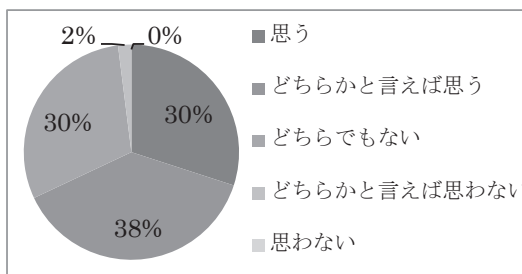
5. 貴方は英語で意思疎通ができるようになりたいと思いますか。



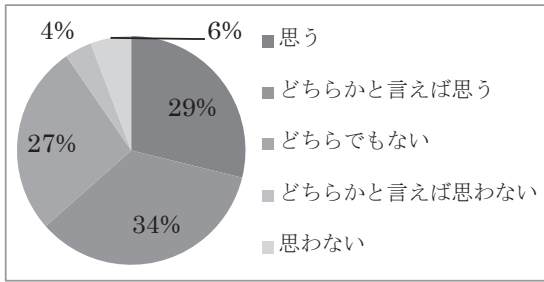
6. この講義では、スカイプを利用して英語話者による英語の個別指導も行おうとしています。貴方はこうした講義形式に関心がありますか。



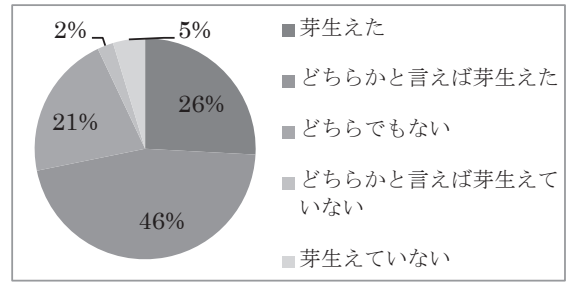
7. スカイプを利用した英語の個別指導は、実用的英語能力を習得するのに有効だと思いますか



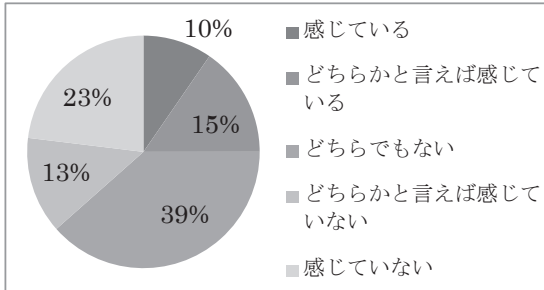
8. スカイクを利用した英語の個別指導で、貴方は少しでも実用的英語能力を向上させたいと思いますか。



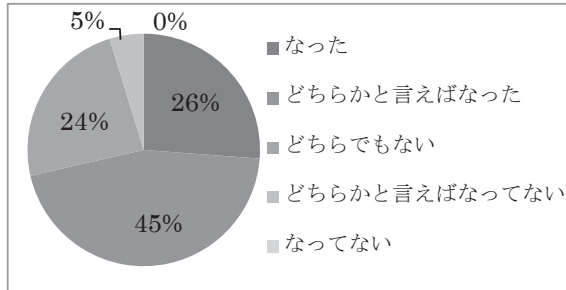
2. 今までスカイクレッスンを受講してきて、貴方は英語に対して関心が芽生えましたか。



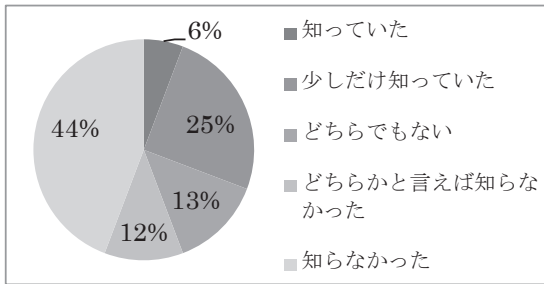
9. 英語を話すことに慣れていない人が多いと思いますが、貴方は英語を話すことを恥ずかしいと感じていますか。



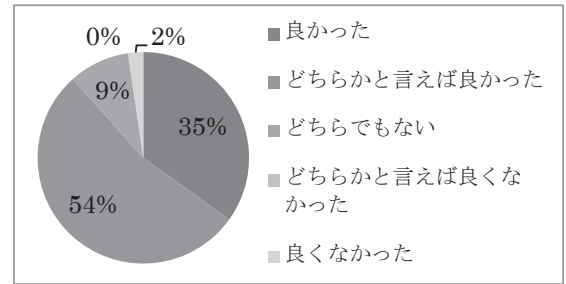
3. スカイクレッスンを受講後、貴方は英語で意志疎通ができるようになりたいと思うようになりましたか。



10. スカイクを利用して、英語話者の口の動きを見たり、真似たりして、発音指導等を受けられるレッスンの存在を知っていましたか。

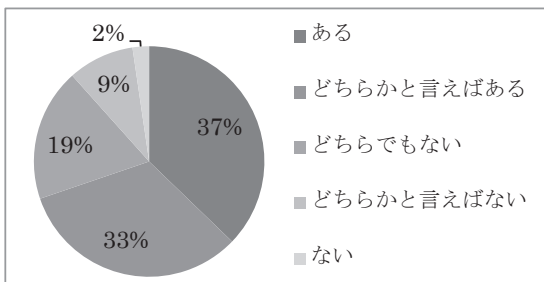


4. この講義では、スカイクを利用して英語話者による英語の個別指導も行ってきました。貴方はこうした講義形式は良かったですか。

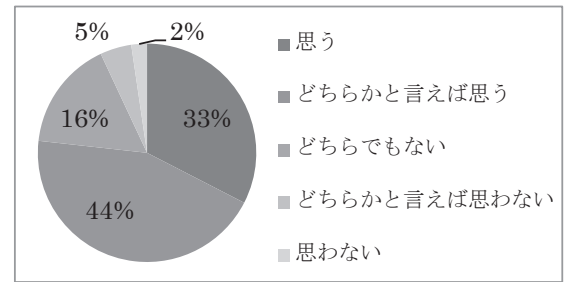


4. 前期終了時(13回受講時)のスカイクを用いた個別指導への学生アンケートの結果(43名回答)

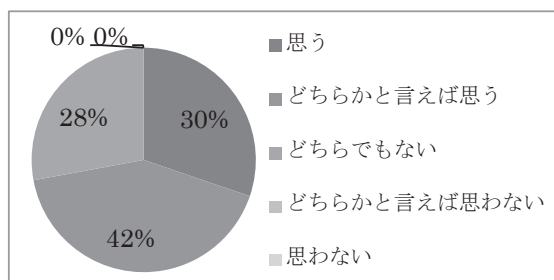
1. スカイクレッスンを受講後、貴方の英語に対する関心に変化がありますか。



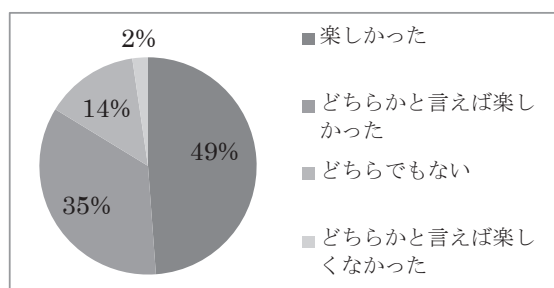
5. 半期、スカイクを利用した英語の個別指導を受講して、こうした個別指導は実用的英語能力を習得するのに有効だと思いますか。



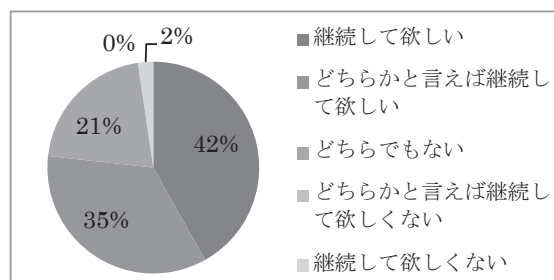
6. スカイプを利用した英語の個別指導を受講して、貴方は少しでも実用的英語能力を向上させたいと思いますか。



7. スカイプレッソンは、楽しかったですか。



8. 今後もスカイプレッソンを継続して欲しいですか。



5. スカイプレッソンについての学生の感想

[前期終了時]

* 肯定的意見

- 1) もっと英語が話せるようになりたいと思った。あまり喋れなくて相手に申し訳なかった。
- 2) やっていると難しいが、やっているうちに身に付いている気はする。
- 3) 楽しかったけど、難しかった。
- 4) もう少し英語が理解できていれば楽しいだろうと思った。
- 5) これをするのは初めてだったので、出来て良かったです。
- 6) とても楽しく英会話ができました。
- 7) 最後の4日ほど同じ先生だった。違う人と喋りかけたので、少し残念だった。

* 否定的意見

- 8) 日本語が話せる人がいいです。(他1名)
- 9) 普通の授業がいい。(他1名)

[後期終了時]

* 肯定的意見

- 1) 実際に話している英語を聞いて会話するのは、ものすごく難しかった。でも、その反面、ものすごく楽しかった。
- 2) 最初は全く話せないし、相手の言っていることもわからなくて、嫌だった。けど、何度もやって行くと少しずつ理解でき、もっと英語が話せるようになったらいいなと思った。
- 3) 外国人と喋る機会は少ないので、スカイプレッソンはとても良いと思います。

* 否定的意見

- 4) たまに、本当に全く何が言いたいのか英語で言われて分からない時があり、困惑する。
- 5) 難しすぎて、焦ることがある。苦手。
- 6) 少し日本語を話せる先生の方が良かった。(他4名)
- 7) 同じ先生がレッスンをして欲しい。(他1名)

6. 後期初回と最終回レッスンでのスピーキングテストの結果

マンツーマン形式によるスピーキングテストを後期初回と最終回レッスンにて行い、スピーキング力の向上を測った。試験内容は、スカイプレッソン導入業者が作成しているスピーキングテストは難易度が高かったため、一部内容を変更して九州共立大学学生用に易しくしたが、スピーキング力の向上を測ることが目的であるので2回の試験内容の難易度はほぼ同一にした。

* 初回試験 (10月7日)

※総受験者数：37名⁶

※平均点：5.7点 (15点満点, 「Upper Entry Level」と「Beginner level」の間ぐらいを意味していると思われる。)

* 2回目試験 (1月6日)

※総受験者数：46名

※平均点：6.4点 (15点満点, 「Beginner level」ぐらいを意味していると思われる。)

10月7日と1月6日テストの比較	人数	比率
点数向上	17	32.08%
点数ダウン	10	18.87%
同スコア	3	5.66%
1月6日のみ受講	15	28.30%
10月7日のみ受講	7	13.21%
欠席	1	1.89%

7. スカイプ個別指導の効果と課題

一斉授業においては、居眠りや私語をして講義に積極的に参加していない学生も、スカイプレッソンはマンツーマン形式の指導である為その間は英語話者講師の指導に従い、発話をしている。学生が学習主体となるオンライン個別指導の利点が現れている結果だと思われる。何人かの講師に学生の取り組み状況を尋ねてみると、総じて真面目に取り組んでいるようであるが、更なる発音指導が必要なことと英語の音声に慣れさせる必要があることは指摘された。

学生のスカイプレッソンへの取り組み方はやはり様々である。電子辞典を片手に積極的にレッスンに取り組み、自らのコミュニケーション能力を向上させようとしている学生や、こうしたレッスンを講義を離れても継続させたいと感じている学生も存在している。スカイプによる個別指導導入目的として英語運用能力向上を目指すきっかけを学生達に与えることができればと考えていたので、その点では一部の学生に限られているかもしれないが、成功だったと思う。学生アンケートを見る限りにおいても、コミュニケーション能力向上の必要性和、向上させたいと希望している学生が多数であること、また、こうした講義への関心が高かったためスカイプによる個別指導導入は学生達に英語運用能力向上への学習動機を与えることは出来たのではないかと思っている。

但し、幾つかの問題点は残っている。まずは、予算面である。今回、こうした個別指導を実施できたのは、本務校から予算配分されたことによるものであり、今後、継続するには先のスピーキングテストの結果以上に、この指導法の効果と有効性を示して行くしかないと思っている。今回は、筆者自身が赴任したばかりの大学での初めての試みであったので、本務校の共通カリキュラムを意識し、スカイプレッソン導入以前に学生達への基礎的発話・発音指導が出来なかったが、個別指導をより効果的にする為には、こうした準備段階を経てスカイプレッソンに繋ぐ必要があると感じている。また、スカイプを使用するにはパソコンが必要であり、学生がパソコン操作に熟達しておらず、上手

くパソコン操作ができない学生もいるし、オンラインでの指導ゆえ、スカイプの繋がりが悪く十分な指導ができない場合もある。そして、こうした講義はパソコン教室の使用が必要となるが、パソコン教室での講義では、学生がレッスン時間以外にもパソコンを操作して、残りの講義には耳を傾けないという問題点もある。

8. 終わりに

中学校、高等学校と何年間も英語を学習してきても日常会話すらままならないと日本の英語教育の問題点が指摘されて久しい。そうした世論の声とグローバル化による社会情勢の劇的変化で、現在の中学校、高等学校における英語教育はかつてのような文法、読解を重視したものだけではなく、コミュニケーション能力の向上を目指す実用性へと大きく動いている。小学校でも英語活動が2011年度に5、6年生に必修化され、文部科学省は2020年度までを目処に英語を教科化すると共に学習開始年齢を早めようとしている。

では、大学での英語教育はどうであろうか。多くの大学で、短期、長期に拘らず英語圏への語学研修が行われており、また、多くの大学でフルタイムの英語ネイティブ・スピーカーが採用され、彼らを中心に講義を離れて昼休みなどを利用して英語カフェ、英語ヴィレッジ、英語ラウンジなどが開催され、学生達へ自由に英語を話す機会を提供している。英語に関心を抱いている学生達は、こうした語学研修や外国人講師による会を利用し、自らの英語運用能力を向上させようとしていると思う。しかしながら、英語に多少の関心はあっても海外研修に出掛けるまでに至らない学生や⁷⁾、自らの英語力を鑑みていきなり外国人講師らによる会に参加することを厭う学生達には、教員側から彼らに英語を発することへの自信をつけてあげる機会を提供しないと、英語運用能力を身につけることに積極的にはならないのではないだろうか。2010年頃に少数の日本の大学や大学院で始まったスカイプを利用した英語運用能力向上の試みは、現在、高等教育機関で広まりつつある。講義の一環として導入している大学、自学学習において導入している大学—それぞれの運用の仕方は異なっているが、島国日本で外国語を習得する環境に恵まれていない若者達へ日本にいながら外国語習得が可能になるような環境を整えてあげたいの思いは同じはずである。近年の急速な通信網の発達のおかげでこうしたメソッドを低予算で活用することが可能になり、諸外国と経済的に競争して生きることを強

いられる21世紀を生きる若者達にはその利点を活用し、英語運用能力向上のモチベーションを得て欲しいと願うものである。

注：

本稿は、拙論「スカイプを利用した英会話個別指導の試みと学生の反応」(『紀要』第43号, 九州英語教育学会)の一部に大幅に加筆修正を施したものである。

1. 成田勝行, 「オンライン英会話スクールの歴史」, 4 Feb. 2015 <<http://www.ecominc.co.jp>> 参照.
2. オンライン英会話の比較王, 「オンライン英会話スクール一覧」, 5 Feb. 2015 <<http://hikakuou.net/school>> 参照.
3. マイスカイプイングリッシュ, 「スカイプ英会話が学校に導入」, 4 Feb. 2015 <<http://venture-plus.com/news/59762>> 参照.
ワンズワード, 「日本初! 大学にスカイプを使ったオンライン英会話レッスンを提供」, 5 Feb. 2015 <<http://yu-kimatsuoka.cocolog-nifty.com/onesword/2010/11>> 参照.
4. 「オンライン英会話, 東京大学の国際人材育成を支援」, 25 June 2015 <<http://ph.isajijournal.com/headline/15802-rarejob-supports-tokyo-university.html>> 参照.
5. SamanehYousefi, “Comparison of Traditional and Video Mediated Learning of English: Tracking a New Approach,” *Procedia – Social and Behavioral Sciences* 98 (2014): 1940.
6. 後期初回レッスンでの試験だったので、履修登録変更を担当教員に伝えていない学生がおり、講義には出席しているがスピーキングテストは受験できない学生が多々おり、受験者数が少なくなっている。
7. 近年内向き志向の学生が増加しており、2004年をピークに海外留学をする日本人学生の数は減少している。経済的理由、少子化も否定できないが、近隣アジア諸国と比較すると日本人学生の内向き志向は顕著である。太田浩, 「日本人学生の内向き志向に関する一考察—既存のデータに国際志向性再考」, 『留学交流』 Vol.40, 7月号, 2014年 参照.

[研究論文]

内蒙古大学日本語学部の学生の学習ストラテジーについての一考察

包 阿榮*

The investigation of learning strategy in Japanese Major in Inner Mongolia University

Arong Bao*

Abstract

With the development of researching Second Language Acquisition, people have gradually realized the importance of individual discrepancy during their studying, and they began to study the reasons of forming. The consequence shows that the learning strategy plays an important role in their studying. Whether the learning strategy is effectively used in their studying will straightly affect the learning effect. In this thesis, through investigating the students in major Japanese in Inner Mongolia University, we will analyze the situation in using the learning strategy and their marks in different grades. We will get the consequence that the using of learning strategy isn't related to the different grades.

KEY WORDS : learning strategy; the situation of using ; comparative analysis;

1. 緒言

外国語を習得するには、教師の役割はいうまでもなく、昔から外国語学習の過程で教師の力量が重要視されてきた。これまでの研究分野は主に外国語の教授法を中心に研究を進めてきたが、実際の教育現場では、同じ教師の講義を受けている学生同士の間でも学習効果に相当な格差が見られる。そのため、学習効果が学生の個人能力にも左右されているのではないかと数多くの研究者に注目されている。教室で教師の監督のもとで学習する時間は限りがあり、教室外で教師の監督がない時間の学習の重要性も重視せざるを得ないと思われるようになった。このように、近年では、学習者個人の学習能力の役割が再認識されてきた。

したがって、「どのように学ぶか」をめぐって「学習ストラテジー」という専門用語が誕生した。学習者が外国語を習得する過程で、それぞれ自分なりの方法でその学習にあたっている。その中、学習効果を促進する方法もあればあまり効果的ではない方法もあるわけである。学習ストラテジーというのはその中の学習効果を促進する作用を持っている学習方法のことであると簡単に言ってもいいと思われる。だから、学習ストラテジーに関する研究は学習者の自分で自分の学習を管理する「自律的学習」の促進にもつながっていると思われる。そして、そのストラテジーは学習者の学習経験の長短によって増加したりするのではないかと仮定できるであろう。

本稿では内蒙古大学日本語学部の一年から三年までの学生を対象に、学生の学習ストラテジーの実態を考察し、その結果を分析するとともに学習ストラテジーが学習者の学習経験と年数の増加によって変化するかについても検討してみたいと思う。

2. 方法

(1) 調査時期と対象

2015年2月に質問紙を内蒙古大学日本語学部1～3年生に配布し、アンケート調査を行った。調査した人数と有効回答数の内訳は表1のとおりである。4年生は就職活動で不在の人が数多かったから、今度の調査から除き、合計164人（男子21人、女子143人）を対象とした。

表1 調査した人数と有効回答数の内訳

項目	性別	回答者数	有効回答数	割合
一年生	男	8	8	100%
	女	54	52	96%
二年生	男	7	6	86%
	女	52	49	94%
三年生	男	6	6	100%
	女	39	38	97%
合計	男女	164	158	96%

(2) 調査内容と方法

学習ストラテジーは、以下の表2に示された6つのタイプに大別できる。(Oxford,1990,2001)。

表2 学習ストラテジーの分類と定義

分類	定義
①記憶ストラテジー	語彙や文法を効率的に記憶するためのストラテジー
②認知ストラテジー	学習者は意味のよく分からない未習語にであったとき、あらゆる方法で分析、推論するためのストラテジー
③メタ認知ストラテジー	学習計画を立て、実行しそして、評価するなどの方法で、自分の学習目的を明確にして、それを実現するためのストラテジー
④補償ストラテジー	目標言語での理解や発話の際に足りないものを補うためのストラテジー
⑤情意ストラテジー	学習者自身の情意的側面をコントロールするためのストラテジー
⑥社会的ストラテジー	他の学習者とのコミュニケーションを図るためのストラテジー

今回の調査は学習年数（経験）と学習ストラテジーの関連性についての研究であるので、学習年数と関連性が強いと仮定される記憶ストラテジー、認知ストラテジーとメタストラテジーを対象項目に調査を行った。具体的な調査項目を表3に示す。調査項目は英語学習法をまとめた「第二言語学習ストラテジー・リスト」(村野井, 2006)を参照し、その一部の内容を日本語適用に変更したものである。得点としては、全33項目の平均評定値及び記憶ストラテジー、認知ストラテジー

一、メタストラテジー3つの方略カテゴリーについて、それぞれ平均値を求め、これらを測度とする。

調査対象の日本語能力を考慮したうえ、質問紙の内容を全部中国語に訳して、調査対象に配布することにした。

表3 調査内容

分類	項目	内容
記憶ストラテジー	1	単語の記憶方法
	2	音声機能のついている電子辞書を持っている。
	3	リスリングとリーディングで大量のインプットを取り入れる。
	4	語彙リストを自分で作っている。
	5	分野別、概念別などのカテゴリーを意識した語彙学習をしている。
	6	関連の語彙を並べた、またはストーリーの流れを語彙で示した意味地図を作ることがある
	7	単語の構成要素（～方＝～の仕方）を意識した語彙学習をしている
	8	新しく覚える語句を国語辞書で調べる。
	9	単語のコロケーションを意識した語彙学習をしている。
	10	単語の反意語、派生語、関連語を意識して語彙学習をしている。
認知ストラテジー	11	覚えようとする語句の発音を繰り返し練習している。
	12	理解した文章の音読をすることがある。
	13	音読をするときには、音声を聞いて同時に読むパラレル・リーディング音声を聞いて文字を見ずに発声するシャドウイングなどを行うことがある。
	14	使いこなせない文法項目に出会うと、繰り返し練習をすることがある。
	15	決まり文句や定形表現などを積極的に覚え、活用しようとしている。
	16	文章を読むときには、フレーズごとに意味のまとまりを意識して読んでいる。
	17	文章を読むとき聞かるときは、トピック・センテンスを探そうとしている。
	18	文章を読むときは、「ところが、だから」などの接続詞に注意して読んでいる。

認知ストラテジー	19	意味の分からない単語に出会ったら、前後関係から意味を推測するようにしている。
	20	単語の意味を調べるとき、専門用語などはそれに適した大辞典、専門辞典で調べるようにしている。
	21	難しい構文に出会ったとき、構造を解析しようとしている。
	22	分からない構文に出会ったとき、文法書で確認したり、知っている人に尋ねたりしている。
	23	複雑な文や重要な意味を持つ文は中国語に訳してみる。
	24	リスリング、リーディングのときに、重要表現、覚えたい表現をマークすることがある。
	25	リスリング、リーディングのときに、メモをとりながら読むことがある。
	26	リスリング、リーディングをして、内容の要約をすることがある。
メタストラテジー	27	リスリング、リーディングをした後で、内容を言ってみることがある。
	28	リスリング、リーディングをした後で、内容を書いてみることをしている。
	29	自分はなぜ日本語を身につけようとしているのかしっかり考えている。
	30	日本語を身につけるといことは、どんな力を身につけることなのか、明確な目標を持っている。
	31	日本語学習をいつ、どのように行うか大まかな計画を立てている。
	32	インプットに触れる機会、対話をする機会、アウトプットする機会を積極的に作っている。
	33	自分の日本語力がどの程度なのか、日本語能力試験を受けて確認している。

3. 結果と考察

(1) 各項目の結果

得点について、各回答の「全く違う」を1点、「違う」を2点、「どちらかと言えばその通り」を3点、「その通り」を4点、「[全くその通り]」を5点の5段階評価を行った。各項目の平均値、標準偏差、最小値と最大値を表4に示す。

表4 各項目の結果

N= 157

Var.	Mean	S.D.	Min.	Max.
1	3.631	0.891	1.000	5.000
2	3.618	1.170	1.000	5.000
3	3.146	1.046	1.000	5.000
4	3.204	1.087	1.000	5.000
5	3.089	1.049	1.000	5.000
6	2.631	1.030	1.000	5.000
7	3.191	0.959	1.000	5.000
8	3.306	0.879	2.000	5.000
9	3.312	0.996	1.000	5.000
10	2.879	0.905	1.000	5.000
11	3.866	0.860	1.000	5.000
12	3.535	1.019	1.000	5.000
13	3.344	1.110	1.000	5.000
14	3.210	0.931	1.000	5.000
15	3.178	0.892	1.000	5.000
16	3.089	0.999	1.000	5.000
17	3.229	0.957	1.000	5.000
18	3.529	0.921	1.000	5.000
19	3.070	1.157	1.000	5.000
20	2.911	1.024	1.000	5.000
21	3.707	0.992	1.000	5.000
22	3.713	0.896	1.000	5.000
23	4.083	0.964	1.000	5.000
24	3.828	0.897	1.000	5.000
25	3.389	1.007	1.000	5.000
26	2.873	0.901	1.000	5.000
27	2.790	1.035	1.000	5.000
28	2.439	1.030	1.000	5.000
29	3.522	1.121	1.000	5.000
30	3.516	0.962	1.000	5.000
31	2.936	1.001	1.000	5.000
32	3.255	1.070	1.000	5.000
33	3.032	0.993	1.000	5.000

下記は各項目の平均値を図1に示したものである。

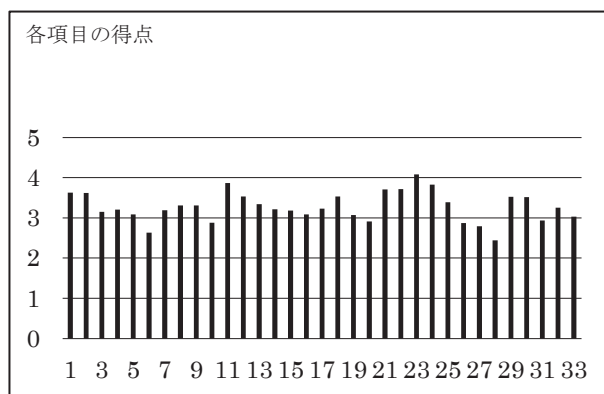


図1 各項目の得点

結果から見たところ、平均値が4を超えた項目として23番の「複雑な文や重要な意味を持つ文は中国語に訳してみる」だけ挙げられる。ほかの32項目は全部4以下の点数である。その次やや高く見られるのは11番の「覚えようとする語句の発音を繰り返し練習している。」は3.866であり、24番の「リスリング、リーティングのときに、重要表現、覚えたい表現をマークすることがある。」は3.828である。結果から見れば、内蒙古大学の学生たちは学習ストラテジーの使用数がそれほど高くないと分かった。そして、最も低い得点は28番の「リスリング、リーティングをした後で、内容を書いてみることもある。」であり、リスリングをするとき、聞いた内容を書くことによって再確認することをほとんどしていないことが分かった。また、6番の「関連の語彙を並べた、またはストーリーの流れを語彙で示した意味地図を作ることもある」と27番の「リスリング、リーティングをした後で、内容を言うてみることもある。」といった語彙ストラテジーとリスリング・ストラテジーについての項目の得点も低かった。

各ストラテジーの得点は表5に示す。1は記憶ストラテジー、2は認知ストラテジー、3はメタストラテジーである。

表5 各ストラテジーの平均値と標準偏差

A= ストラテジー

A	N	Mean	S.D.
1	10	3.2006	0.2874
2	18	3.3213	0.4162
3	5	3.2522	0.2412

認知ストラテジーの得点は最高であり、記憶ストラテジーのほうで最低であったが、あまり差が出ていないことも分かった。ただし、認知ストラテジーの標準偏差値から見れば、数値が大きいから、その項目に個人差がより大きいと言えるであろう。

(2) ストラテジーの使用と学年との関係

各学年別の平均値と標準偏差の得点は表6に示す。

表6 学年別平均値と標準偏差

A= 学年

A	N	Mean	S.D.
1	60	3.1333	0.7409
2	57	3.1228	1.1558
3	40	3.3000	1.1446

平均値から見れば三年生のほうが最高で、3.3000であり、2年生が3.1228で、最低であった。しかし、標準偏差から見れば、あまり差が見られない。そして、一年生の標準偏差値が一番低く、個人差が低いことが見られる。

そして、学習年数の増加によってストラテジーの使用も多くなるという仮定の有意性について、要因分析をしてみた。結果は表7に示す。群の要因は有意ではなかった (F=0.42)。すなわち、学数年数とストラテジーとの因果関係は成立しないと思われる。

表7 分散分析の結果

S.V	SS	df	MS	F
A	0.8830	2	0.4415	0.42 ns
subj	161.4737	154	1.0485	
Total	162.3567	156		+p<.10 *p<.05 **p<.01

4. 要約

今回の調査は内蒙古日本語学部の1～3年生の157人の記憶ストラテジー、認知ストラテジー、メタストラテジーの3項目について行った。統計分析によって比較した結果は下記の通りである。

1) 学生のストラテジー使用の数はそれほど多くなかった。一番多かったのは「複雑な文や重要な意味を

持つ文は中国語に訳してみる」であり、その次は11番の「覚えようとする語句の発音を繰り返し練習している。」は3.866であり、24番の「リスニング、リーティングのときに、重要表現、覚えたい表現をマークすることがある。」は3.828である。この三つはいずれも伝統的な外国語習得時のストレージであり、図表と音声を結合した総合的なストラテジーの手段は数少ないことが分かった。

2) リスニングに関する項目の得点は低い。その中、28番の「リスニング、リーティングをした後で、内容を書いてみることもある。」が最も低い点数であった。リスニングをするとき、聞いた内容を書くことによって再確認することをほとんどしていないことが推測できる。それに、27番の「リスニング、リーティングをした後で、内容を言ってみることがある。」の点数も低かった。聞いた内容を自分の話にして練習する方法も学生が使っていないようである。このように、リスニングをする時の有効的、総合的なストラテジーの欠如がはっきりとなった。

3) 学習年数とストラテジーとの因果関係は成立しない。学習年数の増加によってストラテジーの使用も多くなるだろうという仮定は要因分析の結果から見れば、有意性が認められなかった。

今回の調査によって内蒙古大学の日本語学部の学生の学習ストラテジーの使用実態を明らかにした。今後の講義において、学生に学習ストラテジーの方法と重要性を強調し、学生の不足しているストラテジーを補強させることによって、学生の言語力の向上が期待できると考える。そして、今回の結果から、学習ストラテジーと学習年数と無関係であることも考察できた。だが、これはただ、1学校の1科目に限られた結果に過ぎないから、ほかの大学や学科での検討について、これからの課題としようと思っている。

参考文献

- 1 坂井美佐 (2000), 「中国人学習者の日本語学習に対するについて—香港4大学アンケート調査から—」『日本語教育』104, 69-78, 日本語教育学会
- 2 朴一美 (2010), 「学習ストラテジーと韓国人日本語学習者要因との関係」『人文社会科学論叢』19, 75-90.
- 3 村野井仁 (2006), 『第二言語習得研究から見た効果的な英語学習法・指導法』大修館書店
- 4 迫田久美子 (2011), 『第二言語習得研究』アル

ク

- 5 稲葉みどり (2014), 「外国語学習のビリーフの考察—愛知教育大学の1年生の場合—」『愛知大学教育創造開発機構紀要』4, 149-156
- 6 Cummins, J.M. Danesi (2005), 『カナダの継承語教育 多文化・多言語主義を目指して』(中島和子・高垣俊之訳) 明石書店
- 7 Colin Baker (1993), 『バイリンガル教育と第二言語習得』(岡秀夫訳・編) 大修館書店
- 8 中島和子 (1998) 『バイリンガル教育の方法』アルク
- 9 矢野葉子 (2001), 「多言語使用社会シンガポールにおける日本語教育についての一考察」『昭和女子大学大学院日本語教育研究紀要』1, 57-64.
- 10 ゴイハン (2008) 「内モンゴル自治区の民族教育をめぐる諸問題」『内蒙古社会科学』2, 112-118.

[研究論文]

「満洲国」の日本語教育についての一考察
——「満洲国語研究会」を中心に

包 賀喜格図¹⁾, 包 阿榮²⁾

On Japanese Education in Puppet Manchuria
---Based on the Institute of Manchuria Language

Hexigetü Bao¹⁾, Arong Bao²⁾

Abstract

the research on the history of Japanese education has been focusing on the Japanese colony policy and education policy, while it lacks a fully probe into specific historic events or activities. Thus this paper, through the study of first-hand materials, tries to analyse the background of the founding of the Institute of Manchuria language, its development, its policy and activities, as well as the “national language” remarks from some scholars. So as to reveal how Japanese try to maximize their invasion profits by practicing “national language” policy; how they advocate and carry out the policy of “Japanese first” policy. And all these serves to realize their aims: to achieve national assimilation; to consolidate its ruling foundation; and to maintain the colony order.

KEY WORDS : puppet Manchuria; Japanese education; Institute of Manchuria Language

1) 内モンゴル大学
2) 九州共立大学共通教育センター

1) Inner Mongolia University
2) Kyushu Kyoritsu University

1. はじめに

「満州国」の日本語教育に関する研究は、周知のように、主に1937年からの「満州国」の「新学制」の実施とその特徴、また初等、中等教育における戦時体制下の教育内容の変遷という流れの中で、「満州国」の「国民統合」と「民族協和」を目標とした「国語同化」、「日本語普及」の実態調査を中心に行われてきた。日本側の「満州国」の日本語教育史研究（日本で公表された一部の中国人学者の研究も含まれる）は20世紀前半にわたる日本の植民地教育の「侵略性」という認識の下に、「満州国」の統治政策、特に教育政策、「国語」政策、日本語教育普及策など、「政策」を中心に行われているのが多数を占めるが、一方、中国国内の研究は「統治と抵抗」を主軸とした侵略性をもつ植民地「奴隸化教育」の一現象として、日本語教育の政策や教育活動などの説明や分析をしている。中日の今までの日本語教育史研究を全体的に見たら、両方とも政策に傾斜する、いわゆるマクロな視点を重視するという傾向が見られるが、これに対して、ミクロな視点、つまり当時の日本語教育の局部までの考察が足りないというのも現状だと思う。

本稿はこの局部までの考察の一つの試みとして、「満州国語研究会」という団体の設立された背景やその設立経過、「満州国語研究会」の「事業計画」、またその機関誌『満洲国語』の中の「満州国」の「国語」や日本語教育に関する議論などの分析を通して、「満州国」の「国語政策」の本来の目的と裏の姿、つまり如何に「国語」の力で日本の在満洲の侵略利益の最大化を図ったのか、如何にこのために「日本語優先」を唱導したのかを明らかにしたい。この「満洲国語研究会」をある程度究明することによって、「満洲国」の日本語教育への認識も少し深まってくるようになるであろう。

2. 「満洲国語研究会」の設立された背景

「満洲国」は日本の「内面指導」によって「人為的」に作られた傀儡国家であるということは現在疑う余地のない事実として認識されている。当時、日本はなぜ「満洲国」において台湾や朝鮮の植民地と違う支配政策を取ったのか、特に言語政策の場合、なぜ「複数国語制」を決めたのかについては、たくさんの学者の論述が見られるが、ここに1936年4月に発表された鈴木宗作¹（以下鈴木に略す）の『満洲国の本質と日満関係』という文章を通して、改めて日本の対「満洲国」政策

の本音を探りたい。

鈴木はこの文章の中でまず「満洲国」のことを「我が日本の絶大なる援助、特に関東軍の異常なる貢献なくして成立し得たとは考えられない」、「大日本帝国と不可分の密接関係を有する独立国家」²だと見ている。またこんな「密接関係」をもつ「満洲国」をなぜ「我が領土にせざるや」という日本主義者たちの疑問に対して、「全世界に亘って皇威を発揚し、勢力を進暢せしむべき」「大和民族の大使命」は「決して暴力を以てする威力的征服ではない、独存的自我本意の横暴搾取を目的とするものではない」³と言って、「満蒙を如何にすべきやを思う時、之が単なる満蒙一帯のみの地域を目標とするものなれば、過去に於いて朝鮮、台湾に行いたる同一形式の方法を採用するも一案であったかも知れない。この方法は上述の如き大精神（大和民族の大使命）より眺むれば、決して策を得たものではない。我々は先ず満蒙の地域に王道的国家の建設を図るが、その真意は決して満蒙のみに止るものではない」⁴、「満洲国をして大なる発展を遂げしめ、（中略）その範囲に住む諸民族に我が皇道の大精神の恵澤に浴びせしむれば、満洲国以外の地域に住む民族も必ずや其の康寧安福を憧憬羨望するに至り、等しく我大和民族と相和し相結びて其の発展を希ふに至るべきは当然であろう。かくて我皇道宣布の範囲は無限に拡大して行き得るである。即ちこの意味に於いて満洲国は単に我大陸政策具現のための第一段階であり、序幕であると考えることができる」⁵と述べている。鈴木は「斯くして第二、第三の満洲国は満洲国以外に漸次生まれ来るべく、さらにこれを外蒙に南支に、はた暹、印、其の外に及ぼす事も決して夢想事ではなかるべく」⁶と望んでいるが、彼は陸軍軍人の立場から日本の対「満洲国」政策はもともと大陸政策に立脚していることを一般人に表明している。大陸政策は紛れもなく大陸征服を意味することから考えれば、日本の「満洲国」政策は大陸征服、大陸侵略という大きな目標の下に精密に立てられたものだと言った当時の関東軍参謀の鈴木の中から証言を得た。

このように、鈴木の中から見た「満洲国」は「日本帝国より見れば、一つの外国であるが、大和民族なる立場よりすれば、実に『我が国家』であり、我が理想、使命、具現の活舞台」⁷であった。この観点から、「我が根本国策」は「満洲国を以て帝国と不可分の関係にある独立国として、我が内面指導を躍動せしめねばならない」⁸にあるのも当然だと考えていたわけである。「一つの外国、独立国家」と「我が国家」は「満洲国」

の根底にある大きな「矛盾」だと言うべきであるが、「一つの多民族の外国」からは表でも「民族協和」政策を取り、「我が国家」からは裏に「日本の内面指導」策を徹底的に貫いた。この両者の折衷的な部分は日本の「満洲国」に対する統治政策の漸進的な推進方策によく現れている。

統治政策の一環として「満洲国」の言語政策も漸進的に推進されていた。「一つの外国」、「独立国家」、「多民族国家」は大陸政策という「大理想」の下にやむなく認めなければならないことなら、多言語的な社会現実にも多少妥協が必要でした。「満洲国」の統治理念が初期の儒教尊重をアピールする「王道主義」から「日満一徳一心」、「惟神の道」、「大東亜共栄」へと徐々にエスカレートして日本の意志が前面に強く現れてくるにしたがって、「満洲国」教育政策も「皇民化教育」の色合いが顕在化してきた。でも初期の段階として、「新学制」が公布されるまでは三民主義教育を禁止して四書、孝経を教える政令を出した以外、学校体系は中華民国のものをそのまま踏襲していた。この政治、教育の漸進的な方針の下に、「満洲国」の言語政策においても最初は強力な日本語普及策を意識的に避けていた。このような状況は前述した大陸政策に立脚した「満洲国」の政治的な「設計」が当然主な理由となるが、「満洲国」初期の地方行政への日本人官吏介入の弱さ⁹、地方状況特に教育状況の不明、学校教育における日本人教師の不足なども客観的な現実として日本の統治方針に影響を与えたと思う。

しかし、そうは言っても、日本は最初から日本語普及によって「国民同化」を図る意志が全くなかったというわけではない。1932年6月、満鉄で「満洲国」内の学校長会議が開かれた。「満洲国」成立後の新情勢に応じる教育上の諸問題が議論されていたが、当時の学務課長の諮問事項に「満洲国人に対し日本語を普及すべき良方案如何」、経済調査会の諮問事項に「満洲国小学校に日本語を課する場合、該教員の養成及び供給の方策如何」、各学校からの「日本語普及に対する今後の方針を如何にすべきか」などの議題があったという¹⁰。学務課長に対する答申案は、①公学校、日語学堂附設の日語別科を拡張し其の充実を図ること。②日語教授の公私立の機関に対しては先方の申し出によりその実質を調査の上に相当の補助をなすこと。③満洲側各学校に日語科設置を懇請すること。④満洲国主要都市に日語学校を設置すること。⑤満洲国人に読ましむべき適切なる日本語の簡易読物を発行すること。⑥ラジオによる日本語教授を奨励すること。⑦仮名普

及の方法を講ずることなどがあった¹¹。7つの内容が「新学制」公布までどこまで実施されたかは調査が必要であるが、とにかく「満洲国」の政府と教育界は「建国」当初から日本語教育普及の方策を構想していたことは明らかである。

同年の6月に、満鉄経済調査会によって、「満洲国教育方策・日語教育施設方案」が議定されて、「高級小学校第一学年より毎週二時間乃至三時間宛必修科として日本語を課す。但し土地の状況に依り監督官庁の認可を経て之を課せざるを得」、「初等小学校第三学年より毎週二時乃至三時間宛監督官庁の認可を経随意科として日本語を課す」と規定されている¹²。「土地に依り課せざるを得」と「随意科」との内容から日本語はまだ学校教育体系に定着していないことがわかる。

1934年8月の文教部令第二号の「高等師範学校規程」には男子部と女子部の必修科目に「日語」とあるが、「国文」は中国語を指すから、「日語」ははっきりと外国語の待遇を受けている。1935年の社会教育の民衆学校の教授科目の中にも「地方の条件に応じて日語と簡単な実業科を授ける」となっている¹³。1936年7月に「満洲国」国務院によって「国民教育大綱」が公布され、「満洲国子弟ノ教育ハ建国宣言並ニ皇帝即位詔書ノ精神ニ依リ、東洋道徳ヲ涵養シ勤勞主義ニヨル実業教育ヲ施シ、日滿不可分關係ヲ緊密具現化スルタメ日本語ヲ正科トス」¹⁴と規定されるようになり、さらに1937年3月に文教部の「学校教育ニ於ケル日本語普及徹底二関スル件」の部令が発されることになった。1936年後半から「満洲国」政府はだんだん学校教育政策の一環として日本語普及に力をいれはじめたと言えるだろう。

これらの一連の日本語普及に関する教育規定を受けて、1937年5月に「学制改正令」「学制要綱」「学事通則」「国民学校令」などの法規が公布されて、さらに10月に「国民学校規程」などの十種の学校規程などが公布されることにより、所謂「新学制」関係の法規が整備されるようになった。この「新学制」は1938年1月から実施されたが、その中の「学制要綱」に初めて「日本語ハ日満一徳一心ノ精神ニ基キ国語ノ一ツトシテ重視ス」と、日本語の「満洲国」における国語である地位を教育法規の形で規定した。1938年の「新学制」の実施から「満洲国」の「国語政策」が正式にスタートしたと言える。「満洲国語研究会」がこの「気運」の下に誕生されたのも何の不思議もないことであろう。

「満洲国語研究会」は1939年10月に作られた団体である。その成立した背景には、「国語」政策の確立が確かに最も重要だと思われるが、時間から考えれば、

1937年以来、日本国内及び日本と中国、日本と各植民地との間に起った事件などの政策上の変化も無視できない条件だと思う。まず大事件として盧溝橋事件、中日戦争の勃発の影響が強かった。中日全面戦争に突入することにより、「満州国」は戦争を支援する基地となって、「満州国」内の日本の統治力の強化と「日満一徳一心」の「国民教育」、「国民同化」の強化が一層緊迫性をもつようになった。この中に「国語」は「国民同化」における重要な手段としてその学問的研究と普及方策も当然重視されるようになってくる。言語政策と関連して見たら、同じ1937年から日本は植民地台湾では「国語常用家庭制度」、植民地朝鮮では「内鮮一体、朝鮮人の日本人化」教育を強化し、朝鮮語の使用禁止の教育令まで発布した。1937年の日本国内の国粋主義思想の普及と強化も日本国民の戦争支持や学校教育の重視をもたらした¹⁵が、日本精神を代表する日本語の普及も当然この国粋主義思想の影響の下に各植民地に盛んに推進されたのである。「満州国語研究会」はこんな「満州国」内外の背景の中に歴史の舞台に登場してきた。

3. 「満洲国語研究会」について

1 「満州国語研究会」の設立経過とその「事業計画」

「満州国語研究会」（以下「研究会」と略す）の発会式は1939年10月7日に行われたのである。研究会の設立経過と「事業計画」については、当時建国大学教授、満州国語研究会幹事長の丸山林平（以下丸山に略す）の発言——『本会設立経過報告』¹⁶（以下『報告』と略す）の中に詳しく説明されている。

この『報告』から、まず「研究会」は「満州国」民生部と建国大学、また満日文化協会の共同参画によって、八回の設立準備委員会会議（1939年3月から9月まで）を経て作られたということがわかる。民生部と建国大学が発起機関であったということは「満州国」政府の意志も「研究会」の設立に入っていたと見てもいいであろう。八回の設立準備委員会会議の場所は第一回以外全部満日文化協会が開かれたことと丸山の言った「文化的の会でございますので、満日文化協会から中心となつていただく」¹⁷という話から、「研究会」の各種活動の中心は満日文化協会にあったと考えられる。

丸山は「研究会の本旨」について、「研究が主体であります、しかし私共が一番最初に考えましたのは、満州国を組織する各民族各自が持つ所の言語を相互に

理解しあつて相互間の言語上の障壁を排除する、という所にあつたのであります。そこで、日系の人は一人残らず満語¹⁸を覚える、又満系の人は一人も残らず日本語を覚える、そういう所にこの会を作つた動機があつたのであります。ですから、研究会ではありますが言語の普及に大いに力を注ぎたいと思うのであります。「正しい言葉、良い言葉を普及しなければならぬので、研究ということが必要欠くべからざるものとなつてくるのであります、普及ということは今日焦眉の急務でありますので、先ず一方に於いて研究をいたしますと同時に普及を急ぐという風にしたいと考えております。無論言語の普及は満洲国の国家としまして教育に又行政に於いてやっていることでございますけれども、我々は民間の団体として自由な立場から此の普及のために国家に協力して行きたいという気持ちで此の会が生まれたことと思つてあります。」¹⁹と述べている。「研究会」なので「研究」が中心任務になるはずなのに、「研究」よりも「普及」が「焦眉の急務」、「国家に協力して」「普及に大いに力を注ぎたい」、「普及」が会の設立された動機であつたなどの考えが「報告」の中に繰り返して強調されている。

「国語の普及」が中心任務であることを分かつた上で、「研究会」の「事業計画」がどうなつていたかを見てみよう。研究の面については、「満語の標準語、或いは日本語の標準語、それらを通じまして語彙の整理、或いは発音やアクセントの研究とか統制、其の外文字の制限であるとか、或いは統制というような様々な問題があるかと存するのであります、これらを種々の班に分けて、それぞれの適任者によって研究調査してもらうことになるだろうと思つます」²⁰と、簡単に短くまとめられている。短い説明の中に「制限」や「統制」など繰り返していることは興味深い。

一方、「国語普及」については、公衆に対する講演会や講習会を開くこと、ラジオ、レコード、映画を利用すること、図書と雑誌（大衆向きのものと学術的なものに分けられている）を発行することなど、それぞれの「普及」活動の詳しい内容まで述べている。「公衆」の中に初等、中等教育を受けた人はもちろん、実業に従事する人、さらに「馬車夫」「人力車夫」も普及対象として包括されている²¹。『報告』の最後に、「本会の事業の一つ」として、「日本語と満語の教授研究会、日本語と満語の朗読会、日本語と満語の児童劇などの開催にも支持し、その優秀者に表彰するとか、奨励金を提供するとかをする」と示して、「日語、満語、即ち満洲国語の発展の上に資する所があるならば、あら

ゆる事業を行って満洲の国語を正しくしかも一時も早く隅々までも普及することに努めて行きたい²²と「国語普及」への決心と期待を述べている。

「満洲国」における日本人と中国人の人口から見て、丸山の強調している「国語普及」、つまり日本語の普及対象と「満語」の普及対象との間に圧倒的な人口数の差がある。これを『報告』の「事業計画」の細かい所までの「設計」と合わせて考えたら、丸山の主張している「国語普及」の真意はやはり日本語の普及にあると言えるだろう。因みに「満洲国語研究会」「会則」の中に記した「本会の事業」の内容は丸山の『報告』の「事業計画」と一致しているので、ここではその説明を省略することにする。

2 機関誌の『満洲国語』の中の「日本語教育論」

「満洲国語研究会」の機関誌『満洲国語』は1940年5月1日にその第1号が発行された。「研究会」の設立より半年ほど遅れたが、雑誌の目的は「本会の目的と同様、満洲国語の研究と普及とにある」と編輯後記に明記されている。『満洲国語』は日本語版と満語版との二種を発行し、「日本語版に於いては日本語の研究と満語の普及とを目指し、満語版に於いては満語の研究と日本語の普及とを目指すのを本旨とするが、さらに両版ともそれ以外の各般の言語問題を取り扱いたいと思っている²³という。

『満洲国語』の中には「国語」に関する論文がたくさん掲載されているが、日本語「普及」という本来の目的から日本語教育についての論説も多く載せられている。前述したように、「新学制」の実施から「満洲国」には「複数国語制」が採用されてきた。しかし、日本語が「国語の一つ」であることは確かでも、他に何語があるか、また同じ「国語」同士の中に、日本語とほかの「国語」とはどんな関係にあるかについてははっきりした法的規定が見つからない。三谷(1996)は「満洲国」の「国語政策」について、「建前の在満諸民族の母語の尊重とは裏腹に、日本語優先の政策が取られていたのが実態である²⁴という結論を出しているが、これを受けて、次には、『満洲国語』に掲載された「満洲国語研究会」評議員らの文章の内容を取り上げて、「日本語優先策」が関係学者の論説の中にどのような形で論じられているかを見てみたい。

まず代表的な文章は江幡寛夫²⁵（以下江幡に略す）の書いた『満洲国における日本語の地位』であるが、江幡は「満洲国」における日本語の地位、つまり日本語は「最重要の国語」²⁶であることを「新学制」規定表

面の解釈と深層的な理由にわけて説明している。江幡の考えでは、「新学制」規定上、「満語、蒙語も日本語と同じく、満洲国国語の一つであり、この点に於いては三者同格であるが、実施上の実際の取扱いにおいては、満語、蒙語は地域を局限され、原則上満人または蒙古人の地域を以て、それぞれ満語または蒙語の教授地域とし、日本語教授の全面的なるに比し、普遍に対する特殊の関係と見られる。即ち教授地域を論拠とする限り、日本語の普遍的国語なるに反し、満語、蒙語は特殊の国語である。普遍的国語なる日本語の重要性が特殊の国語たる満語、蒙語のそれに比し、勝っているのは当然であろう。」²⁷

江幡の考えた「深層的な理由」は、「満洲国」の「建国理念は建国精神である」、「建国精神の重要内容として、日満両国関係の一心一体が指摘される。満洲建国の事業そのものが日本民族を中核分子とする、在満諸民族の指導者群により、遂行されたことに想到すれば、日満両国関係の一心一体なること、しかもその一心一体なるものは満洲国の日本国への帰投によることを必然の帰結として知るのである。」²⁸「その一心一体を認める以上、満洲国の日本国への帰投たるを認める以上、満洲国における一切の政治政策はこの線を離れることを許さない。日本民族が民族協和の中核たることも、日本語が言語生活の中枢を占め、最重要の国語たることも、必然の史的発展として肯定されるのである。」²⁸この話の中の「中核」か「帰投」か、「普遍的国語」か「特殊の国語」かの判断はまったく征服の原理に従う認識であるから、江幡はこのように侵略的な立場から「満洲国」中の日本語の優先的地位を決めている。

「日本語の地位」を論じた後、江幡は日本語教育の本質は日本文化の輸入する手段だと強調している。「日本語を語学的に取り扱うのは初等教育の場合に限る。少なくとも中等教育以上に於いては、日本文化を吸収せしむるという、日本語教育の本質にかえらねばならぬ。」²⁹「日本文化の精髓にふれしめ、これを体得せしめることにより、日本民族以外の在満諸民族をして、日本民族と道徳及び精神を一ならしめ、回鑾訓民詔書の精神に添はしめ得る。」²⁹「日本語が最重要の国語たることは、日本語教育に普遍性を与えることにより、法的形式的に実現されたが、日本文化輸入手段たる機能を一層發揮せしめることにより、実質的内容的にも実現させねばならぬ。」²⁹江幡は日本語の「最重要国語」の地位は法的規定だけではなく、文化上の主導的地位をもつことによって実現しなければならないと呼びかけている。

堀敏夫³⁰も『満州国に於ける日語教育の目標』の中に、「日本文化を母胎とし背景とする日本語の教育は必然的に日本文化の摂取による精神的教育にまで昂揚されねばならぬ。つまり日語を通して日本文化を理解確認し、日本及び日本人の善さ、偉さ、強さを知り、これによって生活全体を再建設するのである。これが日本語による教育の精神的目標でなければならぬ。日本事情を了解させ、雑多な日本的知識を吸収せしめることを以て日語教育の任務なり」³¹と述べて、日本語教育の本義はやはり日本文化を満州国に輸入する、他の諸民族に日本文化を体得する手段であることにありと強調している。

大石初太郎（以下大石に略す）³²は『日本語教育の本義』の中に、「大陸における日本語教育の問題は、現代の東亜における最大の政治的言語問題であり、この事業は、日本語に東亜語と呼ばれるような位置を与えようという、東亜の人類の言語生活の上に一大変革を生み出そうという見通しを持つものである。そうして言うまでもなくこの言語政策的事業は所謂東亜協同体の結成、新東亜建設という、既に運命的必然と見なければならぬ東亜民族の行くべき道のために選ばれた一つの手段である。しかもこの手段が講ぜられなければならぬ中で、最も基本的な手段であると言われている」³³と、大陸或いは東亜という視野の中に日本語教育の政治的な手段としての役割を讃えている。

大石は「東亜の諸民族が精神的に結合しようとするためには、是非とも共通言語使用の状態を作り出すことが必要である」³⁴という認識の下に、「健全な国語によって健全な国民を作る」³⁵、「外国語教育は本質的に民族性改造という機能をもつものである」³⁶と強調している。大陸における日本語教育の力をどう發揮するかというと、「大陸の民族は大部分支那語や満語という母語を持ち、それによって形成されたところの民族性格を持っている。このような民族に日本語教育が施されるということは、その民族性に日本的性格が移植され、それに基づいて日本民族と大陸の民族との間に体験の発表、理解という精神的交渉が成り立ち、そこに一つの社会が成立するという現象を結果するに至るのである。日本的性格の移植はこの場に於いて、性格の向上発展とみなすことができるだろう。」「日本語教育は優位にある日本的性格を移植することによって、大陸の民族の性格を向上発展させ、緊密な東亜社会を形成せしめる最も基本的な契機となるのである」³⁷と。

江幡、堀敏夫、大石の考えの共通している部分は日

本文化の優越性を鼓吹するところである。「東亜盟主」の位置にある日本は当然その文化も優秀であるという意識はそのまま日本語教育に反映している。「満州国」においては、このような意識が主導的地位にある限り、日本語と中国語、日本語とモンゴル語の間には「国語」同士としての真の民族間の平等が生まれまいだろう。

4. おわりに

以上、「満州国語研究会」の設立された背景とその「事業計画」、また「満州国語研究会」の機関誌『満洲国語』の中の日本語教育論の本質などを分析してみた。「満州国」が大陸政策の下に作られたのと同じように、「満洲国語研究会」も侵略的、政治的な目的を裏にして誕生した「研究団体」である。江幡、堀敏夫、大石などの日本語教育論からも「満州国」の「国語政策」の中の日本語優先論、「満洲国」の諸民族に日本文化と日本精神を移植するという日本文化優越論などが強く読み取れる。その「事業計画」と関係学者の政治的な日本語教育論だけを見ても、「満洲国語研究会」は日本の在満洲利益の最大化という政治的な目標のために作られたと言っていいたいだろう。

注

¹ 鈴木宗作、1919年陸軍大学卒業、1928年陸軍省軍務局軍事課員、1933年関東軍参謀、1935年歩兵第4連隊長、1937年教育総監部第2課長、1938年中支那方面軍参謀副長、1939年支那派遣軍参謀副長、1940年参謀本部第3部長、1941年第25軍参謀長、1944年第35軍司令官などを歴任。1945年4月ミンダナオ島への脱出途中で戦死した。死後、大將に進級。

² 鈴木宗作、『満州国の本質と日満関係』、『大亜細亜』4（4）、1936年4月、P10。

³ 鈴木宗作、『満州国の本質と日満関係』、『大亜細亜』4（4）、1936年4月、P11。

⁴ 鈴木宗作、『満州国の本質と日満関係』、『大亜細亜』4（4）、1936年4月、P12。

⁵ 鈴木宗作、『満州国の本質と日満関係』、『大亜細亜』4（4）、1936年4月、P12。

⁶ 鈴木宗作、『満州国の本質と日満関係』、『大亜細亜』4（4）、1936年4月、P15。

⁷ 鈴木宗作、『満州国の本質と日満関係』、『大亜細亜』4（4）、1936年4月、P13。

- ⁸ 鈴木宗作, 『満洲国の本質と日満関係』, 『大亜細亜』 4 (4), 1936年4月, P13.
- ⁹ 塚瀬進, 『満洲国「民族協和」の実像』, 吉川弘文館, 1998年, P45, 46.
- ¹⁰ 堀敏夫, 『満洲国における日本語教育の目標』, 『満洲国語』第1号, 1940年5月, P24, 25.
- ¹¹ 堀敏夫, 『満洲国における日本語教育の目標』, 『満洲国語』第1号, 1940年5月, P25.
- ¹² 于逢春, 『満洲国の蒙古族に対する日本語教育に関する考察』, 『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部第50号, 2001年, P198.
- ¹³ 石剛, 『日本の植民地言語政策研究』, 明石書店, 2005年3月, P68, 69.
- ¹⁴ 満洲国国務院法制処編纂 『満洲国法令輯覧』第3巻, 満洲国行政学会, 1942年, P50.
- ¹⁵ 三谷裕美, 『満洲国における「国語政策」——「新学制」にみる「国家」と「国語」像』, 『東京女子大学紀要論集』46 (2), 1996年, P103.
- ¹⁶ 丸山林平, 『本会設立経過報告』, 『満洲国語』第1輯, 1940年5月, P96-99.
- ¹⁷ 丸山林平, 『本会設立経過報告』, 『満洲国語』第1輯, 1940年5月, P97.
- ¹⁸ 「満洲国」には中国語のことを「満語」と言っていた.
- ¹⁹ 丸山林平, 『本会設立経過報告』, 『満洲国語』第1輯, 1940年5月, P96-97.
- ²⁰ 丸山林平, 『本会設立経過報告』, 『満洲国語』第1輯, 1940年5月, P97-98.
- ²¹ 丸山林平, 『本会設立経過報告』, 『満洲国語』第1輯, 1940年5月, P98.
- ²² 丸山林平, 『本会設立経過報告』, 『満洲国語』第1輯, 1940年5月, P99.
- ²³ 編輯後記, 『満洲国語』第1号, 1940年5月, P104.
- ²⁴ 三谷裕美, 『満洲国における「国語政策」——「新学制」にみる「国家」と「国語」像』, 『東京女子大学紀要論集』46 (2), 1996年, P99.
- ²⁵ 江幡寛夫, 「満洲国語研究会」評議員.
- ²⁶ 江幡寛夫, 『満洲国における日語の地位』, 『満洲国語』第4号, 1940年8月, P4.
- ²⁷ 江幡寛夫, 『満洲国における日語の地位』, 『満洲国語』第4号, 1940年8月, P4.
- ²⁸ 江幡寛夫, 『満洲国における日語の地位』, 『満洲国語』第4号, 1940年8月, P5.
- ²⁹ 江幡寛夫, 『満洲国における日語の地位』, 『満洲国語』第4号, 1940年8月, P8.
- ³⁰ 堀敏夫, 南満中学堂教諭, 満洲国語研究会評議員.
- ³¹ 堀敏夫, 『満洲国に於ける日語教育の目標』, 『満洲国語』第1号, 1940年5月, P24.
- ³² 大石初太郎, 満洲国語研究会評議員.
- ³³ 大石初太郎, 『日本語教育の本義』, 『満洲国語』第2号, 1940年6月, P9.
- ³⁴ 大石初太郎, 『日本語教育の本義』, 『満洲国語』第2号, 1940年6月, P12.
- ³⁵ 大石初太郎, 『日本語教育の本義』, 『満洲国語』第2号, 1940年6月, P14.
- ³⁶ 大石初太郎, 『日本語教育の本義』, 『満洲国語』第2号, 1940年6月, P15.
- ³⁷ 大石初太郎, 『日本語教育の本義』, 『満洲国語』第2号, 1940年6月, P15.

[研究報告]

九州共立大学における100円朝食キャンペーンはどのように利用されているか －2014年度の利用実態分析－

原口 誠¹⁾，池本 友洋²⁾

要 旨

本稿の目的は、九州共立大学の100円朝食キャンペーンの利用実態を分析するものである。九州共立大学は、2012年度から100円朝食を開始した。初年度とその翌年度は、学生は割引券を入手し、100円に割引券を添えて支払っていた。この支払方法は、経費精算を行う大学事務局に大きな負担となっていた。そのため、学生証を用いた簡易なシステムが導入された。支払時に学生証のバーコードをスキャンすることで利用者を特定し、利用日時と利用者をデータ化した。利用日時と利用者をデータ化することで、100円朝食の利用と学生の授業出席率や単位修得率との関係が分析できるようになった。

Whether "100yen breakfast campaign" has been used how in Kyushu Kyoritsu University - An analysis of actual usage of 2014 -

Makoto HARAGUCHI¹⁾ , Tomohiro IKEMOTO²⁾

Abstract

The purpose of this paper is to analyze "100 yen breakfast campaign 2014". Kyushu Kyoritsu University began "100 yen breakfast" at 2012. First year and next year , student get coupon and pay 100 yen with coupon. This way is very difficult for university affairs. So, new payment method has been introduced. To identify the person by scanning the bar code of student ID card at the time of payment, it is intended to data reduction. By the data of the usage date and time and the user, it has become possible to analyze the relationship between the use of "100 yen breakfast" and attendance and grades.

KEY WORDS : University students of breakfast, Student Support

1) 九州共立大学教務課
2) 九州共立大学総務課

1) Kyushu Kyoritsu University, Academic Affairs
2) Kyushu Kyoritsu University, Administration Affairs

1. 課題

近年、朝食をとらない学生が多い現状¹⁾を改善しようと、学生支援の一環として大学の食堂で安価な朝食を提供する動きが広がっている。価格は100円が主流であるが、期間限定で1円や無料、学生だけでなく教職員も利用可能な大学もあるなど、その実施形態は様々である。

大学プレスセンター(2015)によると、「100円朝食」は1999年11月に白鷗大学(栃木県小山市)で開始されたのが日本で最初の事例のようである。また、筆者が福岡県内の大学での実施状況を各大学のWebサイトを閲覧して調査したところ、福岡県内では2010年7月に福岡大学において期間と食数を限定して実施したのが最初の事例のようである。

本学での同様の取組は2012年10月から始まったのだが、そもそもなぜ本学が「100円朝食」を導入したのか、その経緯について述べることにする。

本学が朝食の重要性を認識するきっかけとなったのは、2011年2月19日に本学で実施された大畑誠也氏(九州ルーテル学院大学客員教授)の講演会である。同講演会は、本学が2010年度に文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に選定されたことを記念して実施された。講演タイトルは「21世紀の能力 悪戦苦闘能力を身に付けよう」で、講師の高等学校長時代の学校活性化の取組を中心とした講演がなされた。特に講師の著書(2010)にある、高等学校の生徒に朝食を取らせることで健康状態の改善、授業に対する集中力の向上を実現した実践報告が大いに関心を集めた。講演会には学長を始め幹部教職員も多数出席しており、朝食の重要性に関する共通認識がこのとき形成された。

また、本学では2005年から出席管理システムが導入されており、学生の授業出席率と単位の修得に強い正の相関関係があること、および除籍退学となる学生の授業出席率が学部学年平均と比べて大幅に低いことも明らかになっていた。

これらのことから、大学事務局では、学生へ安価な朝食を提供することによって授業出席率や単位修得率が改善され、除籍退学の防止につながるのではないかとこの着想を得た。その後、事務局内で実施計画が検討され、2012年10月から「朝食キャンペーン」と称して、従来280円であった朝食に大学が100円の補助をおこない、180円で学生に提供するようにした。この取組は学生だけでなく保護者にも好評であったため、朝

食のさらなる充実を目指して、同年11月12日から朝食を300円に値上げするかわりに種類を1種類から3種類に増やした。

一方で学生の負担は少なくなるよう、大学から100円、保護者で組織する後援会から100円の補助をおこない、学生へワンコインの100円で提供するようにした。これが、本学が「100円朝食」を導入するに至った経緯である。

「100円朝食」の提供期間は授業実施期間中の全ての平日で、一日の提供食数に制限を設けなかったこともあり、「100円朝食」への学生の反響は絶大であった。

朝食の利用は急増し、朝食280円時の1日平均25食から「100円朝食」開始直後に141食と大幅に伸び、2014年度の平均食数は263食にまで増加した。

学生には大好評である「100円朝食」だが、大学および後援会からの補助を、①割引券を学生に配布、②食堂で学生が支払時に100円と割引券を提出、③食堂から月締めで割引券を大学事務局に提出、④大学事務局で確認し精算、という流れでおこなっていたため、経費精算に伴う食堂および大学事務局の事務処理負担が増大した。

また、支払時に個人が特定されない方式であるため、利用者数以外の情報が取得できず、「100円朝食」の提供が学生の生活習慣の改善につながっているのか検証ができないという問題があった。また、他大学の学生の利用の可能性や、同一日に複数回利用する学生の存在も指摘されていた。

これらの問題を解決するために、2014年4月より割引券方式に変えて、学生証のバーコードを支払時に読み取ることで本人確認と同一日に複数回の利用を防止する簡易なシステムを導入した。

同システムの概要は、①定置式バーコードリーダーを接続したノートパソコンをレジ横に設置、②支払時に学生自身が学生証表面のバーコードを読み取らせる、③バーコードの情報から学籍番号を特定、④バーコードの読み取り日時・学籍番号を簡易データベースに記録、⑤マスタ登録された本学学生以外の利用や同一日に複数回の利用であった場合はアラートを表示する、⑥システム終了時に読み取ったデータをネットワーク経由で自動送信する、というものである。

システムの導入によってスムーズな経費精算が可能になるとともに、「いつ・誰が利用したか」がデータ化されることで、様々なシステムと連携が可能となり、学生の授業出席率や成績などとの関係性を分析するこ

とができるようになった。

本稿は、2014年度の「100円朝食」の利用実態について、利用学生の属性や授業出席率・単位修得率との関係について報告するものである。

2. 2014年度「100円朝食」の基礎データ

2014年度は、前期（4月11日～8月7日）および後期（9月22日～2月4日）の授業期間中の月曜～金曜に、「100円朝食」を提供した。提供時間は8時から10時40分であった。2014年度の「100円朝食」利用食数の基本統計量などを、(表1)に示す。

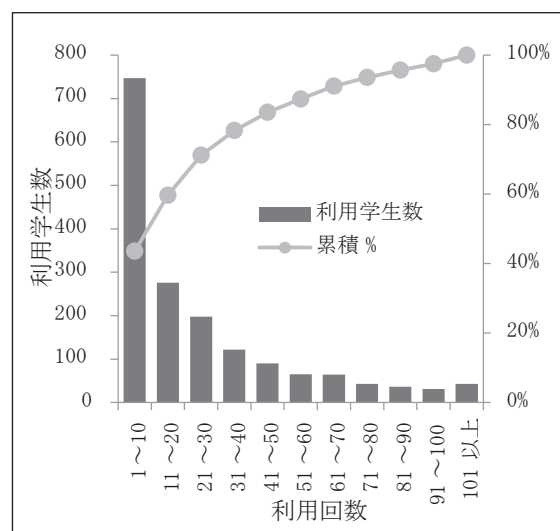
(表1) 「100円朝食」利用食数の基本統計量など

提供日数	162日
提供食数	42,725食
1日平均食数	263食
最小利用回数	1回
最大利用回数	151回
平均値 (利用回数)	24回
中央値 (利用回数)	14回
最頻値 (利用回数)	1回
100円朝食利用者数 (実数) a	1,715人
全学生数 b	2,218人
100円朝食利用率 (a / b)	77%

次に、学生毎に利用回数を集計し、階級幅を10回とした度数分布表 (表2)、ならびにヒストグラムを作成した (図1)。

(表2) 利用回数の度数分布

利用回数	学生数	累積 %
1～10	747	43.56%
11～20	276	59.65%
21～30	198	71.20%
31～40	122	78.31%
41～50	90	83.56%
51～60	65	87.35%
61～70	64	91.08%
71～80	43	93.59%
81～90	36	95.69%
91～100	31	97.49%
101以上	43	100.00%



(図1) 利用回数のヒストグラム

利用回数の再頻値が1回であること、および利用回数のヒストグラムのピークが1回～10回で右の裾が長い分布であることが特徴である。「試しに一度食べてみました」という学生を含んではいるものの、在籍学生の77%に利用経験があることから、「100円朝食」は学生に充分認知され、大学が提供する学生支援サービスとして多くの学生に利用されているといえる。

3. 学生の属性を用いた分析

食堂での支払時に学生証のバーコードを読み取ることで、学籍番号と利用日時がデータ化される。これらのデータを用いて、「どのような学生が利用しているのか」を分析してみた。

まずは、学部学年別の利用者数 (実数) を (表3) に、学部学年別の利用回数を (表4) にまとめた。

(表3) 学部学年別利用者数 (実数)

		学部	
		経済	スポーツ
学年	1	261	280
	2	193	283
	3	209	224
	4	86	177
	なし	1	1
計		750	965

(表4) 学部学年別利用回数

		学部	
		経済	スポーツ
学年	1	6,639	10,357
	2	3,721	9,447
	3	2,990	5,612
	4	779	3,178
	なし	1	1
計		14,130	28,595

利用者数実数の学部別合計を比較すると、スポーツ学部は経済学部の1.28倍であるが、利用回数の学部合計ではスポーツ学部は経済学部の2.02倍となっており、スポーツ学部へヘビーユーザーが多いことが明らかになった。

次に、課外活動と住居形態に着目し、「課外活動（あり・なし）」と「住居形態（自宅・自宅外）」の利用者数（実数）のクロス集計表を作成した（表5）。

(表5) 「課外活動」「住居形態」の利用者数（実数）のクロス集計

		住居形態		計
		自宅	自宅外	
課外活動	あり	269	907	1,176
	なし	279	260	539
計		548	1,167	1,715

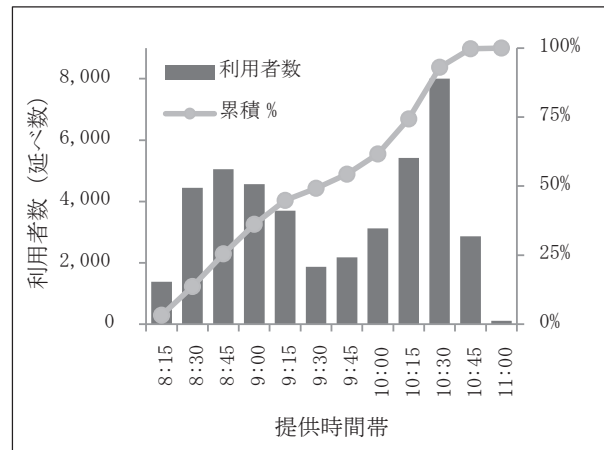
「自宅外に居住する課外活動を行っている学生」の利用者が最も多く、課外活動の充実を目指す本学の学生支援策として有効に機能しているといえる。

4. 見えてきた問題点（それって朝食なの？）

「100円朝食」の食数は右肩上がりに増加していった。一方で、「100円朝食」を管轄する学生支援課職員より、「朝食を食べて1時限目の授業に出て欲しい」という本来の趣旨と学生の利用実態が異なってきたのではないかと指摘がなされるようになった。

職員の目視での感覚では、1時限目の開始前に利用のピークが1度あり、その後、1時限目の終了直前から直後にかけての時間帯が最も利用者が多いようであるとのことであった。

このことを検証するために、学生が支払時に学生証のバーコードを読み取らせた時刻を「100円朝食」の利用時刻とみなし、15分間隔（＝階級幅15分）で利用者数のヒストグラムを作成した（図2）。



(図2) 時間帯別利用者数（延べ数）

ヒストグラムから明らかのように、1時限目開始直前の8時45分と1時限目終了の10時30分に利用のピークが発生しており、最も利用者が多い時間帯は10時30分であった。10時30分に食べる「100円朝食」は朝食とは言いがたく、「100円朝食」提供の趣旨に反する利用実態が明らかになった。

このことを是正するため、2015年度は提供時間を短縮（8時～9時30分）して「100円朝食」を提供することとなった。

5. 授業出席率との関係

「100円朝食」を利用する学生と利用しない学生とで、授業の出席率に差があるのかを検証してみた。検証の対象は、2014年度の経済学部1年生の2014年度通算の授業出席率とした。

対象を選択した理由は、本学が直面する様々な課題の中で、経済学部の入学定員を充足させることが最大の課題であると筆者としては考えているためであることと、単位を修得し退学を防止するためには1年次の授業出席率を高く保つことが有効だと考えるからである。

利用回数の中央値（14回）を用いて、経済学部1年生を「100円朝食」の利用回数に応じて「利用なし」「1回～14回」「15回以上」の3群に分け、授業出席率（2014年度通算）の平均値を算出したところ、「利用なし」

で79.77%, 「1回～14回」で82.73%, 「15回以上」で87.15%となった。

この3群の平均値の差に統計的に意味のある差があるかどうか検定するため、Excel2013のデータ分析ツールを用いて一元配置分散分析をおこなったところ、有意な差が見いだされた ($F(2,319) = 5.06, p < 0.01$)。

6. 単位修得率との関係

出席率との関係と同様に、2014年度の経済学部1年生の2014年度通算の単位修得率（修得単位数／履修登録単位数）に差があるのかを検証してみた。

利用回数の中央値（14回）を用いて、経済学部1年生を「100円朝食」の利用回数に応じて「利用なし」「1回～14回」「15回以上」の3群に分け、単位修得率（2014年度通算）の平均値を算出したところ、「利用なし」で74.31%, 「1回～14回」で81.76%, 「15回以上」で85.17%となった。

この3群の平均値の差に統計的に意味のある差があるかどうか検定するため、Excel2013のデータ分析ツールを用いて一元配置分散分析をおこなったところ、有意な差が見いだされた ($F(2,315) = 6.62, p < 0.01$)。

7. 考察とまとめ

「100円朝食」利用者の属性を分析することで、学部学年別の利用回数ではスポーツ学部の1年生と2年生が多数を占めることが明らかになった。また、課外活動の有無と住居形態の利用者数（実数）クロス集計から、自宅外に居住する部活学生の利用者が多いことが明らかになった。

低学年の利用回数が多いのは、1時限目から授業が始まることが多い時間割であることと、履修科目数自体が多く、月曜日から金曜日までほぼ授業が入っているためと考えられる。

自宅外に居住する部活学生の利用者が多いのは、部活の朝練などで早朝から大学に来ることが多いこと、および強豪運動部では全国から学生が集まり自宅外に居住する学生が多くなるためであろう。

経済学部1年生を対象とし、「100円朝食」の利用回数に応じて「利用なし」「1回～14回」「15回以上」の3群に分け、授業出席率の平均値および単位修得率の平均値を算出し、どちらの平均値も3群間に有意差があることが明らかになった。このことから、「100円朝食を利用するから授業に出席して単位が取れる」と

まではいえないものの、なんらかの影響はあったのではと推測される。

本稿では、「100円朝食」の利用回数と既存データとの関連性を分析したが、「100円朝食」を継続・発展させていくためにも、「100円朝食」の利用と学生の生活実態や健康状況との関連を捉えるような仕組みを構築してはどうかと考える。

一例であるが、学生支援課が後期ガイダンスで実施している「学生生活実態調査アンケート」や、保健センターが実施している「健康診断」の問診表で、「100円朝食」の利用頻度と生活習慣や健康状況の改善への寄与具合の自己認識を継続調査することで、新たな学生支援の施策立案に寄与する情報が得られるのではないだろうか。

冒頭で述べたように、「大学が学生に対して安価な朝食を提供する」という取組が全国的に広がっているが、その利用実態を数値で表し、授業出席率や単位修得率との関係を示した事例は筆者の調べではまだあまり無いようである。本稿がその事例のひとつになることができれば幸甚である。

8. 付記

本学の「100円朝食」の取組は複数のメディアに取り上げられ、意図せずして大学の広報にも貢献することとなった。テレビ・ラジオなどに取り上げられた日時とメディア名を以下にまとめる。

放映などの日時	メディアなど
2012年11月12日	NHKテレビ放映
2012年11月12日	KBCテレビ放映
2012年12月1日	朝日新聞掲載
2013年1月18日	毎日新聞掲載
2013年12月10日	RKBラジオ放送
2014年3月24日	玉川大学より食堂視察

「100円朝食」を開始した直後に、4件のメディアに取り上げられている。福岡県内では福岡大学に続いて2番目に開始した本学の取組であるが、期間も食数も限定しなかったことが大きく取り上げられた理由ではないだろうか。

- ¹⁾ 平成25年「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)の結果によると、朝食の欠食率は、男性14.4%、女性9.8%であり、性・年齢階級別に見ると、男女ともに20歳代で最も高く、男性で30.0%、女性で25.4%である。また、20歳代男女の朝食欠食率が年齢階級別で最も高い状態は平成15年から継続しており、若者が朝食を食べない状態が慢性化していることがうかがえる。

参考文献

- 1) 大学プレスセンター (2015) : 大学通信 「[100円朝食]で学生の健康をサポート」 2015/05/09,
<http://www.u-presscenter.jp/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=7932>
(閲覧日: 2015年7月14日)
- 2) 講師の著書 (2010): 大畑誠也, 答えは現場にあり,
ばるす出版, pp50-65

『九州共立大学研究紀要』 執筆要領

2015年1月8日改訂
九州共立大学 紀要委員会

本要領は、九州共立大学紀要委員会要項第9条の規定に基づき、『九州共立大学研究紀要』（以下、『紀要』）の執筆要領について定めるものである。

【書式】

1. 原稿は、原則として所定の書式を用い、当該書式に記載された執筆細則に従って作成する。
書式は、グループセッションの〈ファイル管理→九州共立大学→附属図書館→九共大紀要関係〉からダウンロードする。
2. 所定の書式を使用できない場合は、紀要委員会に申し出る。
3. 図表・画像等の位置（レイアウト）は、あらかじめ著者が書式中において指示する。
4. 原稿は原則として刷り上がり8ページ以内とし、最終ページが偶数となるようにする。

【投稿時の提出物】

1. 所定の鏡（書式は上記URLからダウンロード）。
2. 電子データ化された原稿ファイル。加えて、査読付論文の場合はプリントアウト原稿2部。
3. 図表・画像等については、必要に応じて原図もしくはデータを別途提出。

【書体および字体の大きさ】

1. 本文（見出し等を含む）の書体・字体の大きさは、所定の書式において設定済み。
2. 本文見出し等あとの空白行設定は、著者の任意とする。
3. 和文の表記は、原則として常用漢字および現代仮名遣いとする。ただし、特殊な字種・用語法が必要な原稿に関しては、この限りではない。
4. 和文の句読点は、製版時に全角の〈、〉〈。〉に統一される。ただし、縦書きの場合は〈、〉〈。〉となる。

【図表等】

図表や画像に付す説明文については、原則として

- 1) 図・画像の場合は、その下側に、
- 2) 表の場合はその上側に、それぞれに通し番号を付して簡潔に記す。

【注および引用・参考文献】

1. 注はすべて本文末にまとめる。
2. 引用・参考文献は一連番号を付してまとめ、本文末の注のあとに記載する。

【その他】

本執筆要領に定めのない書式等、特に引用・参考文献の表記については、各専攻分野の例に準ずることを可とする。

『九州共立大学研究紀要』 投稿要領

2015年1月8日改訂
九州共立大学 紀要委員会

本要領は、九州共立大学紀要委員会要項第3条の規定に基づき、『九州共立大学研究紀要』（以下、『紀要』）の発行および投稿について定めるものである。

【発行】

1. 本誌は、九州共立大学における研究活動の紹介を目的とする。
2. 発行は年2回（1巻1, 2号）とし、必要に応じて臨時発行できるものとする。

【投稿資格】

1. 単著の場合は、以下の各項のいずれかに該当する者。
 - 1) 本学の専任教員。
 - 2) 本学協定校の専任教員。
 - 3) 福原学園の専任職員で、紀要委員会が適当と認めた者。
 - 4) 上記1)～3)以外で紀要委員会が特に適当と認めた者。
2. 共著の場合は、筆頭執筆者、共同執筆者ともに上記1. 各項のいずれかに該当する者。共同執筆者が上記1. 各項に該当しないときは、紀要委員会が適当と認めた者に限る。
3. 筆頭執筆者として投稿できるのは、各号1編とする。

【投稿原稿】

1. 投稿原稿は、以下のいずれかのカテゴリーに属するものとする。
 - 1) 研究論文（原著論文、実践的研究、総説等）
独創性が高く、学術論文として完結しているもの。先行研究が十分に把握され、かつその研究領域での当該研究の位置付けが明確であることを要する。このカテゴリーの論文については、査読の有無を選択できる。
 - 2) 研究報告（研究ノート、資料紹介を含む）
研究の着想・構想、最新情報の論評、調査・実験・観察結果などを報告するもの。

3) 書評・英文

刊行された書物の内容を批評・紹介したもの、および翻訳。本学の教職員の出版物あるいは本学教員の専門領域にかかわる書籍の書評は、優先的に掲載する。

4) その他

前記1)～3)に該当しない投稿原稿で、紀要委員会において掲載を認めたもの。

2. 査読付論文については、使用言語を日本語もしくは英語のみとする。
3. 投稿原稿は、以下の各項を満たした場合に限り受理される。ただし、締切日を越えては受理しない。
 - 1) 事前の投稿申込が所定の期日までになされていること。
 - 2) 別に定める執筆要領に従っていること。
 - 3) 原稿の電子データが電子メール添付で送付されていること。電子媒体での提出も可。加えて、査読付論文の場合は、プリントアウトされた原稿2部の提出が必要。いずれの場合も所定の鏡を付すこと。
 - 4) 研究論文・研究報告の場合には、欧文タイトルおよび英文の要旨（Abstract）、キーワードが付されていること。

なお、投稿された原稿は、紀要委員会において審査（校閲）し、本要領および上記2)の要件を満たしていない場合は書き直しを求められることがある。

【原稿の差し替えおよび修正】

提出後の原稿の差し替えは認めない。修正については、以下の各項に該当するとき以外は認めない。また、修正は著者の責任において行うこととする。

1. 査読付研究論文の場合、査読の結果、査読者から修正を求められたとき。
2. 紀要委員会における校閲の結果、修正を求められたとき。

【校正】

1. 著者校正は、原則として再校までとし、レイアウトを大きく崩すことがないように留意する。なお、校正段階での原文の差し替え、追加、削除は、部分的であれ認めない。
2. 3校は紀要委員会がおこない、3校をもって校了とする。

【別刷】

別刷は、原則として1編につき50部を無料で提供する。それ以上を必要とする場合は、著者の実費負担とする。また、特殊な印刷（多色刷り・カラー写真等）を必要とした場合は、著者がその分の実費を負担する。

【著作権】

1. 『九州共立大学研究紀要』に掲載された論文等の著作権は著者に帰属する。
2. 紀要委員会は原稿の第一次刊行権を有し、版下は紀要委員会に帰属する。大学が事業として紀要掲載論文等を再編集した論文集などを刊行する場合は、投稿時点において著者の許諾をえているものとし、著作料は支払わない。
3. 著者は、『紀要』に掲載された論文等の全部もしくは一部を複製あるいは転載の形で利用することができる。ただし、その場合には、『紀要』掲載論文等である旨を明記しなければならない。
4. 『紀要』掲載論文等に掲載許可等を必要とする第三者の著作物（写真、図版等）が含まれている場合は、著者がその著作権にかかわる許可等の処理を行わなければならない。
5. 『紀要』掲載論文は、原則として電子化し、九州共立大学附属図書館のホームページおよび九州共立大学リポジトリにおいて公開する。ただし、著者が『紀要』掲載論文の電子化・公開を望まない場合は、書面にて当該論文の電子化・公開を拒否することができる。

【その他】

この要領に定めるもののほか、『紀要』の発行および投稿に関して必要な事項は、紀要委員会において決定する。

紀要委員

委員長

松 田 高 史

経済学部

日 高 和 美
梅 田 勝 利

スポーツ学部

永 田 聡 典
浜 田 雄 介

共通教育センター

田 中 雄 二
ダニエル・ドロークス

業務課

松 尾 伸 二

平成27年9月30日印刷

平成27年9月30日発行

発行者 **九州共立大学**
〒807-8585
福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8

編集者 **九州共立大学紀要委員会**

印刷所 有限会社 秀文社印刷
〒804-0013
福岡県北九州市戸畑区境川二丁目3-3

2015
**Study Journal of
 Kyushu Kyoritsu University**
 No.6 Vol.1

CONTENTS

Research Paper

- Yousuke ISHIZAKA
 Designing the Conceptual Framework of Dynamic Capability from the Viewpoint of
 Organizational Ambidexterity Perspective (3)
- Misaki OTANI, Yumiko MORIE
 Legal foundation of the liability for damage concerning the sports accident
 in the educational front ②
 -Conception about obligation of security- (13)
- Masaru NARITOMI, Kusuo CHIJIWA
 Protection of the endangered species of Kyushu Kyoritsu University "Biotope Jiyuugaoka" (23)
- Kazumi HIDAKA, Kayo TAKAHASHI, Shinobu SHIRAISHI, Koh NODA, Nahoko KOYA,
 Kenji YOMODA, Moka KUBOTA
 Practical training for teachers (2)
 -Developing a teaching method for teaching practicums- (29)
- Yasuo MITO, Yuji YASHIMA, Masafumi SHIMMOTO, Soonjin KWON
 Purchase of Textbook and the Number of Credit Earning (35)
- Takenori AWATANI, Junji SHINOHARA, Yasutaka TATUMI, Nana NAKAMURA
 Examination of the cooperation method with the medical institution to enhance student
 trainer education and the student athlete support in Kyushu Kyoritsu University
 Reconditioning Room (43)

Research Report

- Junji SHINOHARA, Masaru NARITOMI, Yasutaka TATUMI, Nana NAKAMURA
 Implementation and development of emergency action plan for the intercollegiate sports
 activities at Kyushu Kyoritsu University (49)

Research Paper

- Shin HASEGAWA, Kyotaro FUNATSU
 The Morphological Characteristics of the Deep and Surface Layer Muscles in Limbs and
 Trunk of Baseball Pitchers. (57)

Research Report

- Yukito HIGUCHI, Kazushige OSHITA
 Educational Effects of E-learning Instruction for Passing the Qualification Examination
 of Certified "Health Fitness Programmer" (63)

Research Paper

- Katsuya FURUICHI, Nazario BUSTOS, Yohei YAMASHITA
 On the Development of a Program to Put the University as the Centre of the Community :
 Organization of the "Students' Fire Brigade" and the "Prevention of Disaster" Lectures" (67)

Research Report

- Yasutaka TATUMI, Junji SHINOHARA, Kohei ARIYOSHI, Takenori AWATANI,
 Nana NAKAMURA
 Reporting of 2014 Reconditioning Room Activities and Future Prospects at The Kyushu
 Kyoritsu University (75)

Research Paper

- Keita TAKAHASHI
 Contemporary aging society and a postwar novel—Shotaro, Yasuoka. "Kaihen no Kokei." (79)

Paper

- Miho NAGAMATSU
 A Study of the Effectiveness of One-to-one English Lessons via Skype and
 Students' Responses to Them (87)

Research Paper

- Arong BAO
 The investigation of learning strategy in Japanese Major in Inner Mongolia University (95)
- Hexigetu BAO, Arong BAO
 On Japanese Education in Puppet Manchuria ---Based on the Institute of Manchuria Language (101)

Research Report

- Makoto HARAGUCHI, Tomohiro IKEMOTO
 Whether "100yen breakfast campaign" has been used how in Kyushu Kyoritsu University
 - An analysis of actual usage of 2014 - (109)